

午前10時30分開会

○池田分科会長 皆さん、おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会保健福祉分科会を開会いたします。以降、着席にて進めさせていただきます。

決算調査の進め方について、お諮りいたします。

当分科会では、議案第41号、令和3年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてのうち、保健福祉委員会所管分を調査いたします。お手元に、保健福祉分科会決算調査についての案を配付しております。

調査方法については、理事者からの説明は決算関係資料の配付をもって代え、特に説明を要する場合のみ行うことといたします。原則として「目」ごとに調査することとし、事項が少ない科目については「項」ごとといたします。各理事者においては、主要施策の成果等の説明がある場合には、目または項ごとの冒頭で説明をお願いいたします。

2番ですね、理事者の出席については、部長及び庶務担当課長は常時出席といたします。ほかの理事者は所管分の調査時のみ出席とし、それ以外は自席待機といたします。

次に、調査日程については、本日は一般会計の歳出、3番、保健福祉費のうち保健所所管以外の部分を調査いたします。次回の10月3日については一般会計の歳出、3、保健福祉費のうち保健所所管分と、9、諸支出金のうち保健福祉部所管分、一般会計の歳入、国民健康保険事業会計の歳入歳出、介護保険特別会計の歳入歳出、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の調査を行います。

4、分科会決算調査報告書については、分科会で論議された項目及び総括質疑において論議することとした項目を記載し、分科会の会議録を添付した上で、10月6日、木曜日、午前中に予算・決算特別委員長に提出をいたします。

次に、持参資料を確認いたします。

決算書、決算参考書、決算関係資料、主要施策の成果、決算審査意見書、事務事業概要、保健福祉部のⅠとⅡ、以上です。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

また、会計室のほうから分科会の報告を即刻行うため、後方の席にパソコンを持ち込んでタイピングいたしたい旨の申出がありました。これを許可しましたのでご了承ください。

また、限られた時間で調査となりますので、説明、質問、答弁、いずれも簡潔になるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、調査に入ります。

○細越保健福祉部長 それでは、令和3年度決算審査に当たりまして、概括的なご説明をさせていただきます。

令和3年度予算につきましては、区民の命と健康を守ることを最優先に、未曾有の大災害とも言えますこのコロナ対策を中心に、様々な施策に注力してまいりました。その中でも、保健福祉部の業務につきましては、区民の日常生活に直結するものでありまして、その最前線の現場で、このたびのコロナ禍に対して、区としてできることを模索しながら進めてまいりました。業務の性質上、空振りに終わるものも一部ございましたけれども、全般的には、先行きが見通せない中で、臨機応変に、適宜適切に対応できたと認識をしております。

それでは、恐れ入ります、主要施策の成果の9ページをご覧くださいと思います。こちらに各会計の財政収支の状況が記載されております。一般会計はもとより、保健福祉部では、この三つの特別会計を所管しております。いずれの特別会計も堅実に今対応・執行しておりますが、少子高齢化が進展していく中で、それぞれの制度を維持させていくために、今後も国の動向を見据えながら、適切に制度運営に努めていきたいと考えております。

恐れ入ります。14ページをお開きください。こちらには七つの重要事項のうち、取り組みのうち、新型コロナウイルス感染症対策でございますけれども、ワクチン接種に関する費用、また、区内の医療提供体制を維持するために、災害拠点病院をはじめとしまして区内の医療関係機関、さらには介護事業者などに対しまして運営支援をしております。

恐れ入ります。17ページをお開きください。こちらのほうでは、本来業務であります保健福祉に関する取り組みでございます。

この下のほうにあります一覧表の上から3番目になりますけれども、区の保健福祉分野における最上位計画であります地域福祉計画の改定、こちらを行いまして、今後の取り組むべき方向性を示したところでございます。

また、表の中ほどになりますけれども、障害者に対する理解促進では、障害を持つ方たちのニーズを把握するとともに、障害等についての意識啓発を図ることを目的といたしました「千代田区の良かったこと調査」、これを実施いたしました。

個々の主な取組につきましては、新規拡充を中心に、この後、それぞれの項目ごとの冒頭で所管課長より説明させていただきます。

本日、そして、また来週の月曜日の2日間にわたりまして、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○池田分科会長 福祉総務課長。

○佐藤福祉総務課長 私からは、福祉総務課長と福祉政策担当課長の分を続けてお話しさせていただきますと思います。

まず、決算参考書の172ページ、18、地域福祉計画の改定でございます。事務事業概要37ページ、主要施策の成果、47ページでございます。地域福祉計画は。

○池田分科会長 すみません、ちょっと休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

まずは、項の1、保健福祉管理費のうち目1、保健福祉総務費の調査です。決算参考書の170ページから175ページになります。

執行機関から、説明を要する事項について、お願いいたします。

福祉総務課長。

○佐藤福祉総務課長兼福祉政策担当課長 私からは、福祉総務課長分と福祉政策担当課長分、続けてご説明を申し上げたいと思います。

まず、福祉総務課長分といたしまして、決算参考書の172ページ、18、地域福祉計画の改定、21、旧千代田保健所維持管理、174ページの25、PCR検査助成についてでございます。

初めに、18、地域福祉計画の改定でございます。事務事業概要37ページ、主要施策の成果47ページでございます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づきまして、区市町村が策定する計画です。前計画策定から5年が経過したことから、令和3年7月に地域福祉計画策定委員会を設置し、現状把握や課題整理を行うとともに、区や地域福祉の在り方や、今後必要な取組について検討いたしました。計画は、令和4年2月にパブリックコメントを実施し、令和4年度中に取りまとめを完了いたしました。令和3年度の支出は、策定委員会にかかる報償費、計画の取りまとめ業務にかかる委託経費で、当初の予定より策定委員会の開催回数が増えたために、報償費を2万4,000円流用しております。

次に、21、旧千代田保健所維持管理でございます。神田警察署の仮庁舎として、環境まちづくり部を通して警視庁に貸し付けを行っておりました旧千代田保健所の平常管理経費について、令和3年度に保健福祉部で引き継ぎました際、電気料金及び設備点検費用の額が不足していたことが判明し、124万4,000円を流用いたしました。

次に、25、PCR検査助成です。事務事業概要88ページ、主要施策の成果48ページでございます。

令和3年当初、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、重症化する可能性の高いハイリスク者を対象に、医療機関で受検したPCR検査の費用を助成いたしました。予算計上後、感染症対策のフェーズが変わっていくにつれ、区や、国や都のPCR検査の実施体制が整い、また、身近な検査機関や自主検査の機会を充実するなど事業環境の変化から、当初の利用見込みを下回りましたため、執行率は0.47%にとどまりました。

なお、本事業は、令和3年度で事業を完了しております。

続きまして、福祉政策担当課長から、決算参考書の172ページ、16、福祉避難所の防災訓練、及び17、8050対策について説明させていただきます。

初めに、16、福祉避難所の防災訓練でございます。事務事業概要83ページ、主要施策の成果45ページでございます。

高齢者や障害者をはじめ、災害時に一定の配慮を要し、一般の避難所での生活が難しい方を受け入れる福祉避難所について、開設に関する協定を締結している施設での訓練を順次実施しております。令和3年度は、高齢者総合サポートセンター、及び岩本町ほほえみプラザを対象とし、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、図上訓練として実施をいたしました。訓練の計画及び実施を専門事業者に委託した経費として220万円を支出し、執行率は95.24%でございました。

最後に、23、8050対策でございます。事務事業概要84ページ、主要施策の成果46ページでございます。

高齢の親が中高年のひきこもり状態にある子の生活を支える8050問題への理解を広く促進するとともに、当事者の支援体制を整備するため、466万5,000円を計上いたしました。支援業務を専門業者に委託する経費の契約実績、及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う講演会等イベントの実施見合せによる残が生じまして、執行率は35.09%でございました。

なお、本事業は、令和3年度の試行実施を通じまして、「8050問題」に至る以前、ひきこもりの早期からの支援が、より効果的であるとの認識に至りましたため、令和4年

度にひきこもり対策として取組みを進めているところでございます。

ご説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。説明が終わりました。

委員からの質疑はページごとに受けたいと思います。

まずは、予算書の170ページから171ページの質疑を受けます。

○岩佐委員 170ページ、6の生活困窮者自立支援の（1）の②、子どもの学習・生活支援についてお伺いをします。

今回、これは58人の方が受けられて、予算が1,400万円、あ、違います。58人受けられたということで、まず、これって、今年、令和3年度で人数を増やした、場所も増やしたと思うんですけども、先日の委員会で、予算特別委員会の補正予算のときに、やっぱり就学援助のお子さんが全体の5%いるということで、この58人というのは、これですぐいっぱいになってしまったのか、あるいは、希望があって、お断りしている件数があったりするんでしょうか。

○大松生活支援課長 まず、今の令和3年度は58人でございますが、名簿上の枠が65人ございまして、ほぼ名簿上はいっぱいになる数字でございます。

次に、お断りしたかどうかという件数でございますが、令和3年中、お断りした、いっぱいになるなどしてお断りさせていただいた件数はございません。

○岩佐委員 この学習支援、平成31年から、やっているのは平成28年か、平成28年からやられているんですけども、この学習支援で、以前ご答弁いただいたときには、学習の進行管理ですとか、あと、居場所的なものだという、そういったご答弁も頂いているんですが、そもそも、やはりこれ、国が出しているお金の趣旨が、子どもの学力が、いわゆる所得による格差を少しでも縮めようという趣旨です。そういう観点からいくと、この子どもたちの学力に関しては、どのように検証、その効果が出ているということを測られているのか、そこをご説明いただけますか。

○大松生活支援課長 今の頂いたご質問につきまして、確かに国の生活困窮者自立支援法に基づき、困難を抱えた生活困窮世帯の子どもの社会的自立を促進し、貧困の連鎖防止を図るという趣旨で、居場所づくりという点で、この事業をいたしております。それで、生徒3人に講師が1人ついて学習しておりますが、その結果、どのぐらい、その学力が上がったとか、そういった検証のほうまではしておりませんで、今後、ちょっと課題になるかと存じます。

○岩佐委員 もともと、これって週に1回で、1時間程度で、学力を上げるというのにどの程度の効果があるかという、その時間的にも含めて、まず、その場所。始めるスタートは小さくても仕方がないと思うんですけども、この金額と、その回数、そして場所も、出張所など、いろんな、区の施設も活用されているので、となると、この質とその量とが、人数とで、少し、やはりもう少しブラッシュアップできるところがあるんじゃないかと思うんですね。

で、学力を上げるということ、もう少し視点に置かないと、これ、当初の予定であった格差の解消ということはいかないと思うんです。これ、学童の延長ではないので、もちろん、その食事ができないかもしれないとか、そういった課題のあるお子さんをきちんと拾っていく、問題を、課題を抽出していくという場にはなるかと思うんですけども、そ

の学力を、もう少し興味があるような子ども、そういった子どもをもっと集中的に指導するというのが、もうちょっと必要だと思うんですね。そこに関しては、どのぐらい、この事業者さんと連絡を取り合っていて、あと、事業者さんはどれぐらい親御さんとか保護者の方と連絡を取ったりする、あるいはフォロー、来なかったときのフォローなんかはしているんでしょうか。

○大松生活支援課長 今頂いたご質問につきまして、まず、学力のために、居場所づくりと兼ねてブラッシュアップを、学力を向上させるためにブラッシュアップをしないといけないのではないかという点につきまして、確かに、まず週に1回、その、ちょっと困難な、経済的な事情を抱えたお子さんの居場所づくりという点もございますが、どうやったら、その学力のほうにちょっと、特に学力の高いお子さん、学力向上に興味のあるお子さんの学力を向上するかどうかにつきまして、その兼ね合いを、今後ちょっと研究させていただきたいと思います。

あと、事業者の親御さんに関するフォローなんですけど、授業は週1回なんですけど、その親御さんに関する、そのフォローにつきましては、月に1回ほど、私ども、まず区と事業者がちょっと会議の場を持っております。で、次に業者への親御さんのフォローなんですけど、これは、その、ちょっと問題がありましたら、例えば来ないですとか、そういうときには私どもに連絡を頂いて、私どもと一緒に、私どもの担当者から、その親御さんに連絡を取るような形でフォローのほうをさせていただいております。

○岩佐委員 問題がある、ないだけで、いつも来ないとか、あるいは、もしかしたら騒ぐかもしれないとか、そういった、いわゆる問題があるかどうかということと、この学習の進捗について、親御さんに報告をするという、これ、全然目的が違うと思うんですね。

やはり、これ学習のフォローアップということから言えば、やはり親御さんに対しては情報を共有して行って、で、こういう科目が苦手なんですよねと、特に受験なんかを控えるような学年になれば、そこはもう少し丁寧にやるのが、もともとは、その塾に行くことがあまりかなわないかもしれない家庭、ご家庭を対象にしているというのであれば、そこはやっぱり学力のフォローというのを親御さんと一緒にやる必要があると思うんですね。もちろん、ご家庭にもよりますけれども、そこは、やはり事業者さんともう少し、その欠席したときにも、分からないことは聞きに来てもいいんだよと、オンラインで聞けるんだよという体制ですとか、勉強する体制ということをもう少し整えたほうがいいと思うんです。

で、ここは、その事業者さんが、どこまでその内容を、今は本当に3人座っていただいて、それぞれが持ってきた宿題か何かをやらせるという感じなんですけれども、得意なところを伸ばす、あるいは不得意なところをもっと重点的にやるということを中心にやるとか、あるいは、もう本当に、例えば数学とか、あるいは、特に英語でスプリングテストがあるかもしれないという中で、どういうフォローをしていくかということも含めて、これはやっぱり、この事業者さんが得意とするところだと思うんですよ。

これは足立区で、はばたき塾というのをやはりされていて、ここはしっかりと、その塾に行った子たちがどういう進学先に行っているかということも確認しているんですね。で、結構難関な高校にもばんばん入っているわけです。そういうことを目的として、要は、本当に格差の解消ということを、もう徹底的に、この事業者さんが個別指導をするように、

もちろん1対1ではないんですけれども、その子たちに沿った受験のプランを考えて、でも受験指導もしていくということに特化させています。

やっぱり学習支援という名前がつくからには、本当に単なる居場所事業だよねと、机に向かう習慣があればいいよねと、そういうお子さんはもちろんいらっしゃいますし、そういうお子さんへのフォローも必要ですけれども、そうじゃないお子さん、本当にやっていけば、しっかりと学習がかなうような子たちが、所得の差によって差が出てはいけないよねと、そういったことをフォローするための事業として、もう少し、ここは内容を精査していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 今頂いたご指摘につきまして、まず、この事業が事業者によって、いわゆる週1回の授業がオーダーメイドのような授業でございまして、例えば、週に1回のそのクラスが、特定の科目だけをやるのではなく、そのお子さんにつきましては、そのお子さんによって、今、ちょっと私は英語が苦手だから英語をするですとか、数学が苦手ですとか、そういったお子さんを二、三人持って講師が指導するような、いわゆるオーダーメイドの形にしておりますので、ある程度、そのお子さんのニーズというか需要を満たせるような体制にはなっているかと存じます。

ただ、一方で、今の委員がご指摘のとおり、学力を実際にどのくらい上げたか、こういった家庭の、困難が、その、いわゆる、冒頭で私申しましたように、負の連鎖を防ぐために、学力をどのくらい上げられたかという、そのことは大切だと思いますので、そこのところは、ちょっと今、事業者と、また今後、ちょっと連絡を密にして、考えていきたいと存じます。

○岩佐委員 お願いします。

○池田分科会長 ほかにございますか。

○飯島委員 関連で。

○池田分科会長 関連で、飯島委員。

○飯島委員 これ、もちろん生活困窮者の自立支援という、そういうくくりの中でやられていますけれども、その子どもの学習のフォローについては、その生活困窮者、つまり経済的に大変というかね、そういうところに限ってしまうと、ちょっとやっぱり周りの目を気にして行かないとかね、そういう方が出てしまうので、生活全般で、経済的なことだけじゃなくて、生活が困難というかね、そういうご家庭のお子さんもお対象にすべきじゃないかという論議があったと思うんですけれども、そういう方は入っているんでしょうか。

○大松生活支援課長 今のご指摘につきまして、この事業が、そもそも生活困窮者自立支援法で、いわゆる生活困窮者、基本的には経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者を、いわゆる支援するという趣旨でつくった事業でございまして、そこには、経済的だけではなくて、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情というのもございますので、必ずしもその、第一に、その経済的な要件というのはございますが、例えばDVや、あと、いわゆるネグレクトなどの、そういった情報を、例えば児童・家庭支援センターなどのほかの所管と連携して、場合によっては、例外的に対象とする件はございますが、ただ、一応、冒頭で申しましたように、生活困窮者の負の連鎖を防ぐということが目的でございますので、そこのところは、ラインのほうは、あまりその、ちょっと、あまり広げ過ぎることはできないというのは、ちょっと苦し

いところでございます。

○飯島委員 もちろん、就学援助を受けていらっしゃるご家庭とかね、そういう方は第一義的に優先されると思うんですけども、そうでない、ほかの生活困難を抱えている方々も対象にしていくということで、ちょっと見ていかないと、あそこに行っているご家庭は経済的に苦しいんだみたいな、そんなようなことになる、なかなか、やっぱりハードルというかね、それが高くなる場面もあると思うんですね。ですから、この事業の中でやっている以上はね、やっぱりそういう対象が中心になると、経済的ということが対象になると思うんですけども、そこは、もうちょっと柔軟に考えて、今頂いているという、そのような理解でよろしいんでしょうか。

○大松生活支援課長 今のお言葉いただきましたが、はい、その、先ほど申しましたように、こちらのほうの事業の趣旨と実際のその、実際にお困りのそのご家庭、お子様のその事情を鑑みて、なるべく柔軟な対応をしていきたいと存じます。

○飯島委員 まあ区は、どのようなことをその指導される方に求めるかということにも、いろいろ考えはあると思うんですけども、さっき岩佐委員は学力向上というかね、そこら辺のところは貧困の連鎖を断ち切るから必要じゃないかというふうに、そういう角度の質問だったと思うんですけども、やっぱり生活リズムというか、そういうことが、その根底にあるといった場合に、やっぱり、その生活の立て直してみたいな、そういうことが、指導が必要になるだろうし、あるいは、その将来への希望というかね、こういう目標を持った場合に、子どもというのはすごく力を発揮するわけだから、そういう希望が持てるような生活スタイルにしていくというような、そういう角度の居場所というんでしょうかね、やっぱり、そこら辺のところはきちっとできれば、学力がおのずと結果として伸びていくという場合があると思うんですね。

特に小中学生、これから希望を持てば、それだけ力を集中するといった場合に、やっぱり区としても、いわゆる学習塾の技術的なというかね、そういうことじゃなくて、やっぱりそこに至るような、意欲を発揮できるような、そのような指導というのも求めていくというかね、指導者に、そこら辺のスタンスというのはどうなんでしょうか。

○大松生活支援課長 今のご指摘の点で、まず、この事業が、子どもの学習・生活支援事業という名称でございまして、もちろん学習支援だけではなくて、生活相談、勉強する習慣を身につけるなどの生活相談にも乗っております。で、機会については、その週1回の授業のそのときの時間を見てもあり得ますし、あと、保護者を、3者ですね、保護者とご本人の3者で、この業者の本社で、その本社を会場にして相談をする機会がございます。それですから、こういった機会を通じて、今のご指摘のありました勉強する習慣を身につけるなどの生活支援のほうを、今後ももちろんやっていきたいと思っております。

そして、そういったことは、この指導員、いわゆる講師ですね、講師のほうもちゃんとこちらのほうは理解しておりますので、その個人のご家庭、お子さんの事情に合わせて、生活・学習面の支援を、今後ももちろん続けていきたいと存じます。（発言する者あり）

○池田分科会長 いいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 すみません、冒頭に聞くべきだったんですけど、この自立支援相談のこの予算の内訳を、新規相談受付と、この子どもの中心と、学習支援のほうにかかっている予算

はお幾らなんですか、予算じゃなくて決算か。

○池田分科会長 内訳ですね。

生活支援課長。

○大松生活支援課長 今頂きましたご質問で、子どもの学習・生活支援委託に関する決算額は、1,191万4,536円でございます。（発言する者あり）

○岩佐委員 これは全額国からだと思うんですけども、ここに区が独自に足していくことというのは可能なんですか。

○大松生活支援課長 これが、国が2分の1、都が4分の1出しておりまして、この内訳は、ちょっとすみません、明細のほうは今ちょっと手元にないんですけど、この独自の部分を、あ、ちょっと考え方なんですけど、予算を増やすということは、イコールその独自の部分を増やしていくことになるのかなという理解ではございます。（発言する者あり）はい、そういうことではできません。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 米田委員。

○米田委員 同じところなんですけど、この学習支援、大事な項目です。で、いわゆるZ o o mとかではやっぱりもしているわけですか。

○大松生活支援課長 今現在、Z o o m、あとオンラインのほうでは、すみません、授業のほうはやっておりません。

○米田委員 令和3年度もそうだったんですけど、コロナが非常に蔓延した時期がありました。で、今はちょっと収まっているんですけど、そういう時期は、やっぱり家族がなくても濃厚接触者で出られない。で、本人がなった場合にも、当然出られない。若い方なんかは、私もなったんですけど、2日か3日ぐらいで元気になっている。でも、ここには当然行けないという形で、非常に寂しい思いをされている方もいたと聞いております。そういった方のために、今後も含めて、Z o o mなんかは検討していくべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 今頂きましたご指摘で、確かに、またパンデミックなどがある可能性は十分ございますので、またちょっと事業の在り方として、Z o o mもしくはオンラインなどを、ちょっと、どういった、こういったオンライン授業のほう、Z o o mなどを取り入れるのが、保護者やお子さんのそのニーズにどう合わせていけるか、ちょっと、そのところは摸索しながらやってまいりたいと存じます。

○米田委員 基本的には、やっぱり集まってやるのが一番だと思っております。様々な事情があるんで、そういったZ o o mも考えていただきたいなと思っております。

で、やっぱり生活が厳しい方も、この中、基本ですので、やっぱりタブレットとか、そういったものがなかなか難しい方もいらっしゃる可能性もあります。また、Wi-Fiの環境もあると思うんで、そういうときには、その環境整備も一緒に併せてご検討いただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 今頂きましたご指摘で、その、今後ちょっと、どのような形で、こういったオンライン授業等をやっているかどうか、ちょっと、また摸索してまいりたいと思っております。

○米田委員 そのときは機器も含めてね、考えてくださいね。



○大松生活支援課長 はい。お言葉承りまして、今後研究のほうを進めていきます。

○池田分科会長 はい。ほかのところですか。

○飯島委員 ここの自立支援のほう。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 この新規相談受付というのが505件で、令和2年度に比べて半分ほどになったと。で、これはコロナの影響ということであるのかなということと、それから、ここの相談に見えた方というのは、社会福祉協議会の貸付金の相談に、申請に行くと、必ず支援課のほうに行って相談を受けてくださいと言われますよね。そういう方たちの人数ということでもよろしいんでしょうか。

○大松生活支援課長 今頂きましたご質問で2点、まず、新型コロナウイルスが落ち着いた影響で、ちょっと件数が減ったということなのかという点に関しましては、係のほうでも、そのように捉えております。そういうような影響があって、半分近くに減ったというふうには捉えております。

あと、2点目の社会福祉協議会の件数ですが、確かに総合福祉資金貸付につきましては、こちらの相談というのが要件になっておりますので、こちらのほうを通すという件数がありますが、この505件のうちの全てがそうではなくて、件数のほうのちょっと統計のほうは取っていないんですけど、全部が全部そうではなくて、その一部でございます。

○飯島委員 で、コロナ禍で、まあプランを作成したと。で、就労だとか家計相談、改善、それに向かった。で、この中で就労が今でもきちっと続いている。継続をしているとか、そこら辺の調査というのは何かされているんでしょうか。

○大松生活支援課長 今頂きましたご質問で、就労支援をして、就労に結びついて、それが継続で就労しているかどうかという調査のほうは、すみません、ちょっとしておりません。

○飯島委員 ぜひ、それもしていただきたいなというふうに思うんですね。一時的に大変になったという方がアルバイトで、ちょっとこうつないだというかね、そういう事例もあると思うんですけども、やっぱり、それが自立につながっていくという、そういうことが必要なわけで、きちっとそこになっているのかどうかということが一応明らかにならないと、実際の相談に対応したことにならないんじゃないかなというふうに思うんですね。そこを今後も追跡をしていただきたいというのが1点と、それから、これは今年の決算か、今年の予算だったかは忘れちゃったけれども、相談員の方が4名というふうに伺った記憶があるんですけども、今も、その体制はそのまんまなんですか。

○大松生活支援課長 今頂きました質問2点で、まず、就労がついているかどうかの、今後、継続的な調査でございますが、ちょっと課の体制を鑑みて、できるかどうか、ちょっと模索してまいります。

もう一つ、今、相談員の体制でございますが、4人の体制を継続しております。

○飯島委員 その多いときの感じで相談員さんをきちっと配置したわけだから、やはり、相談の人数が少なくなった場合には、そういう相談員の方がね、調査をしていくと、その後について調査をしていくというような体制に回していくということで、多分、自立支援だから、生活保護にならないようにということで就労などをあっせんして家計の見直しなんかをしているわけだから、その方々の生活というのが、自立に向かって進むということ

ろまで、進んでいるというところまで、一応責任を持って支援課としては見ていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 今のご指摘につきまして、相談員体制、相談員が今4人いるんですが、その業務の内容をまた検証いたしまして、そういったことがちょっと、自立、生活保護に、今おっしゃいましたように生活保護に変わらないように、自立支援をしていくという面で、そういった調査ができるかどうか、ちょっと課の体制、業務の内容を精査いたしまして、摸索していきたいと存じます。

○飯島委員 いいです。

○池田分科会長 はい。

米田委員。

○米田委員 今のところなんですけど、就労支援、非常に大事だなと思っています。コロナが落ち着いてきて、令和3年度は減っていますけど、この男性と女性、どっちが多かったかというのは、認識されていますでしょうか。

○大松生活支援課長 すみません、今の時点で男女比、どちらが多いかというのは、申し訳ございません、ちょっと把握しておりません。

○米田委員 なぜかという、やっぱり就労支援に結びつけるには、男性と女性、こういったところに就職してもらうか、ハローワークと連携してやっていくんですけど、そういった分析も必要だと思うんですよね。なぜかという、まあ相談に来ました。で、人数の募集が多いところ、いわゆる力仕事とか、そういったところに紹介する。でも、その方は合わない。で、すぐやめてしまうと。これがまた負の連鎖で、自信もなくしていくと。こういった形で、ずっとひきこもりにもつながりかねないんですよね。だから、そういうのも含めて、しっかり男性、女性、分析するのと、しっかりその方に寄り添うのが、僕は大事だと思うんですけど、その辺のところはいかがですか。

○大松生活支援課長 ただいまのご指摘2点で、まず、男女で、ちょっと、この件数の分析については、今後ちょっと精査していきたいと存じます。

あと、ニーズに寄り添う就労相談なんですけど、この点は、もちろんそのとおりでございます。今後男女、そして、そのそれぞれの方の就労のニーズに寄り添った就労相談を、今後も継続してまいりたいと存じます。

○米田委員 で、国ではハローワークで、例えば資格を取りながら、勉強しながら10万円出るとか、そういったメニューも今たくさんそろえていますんで、そういったのもしっかり、毎年言わせてもらっているんですけど、ハローワークと連携しながら、その人に合った、例えば、若い方だったら、その資格を取ることによってスムーズに就職につながりますんで、10万円いただきながらやれるというのは非常にいいことだと思いますんで、そういった情報もしっかり身につけて、情報提供もやっていくという形でやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○大松生活支援課長 今のお言葉どおり、その相談者のニーズに沿って、また、相談者の利益になるような相談をやっていきたいと存じます。

○米田委員 はい。

○池田分科会長 このページ、ほかにありませんか。

○長谷川委員 4番の、あ、ごめんなさい、170ページの4番の風ぐるまのところです。

よろしいでしょうか。

○池田分科会長 はい。

○長谷川委員 風ぐるまについては、大分バス停にベンチをつけていただいて、皆さんからありがたい、便利だということをお伺いしています。昨年度のところで、何か所設置できて、今後、設置できそうな場所は何件、何か所ぐらいあるのか、把握していたら教えてください。

○佐藤福祉総務課長 件数としてはカウントはしていないんですけども、事業者を通じまして、全ルートベンチについては調査をいたしました。で、その中で、ご要望いただいている部分で、こういったところで困難さがあるかとか、そういった把握を進めてまいりました。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。引き続き、設置できるところについては増やしていただきたいと思います。

あと、次になんですけれども、なかなか風ぐるま、費用的にもかかるので、広告も工夫していただいて、ラッピングだったりとか中の広告、あと、アナウンスですかね、様々やっていたかと思うんですけれども、広告収入については増えているのか、現状変わらないのか、どうなんでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 今年度の予算の審議のときに、令和4年度から部分ラッピングのバスを増加しますということでお伝えしたんですが、昨年度、フルラッピングのバスが2台、今年度に入りまして部分ラッピング、側面だけのラッピングのバスが4台増えております。

○長谷川委員 工夫していただいて、収入もあれば、またルートの見直しのときにも、様々活用できるのかなというふうに思いますので、そこは引き続きお願いします。

あと、もう一点なんですけれども、隣接する区で同じバス会社が運営しているところが比較的多くあるんですけれども、その乗り入れとかのところで同じバス停を使うところもあります。そうした場合に、比較的、そうですね、文京区とかだと、外神田とかお茶の水のほうですかね、そういう地域が乗り入れで使いやすいのかなということを伺いました。で、そういう中で使うときに、その乗り継ぎであったりとか、何かそういう工夫ができるのかなと思ったんですけども、他区だと回数券を販売していて、そういう共通の回数券とか、今後、検討できるのかなと思っているんですが、そういうところは、昨年度、検討はしていただけたかどうかということをお伺いしたいです。

○佐藤福祉総務課長 それは今年度になります。文京区と協議の実績がございました。ただ、北区と文京区は、回数券ですとか、一日乗車券の共用をしているということなんです。千代田区の場合、先にIC化が進んでおりまして、今後、IC化が進んでいくという中で、紙の回数券をどう取り扱うかということは、（「ああ」と呼ぶ者あり）ちょっと議論が必要かということで、今のところはそういった協議を進めているという段階でございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。協議を進めていただいているということで、また乗り継ぎのときにも、ICカードを使わない方について、乗継券を出しているところもあるので、そこも併せて検討していただきたいと思います。

あと、回数券じゃなくて、あ、ごめんなさい、定期券です。他区のところで無記名の定期券を出しているところがあると聞きます。持っている方が使えるというような、

例えば家族でとかですかね、そういうのもできたらご検討いただきたいと思います。それは何でかという、やっぱりご高齢者とか障害者の方、介助で乗るのに、絶対にお一人、その方が乗ることが限られないので、その介助用に定期券が販売できたらいいのかなと思ったので、そこも含めてご検討、ご検討って、先のことになっちゃいますね、ご検討いただけたらと思います、いかがでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 現在の定期券の利用は、非課税の方が年間の券を1,000円で購入される額が圧倒的に多い状態になっております。それ以外の方の定期券の利用の利便性につきましては、今後の課題として検討してまいりたいと考えております。

○長谷川委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○池田分科会長 米田委員。

○米田委員 風ぐるまは、様々な要望とかあると存じ上げております。ダイヤ改正とか、そういったのはしっかり打合せして、会議になってやっていくんだと思うんですけど、すぐに解決できることとか、いっぱいあると思うんですよね。私はよく利用していますので、例えば、停留所の近辺に駐車禁止の車がいっぱい止まっている。こういうのは、やっぱりアナウンスとか、そういったところで避けることができると思うんですよね。なぜかという、バスが止まって、歩道の段差があるじゃないですか、路駐の車で邪魔されることによって、乗り降りがしにくくなっているんですよね。そういったのをしっかり、まあ課長でもいいですけど、職員の方が定期的に乗って、見に行ってほしいんですけどね。そういった、解決できるところから解決すると、乗車されている方も結構喜ばれると思うんですけど、いかがですか。

○佐藤福祉総務課長 委員ご指摘のとおり、交通量の多い道路等では、ご指摘のような状況が生じていることは事業者からも伺っておりますし、私どもも乗り合わせた際に、ちょっと危ないと思うような場面を見ております。警察との連携も必要かと思っておりますので、そういったバス停の周辺での駐車禁止等については、申し入れを行ってまいりたいと考えております。

○米田委員 はい。

○池田分科会長 はい。

ほかの項目はよろしいですか。

○西岡委員 1番の民生・児童委員の活動支援のところなんですが。

○池田分科会長 民生・児童委員。

○西岡委員 はい。現在、これ、確認なんですけれども、民生委員の方、欠員が出ているので、定数が52人のうち51人ということでよろしいですか。

○佐藤福祉総務課長 現在、ちょっとこのところ欠員が出ておりました。事務事業概要に記載している数字が最新と認識しておりますけれども、11月に一斉改選がありまして、そこに向けての選任を進めているところでございます。

○西岡委員 なので、トータルは……

○池田分科会長 人数的には、今、分かりますか。

○西岡委員 分科会長。ごめんなさい。（発言する者あり）いいです。ごめんなさい。

○池田分科会長 ちょっと待ってね。休憩——休憩じゃなくていいの。続けますか。

はい、西岡委員。

○西岡委員 分科会長、お願いします。すみません、要は、51人よりも下という認識でよろしいですね。

これ、この数字というのは、人口割なんですか。人口割でこういう数字になっているのでしょうか。というのは、例えば、いろいろと協議会も月1回とかやっつけて、いろんなご負担とか、ご意見の集約をしていらっしやると思うんですけども、人口割で、この定数になっているのでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 地域割につきましては、その改選のタイミングで、東京都社協と協議することによって変更することは可能な状況となっております。

○西岡委員 今、区の、いつから変わっていないのかなと思って、区の人口が6万7,000人ちょっとで増えている中で、同じ、その要は割り当てで、負担が増えているんじゃないかなと思ってご質問しています。

というのは、区の人口がそもそも違うと思いますが、世田谷区ですと人口90万人なので、規模も違いますし、その自治体の体力も違うとは思いますが、あそこの区だったら650人ぐらい、その民生の方がいらっしやるって、ちょっと、やはりそれに応じて、民生の方も増やしているという現状で、見習ってほしいとまでは言いませんけれども、その6万7,000人に増えてから、この民生の方のご負担が増えてないか心配で、今、ご質問しています。

○佐藤福祉総務課長 委員の選出につきましては、そういったニーズの増加等もございますが、実際に担い手の不足ということが全国的に課題になっておりまして、千代田区は、欠員は生じさせないようにということで、これまで何とか頑張ってきたところですが、そろそろ、ちょっとそれも怪しい状況になってきております。で、そういった中でも、なるべくこの地域にまともたりすることなく、引き受けていただけるように働きかけをするというのが現状でございます。

○西岡委員 はい、分かりました。そこが一番だと思いたうんですけども、今、欠員が出るところって、逆に、その周辺の地域の方が、またご負担になっていると思いたうんですけども、その、そこのフォローというのは、何か区としてやっつけていらっしやるんですか。

で、例えば、今この執行率でも772万円という金額があって、これというのも、何か、その欠員になっている方のそのフォローのためのとか、いろいろとその理由があると思いたうんですけども、どういう内訳になっているんですか。

○佐藤福祉総務課長 こちらは、報償費、活動費をお支払いしている部分と、あと、毎月の会議の開催の経費等が計上されているところでございます。あと、宿泊研修を毎年、例年ですと実施していたんですけども、それがコロナの影響で実施できていないために、執行率が下がっているという状況でございます。

○西岡委員 今、もう一点で、その周辺の方、要は、欠員が出たらっしやるところは、どうやって求めていくのか、その欠員を埋めていくのかということと、その周りの地域の方が、今、フォローに回っていると思いたうんですが、その辺は、区としてどういうふうを受け止めていらっしやるんですか。

○佐藤福祉総務課長 民生・児童委員の選任につきましては、単に何か人を探してきて当てはめるといったようなことではなくて、推薦会という会議体を持ちまして、その中で選出の手續を踏む必要がございます。欠員が生じた際に、そういった随時推薦会を開いて、な

るべく選任をしていくということで進めているところです。その中で、あいにく欠員となってしまった、ご病気で、やはり退任されるとかいうケースも、民生・児童委員の高齢化という課題になっているんですけれども、そういったところでございまして、その際には、周辺の民生・児童委員の方をお願いして、少しフォローをお願いするということになっています。その際には、事務局のほうで、何か困ったことがあれば相談に乗るという形ですけれども、ご支援することになっております。

○池田分科会長 課長、今のところで、やっぱりここは所管が違うと思うんですけれども、皆さん入っていただく委員の方たちって、結構町会に関わっている方がほとんどで、そういう方たちの中から、どういうふうを選任していくかということも大事だと思うんですよ。そうはいいながらも、今、町会活動がなかなか活性化されていないというところがあって、で、欠員が出てきてしまうというところは、この、さらに言えば、民生・児童委員さんだって、今までは認知症、これからもそうなんだけど、認知症のフォローをしなきゃいけないかったり、防災のときには安否確認をしなきゃいけないとか、いろんなことが負担かかっているかと思うんです。で、そこは、うちのここの所管だけじゃなくて、庁内全体でも、こういう人がもうちょっと必要なんじゃないのというのは、課題として取り上げてもいいのかなと思うんですけれども、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 基本的には、本当に仕組みだけの話でいくと、民生・児童委員の事務局というのは、自治体によって、社会福祉協議会が担っていたり、自主的に行っていたりという中で、千代田区は区が担っているという状況になっています。そのために、何か勉強会ですとか、研修会の会場の設営ですとか設置ですとか用意ですとか、そういったことで側面的にですけれども、支援をさせていただいているところでございます。

実際の選任に当たりましては、地域の方々にご相談申し上げて、様々にご苦労いただいて、ご協力を頂いているところでございます。それを、また今後引き続きということになりますけれども、続けてまいるということになるろうかと思えます。

○池田分科会長 はい。

ほかの項目、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、このページを終わります。

次に、決算参考書172ページから173ページの質疑を受けます。

○長谷川委員 172ページの9番、社会福祉協議会についてです。

○池田分科会長 9番。

○長谷川委員 今年、社協が70周年ということをお伺いしました。何か、それで昨年度中に、その70周年を、何か、どんなことをするのか分からないんですけど、何か区のほうに、70周年のことで伺っていたでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 周年行事は、基本的には社協行事でございまして、社協への補助につきましては、人件費が10割、事業については5割ということで取決めがございまして、その考え方に沿って補助をしているところでございます。

○長谷川委員 ちょっと、何でお伺いしたかというのが、先日ですかね、社協からボランティアさんたちにお手紙が来て、70周年の何か寄附を募ったというお話で、いや、ボランティアされている方々に寄附ってどういうことかなと、ちょっと思ったんですよ。特

に、このお手紙には何も書いてなくて、そういうことを区が把握しているのかどうか、ちょっとお伺いしたかったので、どういうふうに聞いているかを教えてください。

○佐藤福祉総務課長 社会福祉協議会としての課題なんですけれども、自主財源が、やはりなかなか、福祉団体ということで望めないということが課題になっているというふうに聞いております。で、まだ以前は、寄附を少し内部留保して、そういったものを使いながらということができただんですが、今、法令が変わりまして、そういった内部留保は、一定期間をもって使って、事業に充てて使っていくというようなことで、内部留保もできないという状況の中で、何か、例えば、公共施設の自動販売機の設置ですとか、そういった微々たる収入はあるんですけれども、そういったところも施設の改修等で減ってしまっているというような状況があるようで、何かしら、今後、社会福祉協議会としても、地域福祉を担う団体としての財源の確保というのが課題になっていると。

その中で、こちらの委員ご指摘の書類は民生・児童委員の協議会でも配付がございまして、区としても承知はしております。ただ、そういった社会福祉協議会なりの努力の一つというふうに認識をしております。

○長谷川委員 民生の方々にもお手紙が行っているそうであるというのは、それもちょっと何か、まあそれはお知らせとしていくのは、まあいいんですけれども、やっぱり皆さん届いた方々、何人かから伺っているんですけれども、ボランティアで協力しているのに、またここでお金も協力しなきゃいけないのかということと、もう振込の、何かこういうのまで入ってきて、そこまでやってというのは、これはどうなのかなというふうに思ったということをおっしゃっていました。

社協として、広く区民の方々にもそういう周知をするのならなんですけれども、ボランティアの方々にとか、そういう役職を持っている方々にお知らせというのは、ちょっとどうなのかなと思ったので、区としての見解を伺いたいのと、そこまでして、例えば、寄附を募って、大々的にやらなきゃいけないものなのかな、どのくらいの費用がかかるのかなというのが、ごめんなさい、次の、本当は決算なんですけれどもね、そこまでちょっと心配だったので、ちょっと状況をお伺いできたらと思います。

○佐藤福祉総務課長 この今回の周知に対する区の見解ということでございますけれども、そのボランティアの方々に配付されているということは、今、委員からのご質問の中で私も承知しましたので、そういったタイミングですとか、お配りする対象については配慮が必要かと思っておりますので、そういったご意見があったということを申し伝えたいと思います。

で、財源につきましては、区の補助の在り方ということになるかと思っておりますので、今後、社会福祉協議会の事業展開の計画等を確認しながら、補助の在り方の検討をしてみたいと考えております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。社協の担うところって、すごく大きくて、やっぱり高齢者のこととか、様々活動していただいているので、そこは十分理解していますし、それなりに区からの費用も行っているかなとも思います。できるだけ、それほど大きな、大々的にやるものではなく、できる範囲でのことをしていただきたいと思う、まあ区に言うのはあれなんですけれども、そういう区民に対してというよりも、それであれば、区のほうから助成を、どうにか別の方向で考えてというのがいいのかなと思いましたので、質問させていただきました。また、次の年度になるので、また、そこでいろいろお伺いし

たいと思います。

よろしくをお願いします。

○佐藤福祉総務課長 補助金か自主財源かというところは、補助金は補助金で、今、議会でもいろいろとご議論があるところで、どんどん補助すればいいということでもないかと思しますので、（「はい、はい」と呼ぶ者あり）そういった事業の在り方と補助の在り方と、両面から検討してまいりたいと考えております。（「よろしくをお願いします」と呼ぶ者あり）

○池田分科会長 はい、どうぞ、ほかに。よろしいですか。

○岩佐委員 172ページ、15の高齢者等住まい・生活支援で……

○池田分科会長 15番。

○岩佐委員 これは、そんなに予算も大してかかっていないんですけど、先日、常任委員会のほうで、居住支援協議会についてのご報告を頂きまして、今まであまり開催されてなかった居住支援協議会が、やっとまた、ちょっといろいろ見直しましたよというご報告を頂きました。

ただ、その居住支援協議会が、たとえ今までは、ちょっと開催されなかったとしても、住まいにお困りの人というのは一定数いらっしゃるわけで、そのご対応について、具体的にどういうふうに、要は不動産の紹介、マッチングに困難があるということで、居住支援協議会自体が進んでいなかったと、ちょっと、ざっくり言い過ぎると認識しているんですが、その事前の、やはりお困りの方が、いわゆる、その生活、居住をしていくのに困難な状況一つ一つを、ちょっと分析して、対応していくというのは、これも、区がどこかの窓口でやっていらっしゃるんですけども、それは、どこが今やっていらっしゃるんですか。

○佐藤福祉政策担当課長 申し訳ありません。相談支援の中で、居住支援協議会もそうですけれども、地域のネットワークの中で、その様々な主体の方が関わって、そういった住まいにお困りの方を支援していく枠組みをつくるというのが、この事業の考え方だということについては、昨年度の居住支援協議会の中で、相談支援の内容を洗いまして、分析をしているところでございます。

○岩佐委員 また、その具体の相談を誰が受けて、で、どこがいわゆる対応をしているのか、解決をしているのか。といっても、居住まではつながらないかもしれないんですけども、例えば、その、何ですか、金銭管理とか、任意後見、成年後見の話につなげていくとか、もう、いい住居があれば、すぐに入れる程度、死後事務委任の話をするとか、そういったことですね。それから、債務保証はこの間の居住支援協議会のほうで進められる話ですけど、それじゃないとしたら、保証人を探すために、いわゆる親戚とか、支援者なんかを募るとか、そういったことをつないでいくのが支援協議会の役割だと思っただけで、その住居のマッチングだけではないと思うんですよ。その前段階の準備、入居前の支援の部分で、今まではその窓口があるようではなかったわけですから、それは、じゃあ個々のご相談の中から、個々に対応をされていた。例えば、高齢者相談に来たとか、よろず相談に来たとか、そういったところで、その場、その場で対応されていたということでしょうか。

○佐藤福祉政策担当課長 まだまだ取組みが足りないというところなんだろうと思います



けれども、ご指摘のとおり、千代田区の場合、相談支援の窓口がそれぞれ充実しておりますので、その中で、個別に対応しているというような状況でございます。

かがやきプラザの年間の相談数ですと30件から40件程度で、主に住み替え、立ち退きに関するものが多いとか、やはり住み替え、立ち退きが多いということは聞いております。それから、生活困窮の方に関しては、ほとんど住居確保給付金の相談申請であるというふうに伺っておりました。

○岩佐委員 特に住み替えとか立ち退きという、そこでお金があれば、本当にすぐに転居できるんでしょうから、そこに様々な支援となると、まず、そのかがやきの中での相談が一番多く占めるんでしょうけれども、そうすると、じゃあ、そこがほとんどメインになっていらっしゃるから、対応される方も、大体対応がされる機関、連携する機関もほぼ一緒に、協議会という形ではないにしても、関係者が集まって、いわゆるケア会議みたいなことが可能、住居に関しての支援会議みたいなことは可能になっているんでしょうか。

○佐藤福祉政策担当課長 今回、居住支援協議会を実施する中でのヒアリングでの話ですけども、高齢者の相談の中で、立ち退きを伴う課題があって、その方のケース会議で、ご家族の方は施設に入る方がいらしたり、あと、住居探しの方がいらしてというのを、あんしんセンターのほうで相談に乗りながら、対応しているというケースがございました。

○岩佐委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 17の8050対策です。先ほどもご説明がありましたが、事務事業概要では84、主要施策では46ページですかね。

これ、本当にスタートしたばかりで、本当にこれは、すぐに、なかなか軌道に乗るといってもいいと思います。しかし、その執行率が35%で、低かったわけですね。この不用額一覧のほうでは、コロナの影響で、講演会などのイベントができなかったとそういうふうに書かれています。

で、主要施策のほうでは、家族向けの講座を1回やって、1名の参加だったと。その講座などは、やはり自分で困難を抱え込んでいるというかね、そのご家族で困難を抱え込んでいる方というのは、なかなか表に出てきづらいという部分もあると思うんですね。そういう中では、このコロナの中で、いわゆるそのZoom会議などはいろいろ、もう頻繁に、今は普通に行われているわけで、こういうことを利用して講座ということはご検討されたのか、また、1回やって1名参加ということ、これの周知というのをね、どんなふうにされたのか、そこら辺、されてきた努力というか、工夫されてきたことをちょっと伺いたいと思います。

○佐藤福祉政策担当課長 ご指摘のとおり、令和3年度は、1月から事業がスタートいたしましたので、実績としてはあまり上がっていない状態でございます。令和4年度に入りましたからは、相談件数も少しずつ増えてまいりました。講座も、千代田区だけではなく、千代田区の中で、その自分のことを相談するのは少し気が引けるというような声もありましたので、台東区や文京区と連携をして、講座の乗り入れですとか、相談会の相互利用みたいなことを、委託事業者が共通しているという部分で進めているところでございます。

○飯島委員 令和3年度は1月からと期間が短かったというふうに言われますけれども、

家族向け、当事者家族向けの講座というのが1回やられたわけですよ。で、それに対する周知、どのぐらい、どういう規模で、どういうお知らせ、一番初めの講座ですよ、これは。どんな努力をされたのかということ、それと、オンラインでの講座とかね、そこら辺の企画というのを考えられなかったのかという2点です。

○佐藤福祉政策担当課長 まず、1点目の周知でございますけれども、チラシの配布ですとかホームページ、SNSでの周知等を進めていたところでございます。

それから、もう一点は何だったっけ。

○池田分科会長 Zoomオンライン。

○佐藤福祉政策担当課長 あ、Zoomか。すみません。

事業者ともご相談しているところですよけれども、対面で行うことで、その後、相談の機会につなげるようなつくりにしております。ただ、講演を聞いていただいてお帰りいただくのではなくて、その講演を聞いた後に、相談室を用意しておきまして、そこでご相談に乗るといような仕立てになっておりますので、今のところはZoomでの開催は検討しておりません。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 個別対応というのも本当に大事だと思うんですね。それぞれ、いろんな条件が違う中での困難なので、そこは大切にはしていただきたいというふうに思います。

ただ、やっぱり事務事業概要にも書かれているように家族会ということをやりたいということも区も考えていらっしゃって、本当に家族会で悩みを出し合うという、そういうこともすごく必要なわけですよ。で、また、そういうことについて、やはり悩みの共通部分もあるというふうに思いますのでね、そういうことを目指すのであれば、やはり、その集まれなかった、コロナで集まれなかったというんじゃなくて、オンラインというのを活用というのは、もう今、本当に当たり前なことになっているんで、どの講座も、そういう形でやっているわけですよ。そういうことで、数多くやっていくことというのにも必要だと思うんです。NPOの方々も、そこら辺のノウハウは非常に持っていると思うんですね。ですから、もう家族会ができていく地域もあるわけですから、そういう教訓というか、そこら辺を研究していただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○佐藤福祉政策担当課長 家族会につきましては、設置はしていきたいと思っておりますが、まだ、今のところ組織化に至るような状況にはなっておりません。今後、ご指摘のようなオンラインのツールを活用した設定などを検討してまいりたいと考えております。

○飯島委員 それは、協議会ができていくということなんですけれども、でも、あそこにはご家庭に訪問をされているヘルパーさんとか、そういう方がつかんでいる声なども集約されていくと思うんですね。で、やっぱり今、実態をつかんでいらっしゃるという方は、やはり、その介護に当たっているヘルパーさんなんか大きいわけですよ。そこからのその実態というのをきちんと受け止めて、ぜひそれをつなげていくというかね、そういう方向に、現在も令和4年度になって、4年度も、もう終わり近くになっているわけですよけれども、現在は、そこら辺の実態というのは、かなりつかみつつあるんですか。

○佐藤福祉政策担当課長 ひきこもりにかかる支援協議会には、各分野の相談員も入っております、何かそういった相談が入った際には、このひきこもりの事業につないで頂くようにお話をしているところでございますが、まだ今のところ、そういった引継ぎがあっ

たという実績はございません。

○飯島委員 そうすると、区が目標にしている家族会というのは、令和4年度内にも、なかなか難しいという、そんな状況なんですか。

○佐藤福祉政策担当課長 家族会を設けるというのに当たりましては、行政が主導して、家族会をさあ、やりましょうというのは、なかなか難しいことではないかと考えております。ある程度そういった同じ悩みを抱える方がつながった状態になったときに、そういった設置に向けての働きかけをしていくタイミングになろうかなというふうに考えておりますので、まだ、当面は掘り起こしに力を注ぐ状況かというふうに認識しております。

○飯島委員 ちょっと最後に、茗荷谷さんも、やっぱりそこら辺のことはいろんな経験があると思うんですね。やはり、その千代田区でも、これがもうスタートして、令和3年で4年たって、で、やっぱりその専門的なのとかね、その配置してということをやっているんですから、初めから大規模な家族会じゃなくていいから、本当に数人というかね、そういうことでスタートするということがすごく大事ななというふうに思うんですね。

で、そういう意味では、ぜひ区が主体というよりも、それはもちろん茗荷谷さんの力を得てということだと思えますけれども、そういう方向で、やっぱり立ち上げたわけですから、こんな執行率が低いままじゃなくて、フルに使ってほしいというふうに思うんですね。そういう意味で、令和4年度、今年度の進み具合というのを、スピードアップ、ちょっとしてほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤福祉政策担当課長 相談の支援の部分につきましては、継続的に支援する案件も出てまいりまして、つながっているところなんですけれども、まだ、その家族会については、東京都と先日情報交換をいたしましたけれども、その際もピアカウンセリングといたしまして、親御さん相互とか、ご本人相互とかという形でカウンセリングが行えるのがすごく望ましいんだという、何か話も伺っております。今後そういったことも念頭に、どの程度委員の期待に沿えるスピード感で取り組めるかは分かりませんが、引き続き進めてまいりたいと考えております。

○長谷川委員 関連で。

○池田分科会長 関連で、長谷川委員。

○長谷川委員 ヘルパーさんとか、飯島委員がお伺いしていましたけど、ヘルパーさんとか、ケアマネさんとかの気づきから入っていくのかなと思いますけども、実際にあんしんセンターさんからの気づきがあって、区の、あ、こちらの福祉総務課のほうに連絡があったという流れがどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いしたいんですけど、直接、もうあんしんセンターさんで気がついた場合に、もう茗荷谷さんのほうに連絡が行くのか、一旦こちらで把握して、そっちから行くのかとか、やっぱり、その早く、一刻も早く進めていただきたいということもあるんですけど、どういう流れでひきこもりの相談につなげるのか、教えていただけますか。

○佐藤福祉政策担当課長 各相談員から、この事業へのつながりのところは福祉総務課でも、茗荷谷クラブでも、どちらでも差し支えないというふうにしてまいりまして、相談員、この支援協議会のメンバーと茗荷谷クラブの担当者の顔合わせもしているところでございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。やっぱり、あんしんセンターさんとかケアマネさんからの気づきが一番大切なのかなと思うので、そういう掘り起こしについて、連携をしっかりとっていただきたいと思います。さらに、連携を取ってというかな、今もやったださっていると思いますけれども、お願いしたいと思います。

で、8050だけではなく、もうちょっと違った年代のひきこもりのこともあるかと思っています。例えば、ごきょうだいでお住まいだったりとか、いろいろなケースがあると思いますので、丁寧に、引き続きお願いしたいと思います。

○佐藤福祉政策担当課長 委員ご指摘のとおり、様々な年代の方の相談も寄せられておりますので、今後、それを少し、飯島委員のご意見を頂きましたようなメニューで取り組めるような状態を目指して、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○長谷川委員 よろしくお願ひします。

○池田分科会長 関連で、米田委員。

○米田委員 ここに書いているとおり、主要施策の成果でLINEアカウントを実施したと、この件数を教えていただけますか、相談件数というか。

○佐藤福祉政策担当課長 LINE相談につきましては、実は、相談件数は1件ということでした。

○米田委員 3月からなんで、そういう件数なのかなとは思っています。やっぱりひきこもりというのは、基本的には知られたくないというのが多いんで、なかなか、見つけ出すのは難しいことだと思います。で、各委員の方から、まあ民生とかご近所の方から、そういう相談があったら受けるというのが大事だなというのは、もうそのとおりだと思います。で、なかなか行政もやりにくいんで、こういった専門的なNPO法人に入っていて、非常に長い時間、僕は要ると思っています。ですので、こういうことがあるよというのはしっかり伝えないといけないんですけど、もう長いスパンで見たいなと思っています。で、相談があった場合でも、信頼関係を築くのがまず第一ですんで、そこから初めてご相談が出てくると思いますんで、そういった長い目も必要だと思うんですけど、いかがですか。

○佐藤福祉政策担当課長 委員ご指摘のとおり、地ならしも含めまして、あと、相談しても大丈夫という雰囲気づくりですとか実績づくりが、まず必要かと思っていますので、引き続き地道な取り組みですけれども、取り組んでまいりたいと思います。

○米田委員 ぜひ、よろしくお願ひします。その上で、重層的支援、事業の一環だと思ひますので、次の項目になるんですけど、地域福祉計画の位置づけとか、そういったのをどういうふうに、上位計画ですので、どういうふうに位置づけたか、ちょっと教えていただけますか。

○佐藤福祉総務課長 分科会長、福祉政策担、あ、福祉総務課……

○米田委員 どちらでもいいよ。

○佐藤福祉総務課長 福祉総務課長。

○池田分科会長 福祉総務課長。

○佐藤福祉総務課長 地域福祉計画での位置づけでございますけれども、地域福祉計画では、ひきこもりも含めて、今までの縦割りの制度の中で、ちょっとフォローし切れなかった案件についての支援をどういう体制で行うかということに重点を置いて検討してまいり

ましたので、ひきこもりも含めまして、そういった取りこぼしが無いような相談体制を目指して、構築してまいりたいと考えております。

○池田分科会長 米田委員。

○米田委員 そのとおりだと思います。重層的支援事業というのは、もう横串を刺して、横断的に、福祉だけでなく部分も多々あると思います。例えば住宅の問題もありますし、そういったのを先頭に立ってやるんだということが僕は大事だと思っていますので、その辺の決意というか、これをやる上で、計画もつくれた、8050もやった、で、つくれただけで終わるのではなくてね、しっかりやっていくという意気込みみたいなものをお聞かせいただければと。

○佐藤福祉総務課長 計画につきましては、策定委員会の委員の皆様からも、検討しますというような文言が計画書に並んでいることもありまして、これからどう進めていくのが重要だというお言葉を頂戴しているところでございます。実際に、相談支援体制を整備するということにつきましては、今年度、まだ少しではありますけれども、着手をしておりますので、今後、制度として目に見えた形にできるように取り組んでまいりたいと考えております。

○米田委員 最後にしますけど、これをやっていく中で、例えば千代田区と江戸川区では差があります。相談内容も違うと思います。区内でも、麹町地域と神田地域でも違うと思います。そういった中で、検討して、やっていく中で、変化が必ず出てくると思うんです。そういった見直しに関して、もうしっかり、柔軟に対応していくと。こうやって進めていくんだというのがあれば、また、その見直しの中で計画を入れ替えていくと。ここが大事だと思うんですけど、いかがでしょう。

○佐藤福祉総務課長 地域福祉計画につきましては、おおむね5年で、また見直しを図るということになっております。今回の2022年の計画に盛り込みました取組を、改定間近になりましたら、評価をいたしまして、また次の取組につなげてまいりたいと考えております。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。（発言する者あり）

今のは福祉、下の項目に入っちゃっていたけど……

○米田委員 両方かぶるんですね。

○池田分科会長 まあ、かぶるんだよね、きっとね。はい。そこはちょっと仕方ないんですけども、僕から1点、今年度、今年度の話になるんだけど、やっぱり区長が肝煎りでひきこもり対策をやりますと言って、その前の、前年度、令和3年度の事務事業概要だと、1か月間、LINEで実施でやりましたとただただで、LINEのそういう発信をしていたのかな。それは今年度の話になるんだけど、やっぱりそこは、米田委員も言ったように、1回やって、みんな集まるわけではないので、地道な周知の仕方というのが大事だと思うんですけども、その辺りは、もう少し、今年度の話になってしまいうんだけど、もうちょっとしっかりと、そこは酌んであげないと、いないからいいんだというわけではなくて、やっぱりそのところは、なかなか問合せがしづらい方たちだからこそ、そういう状況なんだろうから、そこは丁寧に扱ったほうがいいんじゃないかなと思うんだけど、その辺りはどうでしょう。

○佐藤福祉政策担当課長 LINE相談につきましては、非常に悩ましいところで、事業

者と意見交換する中では、すぐにこう、レスポンスができない場合はあまり効果がないのではないかと。都の相談のスキームも3日以内にお返事しますというようなスキームになっていたかと思えますけれども、そういったことだと、そのときに入ってきた声に対して、寄り添った対応がしづらいので、そういう区のほうで充実した体制が取れないのであれば、対面で進めたほうが良いというような、今のところの結論でございます。

また、そういったオンラインツールの活用につきましては、少し事業の進捗を見まして、また改めて検討してみたいと考えております。

○池田分科会長 はい。よろしくお願いいたします。

ごめんなさい、今、17番の8050だったのが、18番にまたいでしまいました。ここで、17番か18番で質疑のある方はいらっしゃいますか。

○長谷川委員 17番で一つ。

○池田分科会長 一つ。はい、長谷川委員。

○長谷川委員 忘れちゃったので、すみません。

様々連携を取ってくださっているということでしたけれども、8050問題で言うと、やっぱり就労にも関わると思っているんですね。なかなか外に出られない状況の方が就労って難しいかとは思いますが、就労支援センターとの関わりについても、連携を取れているのかどうか。昨年度の4件の相談の中に、就労についてもご相談があったのかというのが分かったら教えてください。

○佐藤福祉政策担当課長 現在のところは、具体的に就労支援のところまで進める案件は、相談としては入っておりません。ただ、今後の就労支援の部分につきましては、茗荷谷クラブのメニューの活用ですとか、区のセンターの活用ですとか、事案が生じた場合に検討してまいりたいと考えております。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。やっぱり長い目で見ていって、なかなか外に出ていけない状況の方々、就労って、すぐには難しいかと思うんですけども、その後の生活とかもあるので、やっぱりできるだけ自立した生活が送れるような支援をしていたきたいと思いますので、引き続きその方の長い支援をしていただけるような体制づくりをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○佐藤福祉政策担当課長 事業者と連携いたしまして、その方の状況に応じました継続的な支援に努めてまいります。

○長谷川委員 よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○池田分科会長 はい。

17はオーケーですね。

西岡委員。

○西岡委員 この項目だけですか。

○池田分科会長 ううん。いいんですよ。ほかは。今、18にまたいちゃったので、17か18があればと言いましたけど、なければ違う項目でも構いませんよ。

西岡委員。

○西岡委員 違う項目でもいいですか。

○池田分科会長 はい。

○西岡委員 あ、分かりました。すみません、分科会長。はい。

13番の受験生チャレンジの件で、これもちょっと、これも確認なんですけど、この39%ちょっとというのは、どうしましたか。どういう、どうして、こういう執行率になったのかなというのは、もったいないなどは思っていて、周知というのが、学校、例えば子ども部と連携しているとか、学校などでビラを配布するとか、少し、その辺工夫していただかないといけないと思うんですよね。

東京都の受験生チャレンジ支援貸付事業の、この受験料の貸付け決定を受けた方というのが条件になっているので、この条件が、そもそも、結構、区になじまないというか、当てはまりにくいのかなという現状もあるのかなというふうに思っています。なので、そもそも、この条件を例えば区独自として外せないのかなというのと、そうすることで少しはちょっと幅が広がってくると思うんですよね。なので東京都の、この条件って、この受験料貸付決定を受けた方以外の方という——以外とは言わないですけど、この方も含めて、少し条件を緩和できないのかなというふうに、緩和することができないのかなというふうに思っているんですけども、その辺はいかがですか。

○大松生活支援課長 今のご指摘でございますが、今ご指摘のとおり、この事業は、東京都の受験生チャレンジに、ちょうど上に乗かって、その貸付けを受けた方に区独自の助成をするという趣旨でありますので、ちょっと、今ご指摘のとおり、この枠をちょっと外せるかどうかは、ちょっと今後の検討課題にさせていただきたいと思えます。

それと、もう一つ、執行率の低さでございますが、おっしゃるように、都の受験生チャレンジというのは、もう要件を、貸付けを受けた方というのが要件になっておりますので、どうしても貸付けを受けたい方全部が貸付を受けられる、ああ、ごめんなさい。給付を受けたい方が全員給付を受けられるわけではございません。それで、予算のほうは、給付を受けたい人がないように、一応、例年の実績プラス余裕を持って予算立てをしておりますために、どうしても件数が例年多くて、ここ3年遡りますと、多くて5件、令和3年度は3件でございますので、その結果、ちょっと予算のほうは50%を切るような形になっております。

○西岡委員 はい。じゃあ、ここから。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 今の説明だと、ちょっといまいち納得いかないというか、保護者スタンスでいくと、あまり納得いかないかなと思うんです。で、この東京都の受験生チャレンジ支援貸付事業そもそもが、生活保護受給世帯でないこととか、例えば土地・建物を所有していないとか、結構、条件が区になかなかなじみにくいというか、これをクリアしてから、さらに区のほうで、これをまず条件にしなきゃいけないということを外して、区オリジナルでというふうに最初お聞きしていたんですけども、そういうフォローってできると思うんですよね。なので、そこは改めてしっかり検討していただきたいなというふうに思えます。

あともう一点、さっき申し上げたんですけど、子ども部と連携して、ちゃんとこの対象者に届くような周知方法をしてきたのかということが、ちょっと疑問に思っています。やっぱり件数も、せっかく予算を立てているのに、この執行率だと余らすことになっていきますし、もちろん、含ませて少し幅を持たせていますとおっしゃっていましたが、それだと、やはり対象者の方に対して申し訳ないというか、もったいないと思うんですよ

ね。なので、そこはしっかり、ちょっと、この条件を改めて検討していただきたいというふうに思っています。

あと、これを受ける際には、これは確認ですけど、区内でなくても、要は東京都、区内でなくても、例えば海外なども受験は可能なんですか。そこも改めて教えていただけますか。要は時代のニーズに合っているかということの確認です。

○池田分科会長 分かりますか。

生活支援課長。

○大松生活支援課長 まず、今3点ご質問を頂きまして、まず、子ども部と連携して、周知に関してという点については、ちょっと、今後、ニーズのある方に届くような周知ができるかどうかも含めて、検討させていただきたいと思います。

あと、独自に給付、これを独自の給付化事業にできるかどうかは、ちょっとこれは研究とか、いろいろ必要でございますので、ちょっとお時間を頂いて、これも検討させていただきたいと思います。

あと、海外の大学については、こちらのほうは、ちょっと対象になってはおりませんので、すみません、そちらのほうも今後受験の対象とできるかどうかについても、ちょっと研究させていただきたいと存じます。

○西岡委員 ぜひ、時代のニーズに合ったような工夫をしていただきたいと思います。もしも、この東京都のほうの条件を外せるのであれば、ぜひ、区オリジナルで、こういう貸付けが可能であれば、あ、ごめんなさい、支援助成、事業が可能であれば、区内でなくても、海外も可能だとか、やっぱり区の特性を生かしてほしいなというふうに思うんですね。今、ちょっと驚いたのが、子ども部と連携を今まではなかなかしてこなかったというようなニュアンスでご答弁なさいましたけれども、ただ、やりましたって、ただ、こういう支援事業を区としてもサポートして出していますというだけじゃなくて、やっぱりすごい連携が必要だと思っていて、何のためにこれをやっているのかと、その対象者にちゃんと届いているのかというのを区として把握していただいて、じゃないと、この執行率って、来年も多分このままだと思うんですよね。なので、ぜひ、ピラを配るとか、学校に、子ども部と今後はしっかりと連携をしていただきたいと思います。

○細越保健福祉部長 ただいま西岡委員から、大変貴重なご指摘を頂いたと思っております。確かに、この執行率の低さもそうですけれども、まだまだ、ただ事業をやっているだけというような感があります。今、担当課長が申し上げましたように、子ども部ともしっかり連携をいたしまして、充実も含めて、検討していきたいと思えます。

○西岡委員 お願いいたします。

○池田分科会長 はい。ほかにございせんか。

切りがいいので、ここでお昼休憩にしたいと思います。

午後0時04分休憩

午後0時05分再開

○池田分科会長 失礼しました。分科会を再開いたします。

まず、説明が不足していたそうなので、担当課長からお願いいたします。

○大松生活支援課長 失礼いたしました。保健福祉総務費の冒頭でご説明するべきところ、すみません、ちょっとタイミングを逃しまして、申し訳ございません。



それでは、主要施策の説明をさせていただきます。

主要施策の成果49ページ、26番、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金についてご説明いたします。決算参考書ですと174ページ、26番、事務事業概要ですと89ページでございます。

こちらは、令和3年度、コロナ禍の影響で様々な困難に直面した住民税非課税世帯や、それと同等と見なされる家計急変世帯を対象に、1世帯10万円の給付を、令和4年2月から事務を開始したものでございます。

事業の実績につきましては、2月に開始したこともございまして、周知等には努めてまいりましたが、令和3年度の予算執行率は、給付金で65.4%、事務費で36.4%という結果でございます。

本事業につきましては、令和4年度も、事業継続のため予算を繰り越し、引き続き、広報千代田やホームページ、SNSなども活用して周知に努め、給付の実績向上に努めてまいりました。

なお、本日9月30日までが給付金の申請期限でございますので、申請期限後の実績報告を来月10月13日の保健福祉委員会で行う予定でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。

まずは、172ページ。ここはもう、質疑はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。じゃあ、次のページに行きます。

174ページから175ページの質疑を受けます。

○岩佐委員 26の住民税非課税世帯の……

○池田分科会長 26。

○岩佐委員 はい。今ご説明いただいたんですが、このちょっと予備費、流用があって、結果的に繰り越してというのは、ちょっと、この予備費のところ、ご説明いただいているんですか。

○大松生活支援課長 まず、事業を始めるに当たりまして、12月に予備費のほうを500万円ほど事務費のほうで計上させていただきました。そのうち、あと、補正のほうを含めまして、給付金部分で――あ、失礼しました。事務費のほうを今年度、1,668万6,000円繰り越しました。

以上でございます。

○岩佐委員 はい、すみません。ごめんなさい。

1,003万3,000円が流用されていることが、ちょっとごめんなさい、ご説明いただきたかったんですけども、補正予算で組んで、その後、さらに1,000万の流用をして、そして最後に、翌年度繰り越して、繰越しの大きな理由というのは分かっているんですけども、この流用の理由がちょっと分からないということなので、その流れだけご説明いただければと思うんですけども。

○池田分科会長 補正でこれだけ金額を出しておいて、それでも1,000万円の流用があったというところでの説明ができますか。

○大松生活支援課長 事務に当たって、すみません、補正予算が可決されるまで、ちょっ

と予算が、予算のほうがございませんでしたので、それで、そのために流用させていただきました。

○池田分科会長 休憩します。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○池田分科会長 はい。分科会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。生活支援課長。

○大松生活支援課長 すみません。補正予算が可決するまでに、事務費のほうが、すみません、予算がございませんでしたので、そのために予備費のほうで流用させていただきました。

○池田分科会長 はい。

ほかによろしいですか。

○飯島委員 25のPCR検査助成なんです。執行率が非常に低かった理由として、フェーズが変わってきたとか、そういうご説明がありました。事務事業概要は88ページで、主要施策が48ページですね。当初、誰でもどこでも何度でも検査が受けられるようにという声が全国的にも多くて、助成制度ができて、よかったなというふうに思いました。ただ、この執行率が低かった理由が、フェーズが変わったとか、あるいは予算計上を、国や東京都による検査の実施体制が拡充されたって、それだけではないんじゃないかと私は思っているんですね。ということは、千代田区の助成事業の対象者というのは、65歳以上とかね、濃厚接触の可能性があるだとか、そういうことを挙げているわけですけども、やはりもっと年齢幅を下げるといふかね、年齢幅を大きくする、そういうことが必要だったんじゃないかなということと、これを、検査をやっている医療機関というのが、なかなか分からなかったんですね。少なかつた上に分かりづらかつた。そこら辺のところ、この執行率が低かつた主たる原因じゃないかなと私は思っているんですけども、そこら辺はどのようにお考えになっているんでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 委員ご指摘の、この対象の制度のつくり込みについてですけども、無症状の方を対象とするということですので、一定の条件をつけざるを得ないというところで、このような、ハイリスクの方に対してご安心いただくという意味で、このような対象層の設定をさせていただきました。

周知につきましては、医療機関等については、昨年度の委員会でもご意見を頂戴しましたので、途中で申請の実績のある医療機関のリストを区のホームページに掲載する等いたしまして、ちょっと、周知には努めてきたところでございます。

○飯島委員 現在、東京都の制度として、無料のPCR検査の会場というのが、いろんなところにつくられています。私も2回ほど受けたわけですけども、やはりそこで、東京都の制度、無料のところの検査というのを利用した区民の方というのは、つかんでいらっしゃるんですか。

○佐藤福祉総務課長 東京都の実績については、区ではつかんでおりません。

○飯島委員 じゃあ、もちろん東京都のほうでは集約しているわけだから、どこの方が受けたかというのは分かるわけですよ。システムの。それ、ぜひね、集約してほしいなと思うんですね。まだ、今現在もやられているから、もちろん日々更新はされると思うん

ですけれども、例えば日にちを区切ってね。やっぱりそのぐらい、どのぐらい利用者が区民の中にいたのかなとか、そこら辺のところを考えていただいてね、やはり執行率が低かった原因がどこにあるのかなということをしちっと把握をする必要があるんじゃないのかなというふうに思っているんですね。

東京都の無料の検査というのは、本当に年齢も何も問わないということで、理由も問わないとかね、そんなことでやっているんで、その場所が分かった方は、割と気軽に行っているわけなんですよ。ということは、区民の中でどのぐらいの需要があったのかなということの参考になると思うんですよ。それはもう東京都は集約しているわけですから、すぐにつかもうと思えばつかめるはずなんですよ。そういうことで、ぜひ、そこら辺の、つかむ、把握する検討をお願いしたいと思います。いかがですか。

○佐藤福祉総務課長 東京都のほうで区別の情報が提供していただけるのかどうかも含めまして、調べさせていただきたいと考えております。

○池田分科会長 じゃあ。

○飯島委員 はい。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、項の1、保健福祉総務費についての審査を終了いたします。

休憩いたします。

午後0時16分休憩

午後1時28分再開

○池田分科会長 休憩前に引き続き、分科会を続けます。

項の2番、高齢者・障害者費です。目が二つあります。目ごとに説明、質疑を行います。まず、項の2、高齢者・障害者費のうち、目の1、高齢者福祉費についてです。決算参考書の176ページから183ページです。高齢者福祉費について、執行機関から説明はありますか。

○小原高齢介護課長 私からは3点ご説明いたします。決算参考書180ページ、11、介護施設等助成のうち、（2）介護施設改修助成、主要施策の成果では53ページとなりますが、ご説明いたします。主要施策の概要の主要施策の成果、53ページをご覧ください。

本事業は、特別養護老人ホーム等を運営している社会福祉法人に対して、大規模改修や環境配慮に関する設備改修等の一部を助成するものでございます。

昨今の風水害等、多発する災害状況を踏まえ、令和3年度から、施設の停電時の対応として、非常電源確保に係る費用の助成を拡充しております。執行率は91.3%となっております。

次に、決算参考書180ページ、11、介護施設等助成のうち、（3）介護事業所運営助成、主要施策の成果の52ページ、29、介護施設等への新型コロナウイルス感染予防対策関連事業です。

介護事業所運営助成は、区独自の助成事業として、令和2年度に補正予算で実施し、令

和3年度は新規事業として、新型コロナウイルス感染症対策に必要な機材や人材の確保のための費用等、事業所ごとの必要性に応じて実施したものでございます。なお、執行率は89%となっております。

3点目でございます。決算参考書182ページ、17、介護施設等PCR検査、主要施策の成果は先ほどと同様の52ページ、29、介護施設等への新型コロナウイルス感染症予防対策関連事業でございます。

介護施設等PCR検査につきましては、区独自事業として、施設入居者や介護事業所の従業者を対象として実施したもので、執行率は90.9%となっております。

ご説明は以上です。

○菊池在宅支援課長 それでは、私のほうから、決算参考書180ページ、項番で言いますと10番、高齢者総合サポートセンター管理運営のうちの（1）指定管理料についてご説明いたします。主要施策の成果は51ページとなります。

高齢者総合サポートセンターは、新型コロナウイルス感染拡大の影響下にありましても、感染症対策を呼びかけつつ、地域包括ケアシステムの中心的な施設として、利用者が引き続き安心して利用できる施設運営を進めてまいりました。

令和3年度は、利用者の感染症対策を徹底するため、総合受付に警備員を配置しまして、入館時の検温、手指消毒等を設置するなど、総合受付業務の充実を図りまして、令和3年の5月の連休明けより、段階的に事業を再開してまいりました。

また、指定管理の対象事業であります高齢者活動拠点、研修センター、多世代交流拠点の実施内容の見直しなども併せて進めることで、コロナ前の令和元年度の水準には満たないものの、開催事業や利用者数には回復の兆しが見えているところでございます。

次に、決算参考書180ページ、項番の13になります。よろず総合相談のうちの（3）在宅要介護者の受入体制整備事業についてご説明いたします。主要施策の成果につきましては、52ページの（2）となります。

こちらは、介護者が新型コロナに感染した場合、療養が終わるまでの期間、要介護者を自己負担なしで九段坂病院のほうに受け入れる事業でございます。執行率がやや低い理由でございますが、本事業は、令和3年度より開始の都支出金により全額が賄われる新規事業でございました。開始当初は、新型コロナ感染拡大期にありまして、療養期間が約2週間というふうに見積もっておりましたが、実際の療養期間は、ほぼ10日間となっていた状況ですので、この点が予算額と決算額の開きとなって表れております。

ご説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。

ほかに説明はありますか。よろしいですか。はい。

説明が終わりました。委員からの質疑は、ページごとに受けたいと思います。

まず、決算参考書の176ページから177ページの質疑を受けます。

○長谷川委員 176ページの1の生活支援事業の……

○池田分科会長 生活支援事業。

○長谷川委員 （8）自動通話……

○池田分科会長 録音。

○長谷川委員 録音機の設置促進ですね。はい。これについてなんですけれども、もとも

とが、ご高齢の方の単身世帯であったりとかご高齢者だけであったりとか、また日中ご高齢者だけしかいないとかという場合に、詐欺被害に遭わないようにということで、録音機の設置ということだったと思うんですけども、大体、この機械が5年ほどたつと、何か録音の、何ていうんですかね、何か音が途切れたりとか、壊れてというようなお話をよく伺っています。で、特にこの後に改めて設置するのかということをお伺したら、啓発のためにやっていて、もし故障があった場合には、ご自身で録音機能付きの電話を準備していただいてというようなお話でしたけれども、なかなか、改めて電話自体を買うというののできないご家庭もあるのではないかなと思います。特に低所得者、年金暮らしの方々、やっぱり改めて買い直すというのが大変だと思うんですけども、この録音機を改めて、そういう所得制限とかをつけてもなんですけども、設置し直すというようなお考えはなかったでしょうか。そういう要望があったりというのを伺っているでしょうか。

○菊池在宅支援課長 はい。ありがとうございます。

委員ご指摘の自動通話録音機、大体3年から5年の間で機器故障率が高まるということは承知しております。また、区民の中から、故障してしまったんだけどどうしたらいいでしょうかというようなお問い合わせも頂いているところでございます。

従前での説明では、機器の購入という扱いでして、一度提供したものですので、後ほど修理が必要なものについては、ご自身で負担してくださいというようなことをアナウンスしていたところですが、実は私、この事業につきましては課題認識を持っておりまして、非常に執行率が低い。これはなぜかといいますと、結局、3年から5年の期間の中で機器が故障してしまったと、取り付けるのがやはり面倒だとか、どこに聞いたらいいかわからないというような、そういったお話もございました。ですので、これ、ちょっと予算の関係になるので踏み込んだことは言えないんですけども、こういった声を受けまして、現在、一定の自己負担をいただくのは、そういった考えは持っているんですが、再設置できるような仕組みの構築について今検討を進めております。

○長谷川委員 新たに来年度ですかね、そういうような取組というのは、本当にありがたいことだなと思います。やっぱり被害防止という観点からいくと、設置をするというのは、とても大事なことなので、引き続きお願いしたいんですけども、一部負担というような、来年度の話になるかもしれないですけど、一部負担というの、なかなか、年金だけのお過ごしの方とか、生活状況によっては様々だと思いますので、そこは改めてご検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 一定の自己負担をしていただくということについては、今現在、検討中です。その自己負担の割合についても、今検討中ですので、進めてまいりたい、お考えを受けて、進めてまいりたいと思います。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。ぜひ、ご検討いただきたいと思います。やっぱり詐欺被害の、よくメールでとかの通知もかなり多かったです。大事な事業ですので、引き続きよろしく申し上げます。

○菊池在宅支援課長 貴重なご指摘ありがとうございます。今後、鋭意検討を進めてまいります。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。

○米田委員 それに関連して。

○池田分科会長 関連で。

米田委員。

○米田委員 私のところもそういう相談があって、一度、前の課長のときにお話しさせてもらったんですけど、これ、そういうふうに前向きに今答弁いただいたんで、非常に感謝しております。ただ、こういうことがあるよというのを、設置したところに周知するのが大事な事かなと思います。今、いいことを言っていたんですけど、結局、これ、また執行率が悪くなったら、元も子もないんで、その辺のところはいかがでございましょうか。

○菊池在宅支援課長 こういった制度を改めたときに、改善した内容をPRすることの重要性については認識しております。せっかくよい方向に改めたとしても、それが皆さんに伝わっていないと意味がない。ですので、従前のチラシとかポスターの周知方法以上の、それ以外のSNSとかホームページを活用した周知活動にも力を入れてまいります。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいですか。それでは……

○飯島委員 後期高齢者入院時負担軽減について伺います。

○池田分科会長 後期高齢者入院……。どこですか。

○飯島委員 3。えっ。

○池田分科会長 えーと。

○飯島委員 予算、177ページの(3)と……

○池田分科会長 あ、はい。(3)ですね。

○飯島委員 ええ。はい、そうです。(3)ですね、はい。事務事業概要では114ページになります。

入院の日数によって助成が受けられるということで、申請した方は非常に喜ばれています。ただ、知らない方が非常に多いということで、周知の方法をちょっと考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているんですね。後期高齢者の医療保険制度自体は広域連合なのでね、いろんなお知らせなんていうのは、千代田区から発するんじゃないで、広域連合のほうから出されるということはあると思うんですけども、広域連合のほうに、発送するときに、千代田区のこういう制度も、書いたチラシを入れてもらうということはどうなのかどうか。ちょっと分からないんですけども、周知をもっとしてほしいということが一つ。

それから、本当に簡単なことなので、まとめて言ってしまっていますが、この申請のときに、関係書類を添えてといったときに、領収書を、病院から出た退院のときの領収書、これだけだと、紛失ということもあるので、広域連合から出された医療費の通知書、ちょっと時期が遅れて来るんですけども、それでも入院の日数は分かるんだから、いいんじゃないかという区民の声がありました。で、まあ、領収書を紛失した場合にはね、そういうことも認めてほしいということ。併せて、ちょっと2点、お願いします。

○菊池在宅支援課長 まず、この制度の周知につきましては、広域連合の保険者の制度でございまして、広域連合からの送付物について入れられるかということについては、ちょっと検討させていただきたいと思っております。また別途、区のほうから、後期の対象者の方

に様々な送付物がありますので、国保年金課とも今後連携しまして、こういった制度がありますよといった周知は、併せて積極的に進めてまいりたいと思います。

それから、書類、提出書類についてです。従前、これは規定によりまして、病院の発行した領収書を添付してくださいということをお願いしていました。その理由は、制度自体が入院日数によって給付される金額が変わるということで、実際に入院された日数が何日間かということを確認するために、その領収書の内容を確認させていただくということが趣旨でございました。ただ、しかし、そもそも、そういった趣旨でございますから、広域連合から発行された医療費の通知の中に、入院日数ですとか、そういったものは恐らく記載されていると思うんですが、その中で、条件が十分に満たされているのであれば、今後、そういった運用の中で適用させていただきたいと思います。

○飯島委員 今の広域連合から出されている医療費の通知の明細というのは、外来が何日、入院が何日と書かれているんでね、これは十分該当すると思うんです。それで、申請書を書くのは、なるべく書くところを少なくしてほしいというんですね。それで、申請者の住所・氏名とかというのは、もちろん必要なんですけれども、また、あ、対象者のね、その対象者がご本人の場合には、また、下に申請者、同じことを、名前・住所を書かなきゃいけないんですね。書くところを少なくしてほしいということで、本人とかね、対象者と申請者が同じときには本人と、そういった簡略でオーケーになるような、そういうふうにしてほしいという声がありました。やはり高齢者の方は、なるべく書くところを簡略にしてほしいということで、やっぱりそれが、細かなことなんですけれども、優しさとかね、当事者の身になって考えるということの表れじゃないかなと思うので、ご配慮いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 書類が非常に煩雑であるというご指摘でございました。私も、実際、そういった書類について目を通していただいておりますけれども、実際には、必要な情報というのは、どうしても記入していただかなければいけないところはございます。例えば委任状をお願いする欄ですとか、個人情報提供について、承認するというような欄が必要なんですけれども、そうはいつても、高齢者の方に優しい、分かりやすい、そういった記載内容というものは、今後研究させていただきたいと思います。

○飯島委員 はい、結構です。

○池田分科会長 はい。

はい、どうぞ。ほかはありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、次のページをいきますね。

決算参考書の178ページから179ページの質疑を受けます。よろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 はい。178ページ、7のいきいきプラザ一番町管理運営についてお伺いします。

○池田分科会長 いきいきプラザ。

○岩佐委員 これは決算といいますか、こちらの運営で、医療的なケアが必要な方の、どのような内容で今後やっていくのかということ、受け入れていくのかということ、常任委員会のほうで、ちょっとこれから内容を詰めていきますということでした。それで、

現在は、医療的ケアが必要な要介護者は、どの程度受け入れて、こういったことをしているのか、ご説明いただけますか。

○小原高齢介護課長 指定管理制度、指定管理者の変更の際に、常任委員会のほうでもご質問を頂いた件かと思えます。医療的ケアということですけども、今回、カメラア会ということで、変更になるということで、評価された部分が医療的ケアということで、評価されたということでご説明はさせていただいております。

少々お待ち——すみません、いただいでいいでしょうか。

正式に、7月の議決後、今、ちょうどカメラア会、新法人と引継ぎをさせていただいているんですが、まだ、具体的に、透析患者という形での評価という部分もあったんですけども、ただ、病院ではないという部分の中で、実際に施設の中で透析の対応というのは難しいということは確認してございます。ただし、今現在、栄和会のほうで対応できない部分ということで、関連の医療機関等の対応ということで、カメラア会の関連の医療機関等の協力ということで進めてはいるんですけども、まだ、具体的に、こういう形というのが、明確になっていないということ、状況としては、そういう状況になってございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。

それはいきいきだけではなくて、特養全てに言えることなんですけれども、透析、透析は施設内の透析だけではなくて、通院も含めての対応とか、いわゆるシャントとかの管理、食事管理、それから、透析だけではなくて、褥瘡ですとか、たんの吸引ですとか、今も、医療機関じゃなくても、日常的な、慢性的な医療的ケアであれば、施設でもできるというふうに、ちょっと、少し緩和されていると思うんですね。あとは、できるかできないかというのは、施設それぞれの体制だと思うんですよ。実際に、そういった、特に褥瘡とかですと、割と増えているものですから、もう褥瘡があるからといって、もう入所できないという取扱いではなくて、各特養さんのほうで、それぞれ看護師さんとかも配置していただいたりしているので、どれだけ、それが今の区の特養の中で現状として対応できているのか、そこは対応できている施設というのはあるんでしょうか。

○小原高齢介護課長 特別養護老人ホームの入所のご案内の中にも、各施設の医療対応に対する受入れ基準というものをお示しさせていただいております。その中で、例えば点滴の管理等は、どこの施設もできないとか、そういう項目ごとに、できるものとできないものということで、ご案内はさせていただいているということで、例えば、そうですね、人工肛門等は全施設でできるだとか、先ほど申し上げた透析については、条件付きで一部できるという部分の施設もございまして、それぞれその項目ごとにご案内はさせていただいているということです。

○岩佐委員 それで待機をされている方が、そのご自身の状況と、待機をしている施設の受入れ体制で、遅れてしまったり、入れなかったりということで、それがうまくフレキシブルに、じゃあ、こっち、できるところに変えていこうということが、ちょっと今、うまくいっていないようなんです。やっぱり、ちょっと施設ごとの待機という体制を取られているかと思うんですけども、これはちょっと、どちらかで、医療的なケアが必要な方に関しては、全施設の中で、しっかりと調整をしていくか、あるいは、全施設、少しずつでも仕方がないと思うんですけども、体制を整えていくということで、全部、それが各施設、それだけに負担をかけるというのは大変なことだと思うんですよ。そこを、先ほ



どもいろんな運営補助ですとか、大規模改修の支援とか、やられていましたけれども、そういうソフトの部分の支援というのを、もうちょっと区が、医療的なケアが必要な要介護者に対して、いきいきで今取り上げさせていただいているんですけれども、できないものかということと、いきいきの、この新しい指定管理者が、そういったことが得意だということなので、またそういったことをほかの特養の方とかと情報共有とかをしながら、利用者、必要な利用者さんがピンポイントに入れるようにということに、ちょっと手続の面からも改善できないでしょうか。

○小原高齢介護課長 特別養護老人ホームの入所調整につきましては、高齢介護課のほうで担当させていただきます。それぞれ入所希望の方が、例えば医療的ケアが必要な方は、お待ちいただくような形になってはいるんですけれども、希望する、例えば4施設のうち、どうしてもこの施設がいいという方もいらっしゃいますし、どこでもいいという方もいらっしゃいますので、それは現在も、その施設に、ご本人のご希望を優先しながら、医療的ケアが難しいものについては、お待ちいただくような形になっているんですけれども、そういう形では対応させていただきます。

あと、補助制度というお話がありましたけれども、現在も、医療的ケアに対する補助制度というのはないんですけれども、差額ベッドの空床だとか、経管栄養の処置をした場合の補助というのもございますので、今、委員からご提案いただいたものも、どこまで補助制度に、運用というか、変更というか、できるかというのはあるんですけれども、確かに補助金を出すことによって、施設によっては対応できるという施設もあるかもしれませんので、そこは引き続き検討させていただければと思っております。

あと、もう一点、最後の各施設の情報共有というお話ですけれども、年に3回ほど、不定期なんですけれども、4施設と保健福祉部のほうで、検討会というか、そういうものも、入所に関する意見交換会的なものをやっておりますので、その中で、特別養護老人ホームの入所等に関して、各施設の状況等も踏まえて、情報交換も今させていただいておりますので、引き続き、それも活用させていただければと思っております。

○池田分科会長 はい。

河合委員。

○河合委員 今、岩佐委員から、特養のいきいきプラザの件が出ましたけども、指定管理者になってから10数年ですかね。特に保健福祉部は、期間が長い間ね、一つの指定管理者に任せるということがあって、利用者とか、もしくは区民の方が、問合せがあるときに、区に電話があるときには、それは指定管理者のどこどこがやっていますから、そこに連絡を下さいというふうに、そっちの指定管理者に投げると。指定管理者のほうとしては、それは区の範疇ですから、区の福祉部のほうに聞いてくださいというようなことが、結構あるんだというようなことが言われているんですけれども、その辺の実態というのはどうなんでしょうか。

○小原高齢介護課長 実態としては、当然、高齢介護課にお電話いただく区民の方もいらっしゃいますし、施設に直接という、お問い合わせということであろうかと思えます。ただ、内容によっては、委員おっしゃったように、施設で答えられないということで、それは区のほうに聞いてくださいというようなお話であろうかと思えます。で、先ほど区が指定管理者に聞いてくださいというのは、ちょっと私の中では、あまりそういう例はないの

かなというふうに思っていますので、はい、ご理解いただければと思います。はい。

○河合委員 まあ、一部の人、大げさに言うことがあるから、そうなんでしょうけども、そもそも指定管理者をやりましょうというときに、いわゆる経費の節減になりますよというのが1番。そのときに、議会としては、経費は節減するけども、指定管理者は民間ですから、利益を追求するにいろいろな方策を打ってくるでしょう。行政としては、常に指定管理者と同じようなスキルアップをしながら、指定管理を選定をしていくということがスタートの時の話だったんですけど、どうも今は丸投げをしているようなね、感じがしますので、研修等の問題も出てくるんでしょうけども、様々な施設に指定管理者ありますけども、区の研修状況というのは、どうなっているんでしょうか。

○小原高齢介護課長 ご質問は、研修というのは、指定管理者制度に対する研修ということでございますか、それとも……。すみません、ご質問がちょっと。（発言する者あり）

○河合委員 福祉施策全般に関しての研修ですよ。勉強会みたいなものというのは、区の内部で。

○池田分科会長 河合委員。

○河合委員 区の内部の、いわゆる、じゃあ、特養に対したら、特養に対する勉強会を常におかないと、将来的には、指定管理者がこれは大事ですよと言われたら、そうなのかなと思って、そこをお願いをする場合があると思うんですよ。その辺のスキルの積上げというのはどうなんでしょう。

○小原高齢介護課長 年に一度といったらあれなんですけど、5月ぐらいに、新任、異動してきた職員を対象に、この高齢介護施設だけではなく、保健福祉部の高齢施設というか、施策を含めて、勉強会というか、研修会をしてございます。また、そのほか、個別に部としての研修費用というのもございますので、内容によっては、その年によって違いますが、そういう体制的なものはあります。

○河合委員 ぜひ、DXがどんどん進んでいって、区の職員が、何をして、これから情報化社会の中で、区としてのサービスをね、見詰め直すときに、そこら辺が一番大事なかなと思います。その辺はよろしく願います。

あと、ちょっと将来的な話なんですけども、今、指定管理者を指定するときに、1者になりますよね。Aの施設に対しては、何か指定管理者とか、1者選ぶんだけども、これだけいろんな価値観があって、情報が多い時代に、いわゆる特養の専門家の指定管理者、1階のフロアとホールは、いわゆる、そういうイベントの専門の指定管理者と。将来的には、一つの施設に一つの指定管理という考えではなくて、一つの施設に二つの指定管理者という選択も、私はあるのかなと思うんですけども、その辺の考えは、執行機関はおありでしょうか。

○小原高齢介護課長 今の河合委員のご指摘、ご質問は、いきいきプラザということ、限らずということでございますか。

○河合委員 そうです。

○小原高齢介護課長 はい。確かに、いきいきプラザにつきましては、区民施設等も含めた、ある意味複合というか、特養だけではないという部分もありますので、実際、例えば区民施設については、社会福祉法人では運営できないということで、再委託的な部分もやっているという状況もございますので、ちょっと将来的に、まだ、この私の答弁で、やる

という答弁はできないんですけれども、今ご指摘いただいた専門性のある指定管理者という部分での運営というのは、そういう指定もあろうかと思imasので、引き続き、今回のご指摘を踏まえて、検討をさせていただければと思てございます。

○河合委員 はい。

○池田分科会長 はい。ほかにございますか。このページ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、次の180ページから181ページの質疑を受けます。

○長谷川委員 180ページ、14番、フレイル対策のところです。

○池田分科会長 14番。

○長谷川委員 毎回、何かシルバートレーニングスタジオのをお伺いしちゃうんですけども、すみません。やっぱり健康長寿ということでは大切な事業なので、もう一度確認させていただきたいと思imas。

昨年度、週1回に、週1回利用ができるようになって、皆さん、とても喜んでいらっしやいます。本当に、コロナ禍で出かけられなかった状況で、週1回というのは貴重な時間だというふうに伺っています。で、もともとのところが、このシルバートレーニングは90分からスタートしていたと思うんですね、活動時間が。コロナ禍で縮小して行って、週1回、1時間（60分）になったわけですけれども、もともとの、それだけ、90分の運動量が必要だというようなことでスタートしたんじゃないかなと思ます。で、今のままだと、何となくこう、1時間が普通になっていっちゃっているんじゃないか、本当のマットまで使ったの本来の必要時間が、何となく1時間になって、運動量が足りていないんじゃないかなという心配をされている方もいます。というか、マット運動とかやりたいというようなお声を聞きます。今後どういうふうにお考えなのか。昨年度のところで検討したところがあれば、教えていただきたいと思imasが、いかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 シルバートレーニングスタジオについてのご質問でございます。昨年度より、週1回という形で実施させていただいております。実施状況を私のほうで確認させていただきましたところ、おかげさまで、週1回の状況であったとしても、定員オーバーというところがいっぱいになっております。ですので、窮苦の手段として、週1回体制であったとしても、2部制というところを取っています。

○長谷川委員 はい。

○菊池在宅支援課長 そうしますと、従前ですと、一つの枠組みの中で全部スケジュールをこなすとなると、どうしてもどこかでメニューを削らなければ2部制を構成することができないということで、窮苦の考え方で、90分のメニューを60分に縮小させていただいたところなんです。その縮小したメニューの部分は何かといいますと、いわゆるリラクゼーションの部分です。

○長谷川委員 はい。

○菊池在宅支援課長 マットを使ったリラクゼーションの部分です。そこの部分がよかったのというふうにおっしゃっていただけるお客様もいらっしやるということは、認識しております。ですので、そういった部分については、今年、後期以降、オプションの教室として、リラクゼーションを中心としたオプションの教室を開講して、そこに来ていただければなというふうにお思っています。

○長谷川委員 拡充していただけてというのは、ありがたいなと思います。

ただ、その1時間の中で、もちろんクールダウンの時間も含めてだと思っんですけども、ある程度のストレッチまでのところができたらいいのかなというふうには思いますので、また、その中でのことは、社協のほうとの時間調整であったりとか、ご検討いただきたいなと思います。

あと、いろいろアンケートとかを取っていただいていたかと思うんですけども、その中で、何か新たに検討してというか、課題が見えてきたところがあったら教えていただけますか。

○菊池在宅支援課長 昨年度より社会福祉協議会に委託をしまして、実施状況を確認するという意味で、今年度、私のほうでアンケートを取らせていただきました。そうしましたところ、満足度という点でいきますと、今、集計中なんですけども、ほぼ、9割以上の方がご満足されているということでした。「運動の機会になっていますか」ですとか、あるいは「自分の健康状態を確かめるいい機会になっていますか」とか、あるいは「自分の健康につながっていますか」というようなお答えについても、ほぼほぼ8割以上の方が「つながっている」というふうにお答えいただいているので、大まかな方向性でいくと、皆さん、ご満足されているのかなというふうに思っています。ただ、改善の箇所がないとは言えませんので、その点については、今後、社協とも調整させていただいて、よりよいプログラムになるように進めていきたいと思えます。

○長谷川委員 昨年度から完全に社協への委託となって、その連携のところで、何かつながりはうまくできたのかどうか。実際に動いている社協——社協というかな、社協で運営していることで、そのやり取り、何ていうんでしょうね、協議会じゃない、何かそういう会議をどの程度設けているのか、教えていただけますか。

○菊池在宅支援課長 社協との協議の場についてでございますが、担当、社協の担当者との打合せにつきましては、ほぼ一、二か月に一遍、打合せをさせていただいております。また、そのほかに、シルバートレーニングスタジオを運営していただいている講師との連絡会、これも約1～2か月に一遍でございますが、そちらについても、私自身が参加して、様々な意見を聞かせていただいているという状況でございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。やっぱり講師の先生方とのお話が大事だと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、あと、何だっけかな、あ、この中のフレイルの下のところに移っちゃっても大丈夫ですか。測定会。

○池田分科会長 えっ。

○長谷川委員 1回、止めちゃったほうが。

○池田分科会長 そうですね。はい。シルバートレーニングについては。

○長谷川委員 はい。じゃあ、シルバートレーニングについては、また、引き続きよろしくをお願いします。

○菊池在宅支援課長 はい。ご意見も踏まえまして、さらなる改善に努めてまいります。

○長谷川委員 はい。よろしくをお願いします。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。

○岩佐委員 180、12の介護人材・定着・育成支援なんですけれども、この（1）の5,200万ですか、これは結構な金額なんですけど、具体的にどのような取組を各施設がやられているんでしょうか。

○小原高齢介護課長 人材確保あるいは労働環境の改善、人材育成ということで、3種類の項目として補助を出してございます。取組内容としては、人材確保については、派遣職員を雇用する取組に対しての補助、あるいは人材紹介会社を利用した正規職員を雇用するための取組として、人材確保として補助をしております。また、労働環境の改善に関しては、契約職員あるいは非常勤職員等を正規職員とする取組、あるいは23区内において職員が負担する家賃を助成する取組等を補助してございます。あと、最後、人材育成という部分でいきますと、職員の人材育成に関する、ちょっと具体的ではない表現になってしまっているんですけど、職員の人材育成に関する取組ということで、各施設に補助を出してございます。

○岩佐委員 ありがとうございます。これは本当に他区にはない、かなり踏み込んで、いい助成だと思うんですけども、先日も36協定が三角だったという評価があった施設があったということで、まず、形式的に、例えば派遣さんを使うときの台帳の整備ですとか、そういったことが、もうしっかりとされているのかということとを区がチェックをしているのか、それから、それなりに、それぞれの施設で皆さん働いてくださっている期間が長いとは聞いているんですけども、その平均年数とかということを取って、しっかりと、この効果が出ているのかということとは、ちょっと確認させてもらえますか。

○小原高齢介護課長 すみません。1点目の、チェックしているかということに関しては、この間、ご報告させていただいたモニタリング、あるいは第三者評価等で確認はしてございますが、ただ、平均のですね、2点目の勤務については、ちょっと今、私自身がちょっと把握していない部分もあるんですけど、いわゆる離職率というものがありますので、ちょっと今、手元にはないんですけども、そこで確認はできるのかなというふうには思っています。

○岩佐委員 このモニタリングは、多分、指定管理者って、しかも、定期的といっても、何年かに1回、特に労働モニタリングは数年に1回という形なので、これは各事業者さんもモニタリングをやっているわけじゃないと思うので、これは形式的な話ですので、全事業者に、本当はもうチェックをしてほしいんですね。いわゆる法律的な労働環境に関するもの、それからハラスメント措置に関しても、法的なものですので、これはもう毎年チェックするぐらいのもの、1回チェックすればいいものもたくさんありますけれども、ちゃんと運用されているかのご確認をいただきたいです。

で、離職率、平均年数という、これもすごく事業所によってちょっとばらつきがあると思います。そこから見えてくるものというのは、たくさんあると思うんです。これ、いつも本当に、これだけじゃなくて、全ての事業所、委託事業とかも含めての平均年数、勤務年数を本当に知りたいところなんですけれども、特に介護とか育児に関してのサービス、直接、お年寄りや子どもが関わるサービスに関しては、やはり平均勤続年数というのは、そのままスキルにもつながりますので、ぜひ、ちょっとこれは積極的に報告を、定期的にチェックしていただいて、報告をしていただければと思います。こういう決算時とかに。よろしくお願いします。

○小原高齢介護課長 岩佐委員のご指摘は当然でございます、区としても、補助金を出すだけではなく、当然、その効果という部分も含めて、チェック、あるいは報告を事業者にも求めていきたいと考えてございます。

○池田分科会長 はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 先ほど伺った14番のフレイル対策の、今度は（3）番のフレイル対策事業のほうで、ちょっとお伺いしたいと思います。

フレイル予防講座で、オンラインのフレイル予防講座を開催されて、昨年度42回と、回数は多くやっていただいたんですけども、やっぱりこの人数は少ないのかなという印象があるんですが、これはオンラインだから、やっぱりご高齢者には難しかったというような捉え方でよろしいんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 こちらの事業につきましては、新たな日常におけるフレイル対策事業ということで、東京都の補助金が100%出ている事業でございます。で、ある程度、東京都のほうから、こういうのをやりなさいよというようなメニューが提示されて、それに従ってやるような形になっていました。ですので、私たちも、当初ですから、勝手が分からず、その内容でやってしまったところがあります。ですので、今回のこういった事業実施内容を踏まえまして、さらなる改善を進めてまいりたいと思います。

○長谷川委員 ありがとうございます。何かすばらしい答弁を頂いて、何かよかったです。いろいろ、健康について、やっぱりいろんな、ここにも書いてありますけれども、口腔ケアであったり、気持ちの面であったり、いろいろ大切なことなので、引き続き、よろしくをお願いします。

それで、あと、これの、もう一つの、事務事業概要の151ページのフレイル測定事業、これも、実施が2回で参加者が73人。これも何か少ない印象があるんですけども、これは周知が足りなかったのか、まだコロナ禍で、なかなか出かけられない状況なのか、やっぱり体について、ご自身でどの程度なのかというのを理解した上で、体操をしてとか、いろいろあるのかなと思うんですが、ここのところはいかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 こちらのフレイル測定会につきましても、令和3年度の新規事業ということで、急遽、年度末にばたばたとやったような内容でございます。当初、私どもも、この測定会について、どのぐらいの費用がかかるのかというところが、なかなか計りかねていました。実際、やってみたところ、あんしんセンターの方々からもご協力が得られましたし、それから、専門職の理学療法士の方ですとか栄養士の方につきましては、区の職員の応援が得られましたので、そういったところから賄うことができた費用というのが浮いてございました。そういった部分の差額になっているというふうにご理解いただければと思います。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。

すばらしい会だと思うので、今後周知、たくさん広めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○菊池在宅支援課長 おかげさまで、この事業、皆様の認知度が進んでまいりまして、先日も、かがやきプラザで実施したんですが、おかげさまで満員でございました。さらなる拡充を進めてまいりたいと考えております。

○長谷川委員 よろしくお願ひします。

○池田分科会長 はい。

飯島委員。

○飯島委員 180ページの一番上の高齢者総合サポートセンターについてです。事務事業概要では192ページで、特に、この中の一つの事業について伺いたいと思います。

それはトレーニングマシンのことです。トレーニングマシンの利用というのが、やっぱり健康寿命を延ばすというのか、なかなか、それなりの意識のある方が定期的に、今、週1回1時間だけ予約ということで、利用できるようになっていまして。登録している方全てが、皆さんいらっしゃるわけではないんですが、登録している方の中では、ほぼほぼ毎週、ちゃんと、きちっと利用されている方も多いと聞いています。この登録の人数というのは、区は把握はされているんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 申し訳ございません。社協のほうの事業でございまして、私のほうで手持ちの資料がございません。

○飯島委員 かがやきプラザのご紹介によると、このトレーニングマシンを利用するときには、事前に理学療法士の方にいろいろチェックを受けて、これは使っていいかというかね、機器が、マシンが8種類ぐらいあるんですかね、その中で、どれを使ったらどうかというか、その方に合ったものを運動指導員の方が今後見ていくということで、理学療法士のチェックがあります。そのときに測るInBody、結局、体の体成分分析というんですかね、それとあと、外からの、歩き方だとか揺れだとか、そういうチェックがあるわけなんです。そのチェックをされた数字が、その後、マシンを利用して半年あるいは1年たったときに、その方がどうか、どういうふうに改善されたかというかね、そこら辺のことが、ぜひ、そこもチェックをする、それは、その効果というんですかね、そういうものができるようにしたほうがいいなというふうに思うんです。その方の励みにもなるし、また、休みがちな方に、やっぱりこれだけの効果があるということを示すことにもなると思うんです。そのためには、職員、理学療法士の資格を持ったような方がいないと駄目なわけですね。そういった点で、ちょっと、それをやったほうがいいけれども、なかなか、そこまでの手が足りないというような声も聞いているんです。やはりこう、やっていることに対する評価というんですかね、そのところは、きちっと数字的にも見えるものは見えるようにしていったほうが、せっきくのそれだけの機器、備えているわけなので、そういう事業をまた広めていくのにも役立つと思うんです。そういう点で、ぜひ、マシンの利用者の数字的な改善というか、そのところがしっかり、目に見えるような形で把握をしていくということで、ぜひやっていただきたいんですが、ご検討をお願いしたいと思います。

○菊池在宅支援課長 先ほどは失礼いたしました。

主要施策の成果の51ページの中段の事業実績の中に、トレーニングマシンスペースの運営強化ということで、延べ人数が4,570人ということで、これ、たしか昨年度と比較しても伸びているというふうに認識しております。

で、委員のご指摘の理学療法士の増強による、そういったボディチェックみたいなものを考えてみたらどうかというご提案についてなんですが、私も、そういった事業については、非常に効果的だと思います。社協の運営自体も順調にしているところですが、そう

いったご意見も踏まえまして、来年度、これも予算の関係になるので、ちょっと、なかなか申しにくいんですけども、こういった理学療法士の強化といったところも考えているようですので、そこら辺も考えながら進めていきたいと思っています。

○飯島委員 それは、測定をする機械というのは、もう備え付けてあるわけなんですよ。保有しているわけなんですよ。だから、やっぱりそれをフルに使うという点からもね、ぜひ、それを扱える理学療法士を増員というかね、そっちの方向でお願いしたいと思います。

○菊池在宅支援課長 社会福祉協議会の予算要望の中に、そういったことも含まれていたかと存じますので、今後の予算編成の状況にもなりますが、そういったご意見も踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。

○池田分科会長 はい。

西岡委員。

○西岡委員 12番のところについて、また戻って平気ですか。このページ内だったらいいですか。

○池田分科会長 12番のどこでしょう。

○西岡委員 さっき……

○池田分科会長 同じところ。

○西岡委員 別の項目だったんですけど。

○池田分科会長 えっ。

○西岡委員 12の介護人材確保、定着のところの、私、(2)をやりたくて。

○池田分科会長 (2)。はい、どうぞ。

○西岡委員 いいですか。

○池田分科会長 はい。

○西岡委員 はい。

これは何……。あ、ごめんなさい。(2)じゃない。失礼しました。(5)だ。ごめんなさい、ごめんなさい。

○池田分科会長 (5)。

○西岡委員 はい。

○池田分科会長 はい。

○西岡委員 (5)で、これ、28万6,000円の予算がついていて、0円なんですけども、そもそも、平成30年度から事業が開始されていて、実績とか、かつてあったのか。また、その現場から、こういうものがあるといいて声がそもそもあったんでしょうか。どういう経緯で、この予算がついているんですか。(発言する者あり) そうなの。じゃあ、いつからなの。事務事業概要205です。

○小原高齢介護課長 すみません。少々お待ちください。

○池田分科会長 休憩します。

午後2時20分休憩

午後2時21分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

高齢介護課長。

○小原高齢介護課長 お時間を頂きまして、大変申し訳ありませんでした。



この介護施設内の保育機能整備助成でございますけれども、かんだ連雀の1階に設置をしております。当初、施設の職員のための保育施設ということで、部屋の的には、そんな広くないんですけども、それを設置したということでございます。当初は、利用する方がいらっしゃ——職員がいたんですけども、その後、いないということで、そのまま、場所はまだかんだ連雀の1階にあるんですけども、そういう部分、そういう形で、残っているというか、そういう現状でございます。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 それは一度つくったらそのままということで、じゃあ、例えば関係者以外は入れないというような認識でいいんですか。

○小原高齢介護課長 基本的には、高齢介護施設の1階ということですので、当初の目的としては、先ほどご答弁させていただいたように、職員のためのということですので、ほかの方の、一般の方という部分の利用は考えていないということでございます。

○西岡委員 そうなりますよね。全体で、多分、これは把握していらっしゃらないと思うんですけども、この、やはり28万6,000円というので、今年度はゼロでしたよということで、もちろん、ニーズに應えるという意味で、職員の定着という意味でも、今、乳幼児を、じゃあ、抱えての介護従事者という数が、把握していらっしゃるのかなと。この28万という数字が、ちょっと微妙だなと思っていたんですけど。で、執行率もゼロですし、そういうのはお分かりになっていますか。というか、つくってほしいとか、そういう声が上がっているんだったら、やはり大事だと思うんですけども、どの程度の範囲を見越しているのか、そもそも何人くらいいらっしゃるのか分かりますか。

○小原高齢介護課長 すみません。何人というのは、把握はしていないんですけども、この制度自体については、各施設には周知してございます。その中で、対象となるというか、申込みというか、ないということで、予算的にも、執行率ゼロということで、まあ、昨年度に比べて、予算のお話になってしまうんですけど、3年度については、半額程度にしているということでございます。運営費的な部分でございますので、利用があれば、そのままですね。最近、利用がないということで、予算は減らしているという、そういう状況でございます。

○西岡委員 実は、一番言いたかったこと、今、申し上げたかったんですけど、これもこれで残しつつなんですが、区の、区に携わる介護従事者を対象にした、例えばその方たちを対象のシッターさんとか、要は、その方たちがお住まいのところで、夜間保育とかもなさりながら、子どもを預けて、区のほうで従事していらっしゃるという方もいると思うんですよ。なので、本当は、その方対象の、費用にかかった、その助成を利用、助成したほうが利用しやすいのかなと思うんですよ。だから、そういう考えはできないですかね。だから、このゼロというのを見ていて、何とも言えないなと思いましたよね。せっかく28万つけているけれども、そこで、もちろん区のほうでつくったところで、利用者がいなければ、もちろんもったいないですし、だったら、職場に連れてくるよりは、やはり区に勤務していらっしゃる介護従事者の方対象にした制度とか、夜間保育のコストを負担してあげるというのが、要は、結局、それというのが、区の介護従事者の定着につながると思うんですよ。だから、そこに関してはいかがですか。

○小原高齢介護課長 西岡委員のご指摘、ごもっともございまして、担当課としても、先

ほど予算半減というか、半減させてしまっているという部分もありますので、この事業自体がどうなのかという課題認識はございます。今ご提案していただいた補助金制度の見直しの中で、先ほどの人材育成の部分というのもございますけれども、運用というか、その部分での見直しの視点ということでご意見を踏まえて、この事業も含めて、再検討を考えたいと思っています。

○西岡委員 はい。ありがとうございます。私が言ったのは、別に執行率がゼロだから、すごく、だから悪いというわけじゃないんですけど、やっぱりこの事業を残しつつ、かといって、予算を半減させているとさっきおっしゃっていたので、だったらという、その、区で従事していらっしゃる、何度も言いますが、介護従事者に対するコスト負担をしてあげたほうがいいという意味なので、こちら私も並行して、もちろん全くなしにしてというのも、働き方改革じゃないんですけど、やっぱり現場に連れてきて、見守りながら、夜間、介護従事したいという職員の方もいらっしゃるでしょうし、いろんなパターンがあるので、だからどちらも取れるようなやり方をしてはどうですかという意味でお聞きしました。

○小原高齢介護課長 大変失礼いたしました。特に、廃止という認識で私も言ったつもりはございません。

○西岡委員 分かりました。

○小原高齢介護課長 大変失礼いたしました。

あと、実績としては、平成31年度に1件だけございました。

○西岡委員 1件だけ。

○小原高齢介護課長 はい。ゼロではないんですけども。ただ、最近、近年はゼロというふうに続いています。で、それを踏まえて、拡充、見直しではないんですけども、職員の、介護職員の補助制度ということで、見直しも検討が必要なのかなというふうに認識してございますので、よろしく願いいたします。

○西岡委員 分かりました。お願いします。

○池田分科会長 はい。

米田委員。

○米田委員 同じ12番なんですけど、（3）で……

○池田分科会長 （3）。はい。

○米田委員 はい。介護支援専門員研修費用助成のところですか。これ、事務事業概要204ページを見させていただいていると、令和元年、2年、3年と、だんだん下がってきています。で、令和3年度に至っては、これ2件になっています。これ、主な要因とかありましたら、教えていただきたい。

○小原高齢介護課長 コロナ禍の影響で、研修自体が開催されなかったということで、減ってしまっているというふうに、認識でございます。

○米田委員 コロナ禍で、これ自体の、研修自体がなかったということでよろしいですね。

じゃあ、令和4年度、50万の予算がついています。今年度はそういった研修があるという認識でよろしいですか。

○小原高齢介護課長 当然、開催もされるという認識もございまして、コロナも一時期よりも減って――感染症も落ち着いてきている部分もありますので、こういう制度がござい

ますので、今まで使っていた職員の方も含めて、活用していただくということで考えてございます。

○米田委員 ありがとうございます。というのは、やっぱり、資格の更新とか、研修を受けて、こういうことをやることによって定着していく。で、またこれを受けた方が、お給料が上がることによって定着していくというのがありますんで、ここはしっかり取り組んで頂きたいなと思います。

あと、関連するかどうか、ちょっと分からないですけど、これ、補助費用が4分の3となっています。この4分の3ではなく、全額補助することによって、こういった資格の更新とか、さらにランクアップを狙えると思うんですけど。全額支給することによって、こういうのをもっと促進していくという考えはございませんか。

○小原高齢介護課長 研修の考え方というのもいろいろあると思うんですけど、確かに全部負担することによって、職員の負担はゼロになるんですけども、やはり、自ら学ぶということも含めて、自己負担が必要ということで4分の1はご負担ということになってございますので、ご意見は、米田委員のご意見は承りつつ、まだ、どうなるかというのは、ちょっと、ご答弁はちょっと難しいかなと思っています。

○米田委員 全額じゃなくてもいいんですよ。これ、4分の3を5分の4にしてもらってもいいですし、10分の9でもいいです。なぜかという、ほかの自治体でも、こういうのをやっていますんで、あえてほかの自治体のことを言わなかったんですけど、そこをしっかりと勉強していただいて補助率を上げて、しっかり定着につなげていく、これをもう一度答弁いただけますか。

○小原高齢介護課長 失礼いたしました。そうですね。ほかの自治体の状況も確認させていただきつつ、千代田区は、ほかの補助制度も充実していますので、よりよい、先ほどの執行率の話ではないですけれども、執行率を高めていただくような活用ということで、検討させていただければと思っています。

○池田分科会長 はい。

はい、このページ、いかがですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 よろず総合相談なんですけれども……

○池田分科会長 13番。

○岩佐委員 はい、13番ですね。戸別訪問をされているかと思います。で、戸別訪問の件数が、この令和3年度で2,896という、結構な数字なんですけれども。ただ、やっぱり、多分、これだけでは、きっと不十分なんだろうなと思います。これ、戸別訪問って、何人ぐらいの体制で、どういう基準で回らているんでしょうか。

○菊池在宅支援課長 こちら令和元年度から、新規で実施している高齢者見守り相談窓口事業のことかと理解しております。

で、こちらの事業につきましては、いわゆる要介護ではない、介護が必要でない方を訪問いたしまして、実際にモニタリングをさせていただいたような事業でございます。で、これにつきましては、2,896件という実績なんですけれども、令和3年度までは神田地区だけの実施状況でございました。

この事業につきましては、非常に好評を頂いておりますので、先般令和4年度より麹町

地区でも展開させていただくことで、全区展開ということでさせていただいております。

体制についてなんですけども、看護師それから社会福祉士といった資格をお持ちの方、2名体制で回らせていただいております。ですので、順番という形になってしまいますので、なかなか効率が上がらないというところはあるんですが、費用対効果のところも勘案したところで、現状こういったところで進めさせていただきたいと思っております。

○岩佐委員 はい。ありがとうございます。とんでもなく丁寧にやられているなと思うんです。ただ、逆に、その体制でやられると、せっかくいいことなんですけれども、結果的に回ってくるのが遅くなるんだらうなとも思うんですね。だから、人数をもっと増やしていただくか、また、先ほど民生委員のお話にも出ましたけれども、民生委員の方も、地域を回っていらっしゃる。で、町会なんかもご協力いただいているとあって、様々なところでアクセスをしてもらっていると思うんです。

逆に、そういったところとも連携と情報共有していかないと、同じところにも何回も行くし、行かないところには全く行かないという、やっぱりどうしても見落としというか、こぼれてしまうところが出てくると思うんですね。で、それをやはり広く、平たんにやっていただくために、もう少し、民生の方たちと、そこで民生の方たちに義務として行っているところではないんですが、町会も含めて、かなり、実は、地域を回ってくださっているところもありますので、そこで、だからもういいやということではないんですけれども、なるべく広く、全世帯、全世帯というか必要な世帯に回れるようにしていただきたいと思うんですけれども、体制としていかがでしょうか。

○菊池在宅支援課長 こういった見守り事業の連携につきましては、私自身も課題認識を持っているところです。で、ということで、私、今年度は地域振興部と連携いたしまして、地域振興部のほうでも、出張所のほうで90歳以上の見守り活動というのをやっています。そういった意味では、見守り活動、様々な部署で重複している部分があります。で、そこをうまく連携させて効率化させるということで、今年度から地域振興部の出張所と一緒に、見守り事業を開始させていただいているところです。

また、もとより、保健福祉部内でも、夏の時期はいわゆる熱中症見守り対策事業というのをやっていますので、そういった事業との関連性も今後考えながら、うまく効率化、連携させていく方法というのを、見守り事業というものを考えていきたいと思っております。

○岩佐委員 はい。ありがとうございます。

あと、この戸別訪問の見守りではないんですが、地域の宅配事業者さんとか郵便事業者さんとも、やはり見守りという観点から連携をされていたかと思うんですね。あるいは、清掃事業者さんのふれあい収集ですとか、いろんなところ、本当に、本当に事業に見直すと、見守りという名前だけではなくて、様々、高齢者の方のお一人世帯に対してのアクセスというのを、区がいろんなことを仕掛けてくれているなというのを思います。そこを含めて、いま一度、全部つながれば、で、これは何かDXがどうできるか分からないんですけれども、そこではうまく情報共有していただけたらと思いますので、ぜひ、よろしくお願い致します。

○菊池在宅支援課長 民間のほうでも、様々な見守りサービスを実施しているということは認識しております。どうしても行政だけでは限界があるところはありますので、今後そ

ういった民間の良きサービスというところも連携しながら、この高齢者の見守り事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

○池田分科会長 はい。このページ、よろしいですか。

飯島委員。

○飯島委員 181ページですね。これ、介護施設のところの中のTHE BANCHOなんですか……

○池田分科会長 THE BANCHO。（4）番。

○飯島委員 事務事業概要では、202ページですかね。

協定を結んで、それで土地代を補助しているという中身だと思いたいますが、その中身のチェックというのは、指定管理者ではないのであれですが、どのようにされているのでしょうか。

○小原高齢介護課長 そうですね、区として指導権限というのではないんですけども、当然、利用者から区のほうにそういうご相談がありますので、そのときは、区からも施設のほうにですね、正式な指導という部分ではないんですけども、そういう部分での連絡というか、そういう対応はさせていただきます。

○飯島委員 入居者、つまり利用者のご家族の方から、当初と比べて人手が大分減ったんじゃないかと、そういうようなご指摘を受けました。まあ、それ、調べるすべが、なかなかないんですけども、例えばその入居者の方が具合が悪くなったときに病院へ連れていくのに、当初はご家族の方が付き添わなくてもよかったのが、今は必ず付き添ってくださいというように強く言われて、結局お仕事を休まざるを得なかったとか、そういう例が何回かあるんですね。で、どうして当初は、あれだけ丁寧にやってくれたのに、今はもう、ちょっと変わってしまったんじゃないかというような懸念があるんですが、そこら辺は、区として、どのような関わり方ができるのか。指導はできないと、指導・監督というあれはないということなんですけども。

例えば職員の数でも、この協定を結んだときの数が、実際に守られているかというのは、実際に何かこう、賃金台帳とか出勤台帳とか、そういうものを見ないと、ほかの事例ですけども、保育園のほうでも、ちょっと数が違ったようなこともあった事例もあるので、そこら辺のことは、担保できるようなシステムというのがあるのか。なければ、作る必要があるんじゃないか。作る権限がないと言われてしまえば、それまでなんですけども、協定書って結んでいるんでね、それに基づいて何らかのチェックというのが必要ではないかなと思いますんで、どのようにお考えでしょうか。

○小原高齢介護課長 飯島委員のご指摘ですけども、当然、この土地の賃借料に関して、区が高い補助金を出しているという部分があります。

一方、運営に関しては、そういう苦情も、区のほうにも直接そういう苦情の担当係があるんですけども、お話を受けるということもございます。その際には、当然、施設には、そういうことで、そういう苦情というかお話があったということで、正式な指導というのは、できるあれではないんですけども、当然施設のほうには、課としても、区としても連絡をしているということでございます。

また、先ほどのほかの補助金の部分でもありますけれども、人材育成等の補助金の中で、補助制度の中で、施設の数等を申請書の中で出していただくような、今現在そういう部

分もありますので、そういう人数につきましても、当然確認しながらというふうに思っていますので、今現在もそういう補助——土地のほうではないですけども、ほかの補助金のときに、職員の人数等は提出していただくような形になってございます。

○飯島委員 いや、書類上、机上のあれでは、なかなか実態と、どうなのかといったところが一番問われるところなわけですね。だから、そこが見えないと、書類上では、それが実態かどうか分からないということも、実際にあるわけですよ。ですから、そのところをきちっと把握できるように、何らかの仕組みをつくってほしい。

そしてまた、ご家族の方がお部屋の状況を見せてほしいと言ったら、入らせてもらえなかったということなんですね。コロナということを経由にされてはいたんですけども。やはり、どういう空間で毎日過ごしているのかということ、ご家族の方も非常に心配をしているんですね。だから、そういうときには、やっぱり、消毒なりなんなりというか、一定のあれをした上で見せるとか、その、やっぱり日頃、会えないわけですから、そういうことで、確認はしたいというご家族の気持ち、当然なわけですよ。ですから、そういうことも、ぜひ、施設のほうにはお話を通していただき、改善をしていただきたいと思います。

○小原高齢介護課長 先ほどご答弁しましたが、区のほうにも直接、そういうお声があるときもでございますので、そのときは、施設のほうに、そういうお声があったということで、今までもこれからも対応していきたいと思ってございますので、よろしく願いいたします。

○細越保健福祉部長 今ご質問いただきましたTHE BANCCHOというのはですね、ザ番町ハウスですか、これ、設置するときから、地域はもちろんですけども、区も大変大きな期待をして入れた施設でございます。今、課長申し上げましたように、やはり、いろいろな様々な声を聞く——区にも入ってきますので、実は私どもも、先日、私が直接、理事長にお会いをして、やっぱりこの施設というのは、区の看板をしょってやっている施設というふうに思っていますので、しっかりやってくれというふうなことも言ったこともございます。

繰り返しになりますけれども、しっかりと区も、この施設については、チェックというかですね、管理運営につきましても、しっかりと見ていきたいというふうには考えております。

○池田分科会長 はい。

このページ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

それでは、次のページ、182ページから183ページ、目の1、18番までですね。ここまでの質疑を受けます。よろしいですか。

岩佐委員。

○岩佐委員 まず、障害の理解促進なんですけれども……

○池田分科会長 あ、ごめんなさい、岩佐さん。いや、そこはまだです。182ページの15番から18番まで。

○岩佐委員 あ、すみません、すみません。

○池田分科会長 はい。

西岡委員。

○西岡委員 182ページですよ。

○池田分科会長 182ページの上の段ですね。（発言する者あり）目の2まではまだ入らないので、目でやっていますから、15、16、17、18番。（「ここは違う」「ここまで」と呼ぶ者あり）はい。高齢者のほうです。

○西岡委員 はい。分科会長。

○池田分科会長 はい。

○西岡委員 分かりました。16番です。

○池田分科会長 16番。はい。

○西岡委員 これ、ちょっとこれ、ごめんなさい、これ、確認ですけれども、この間、常任のほうでも説明ありましたけれども、2階のフロアの件で、防災備蓄機能が、この、要は9階から2階に移動したと。で、その地域交流機能が、その分、フロア的に狭くなってしまふのかなというのが少し懸念されていて、例えば私のイメージですと、ボランティアの方ですとか、時々公開講座もやるとか、もしくは地域全体が使えるという意味では、赤ちゃん・ふらっととか、いろんなやり方があったのかなと思うんですけど、その交流の仕方の幅を広げるといふその多機能に使える、利用可能なかどうか、そこは、その防災備蓄の機能が来たからといって、要は、よそ者が入れてないとか、そういうことはないんですよ。こういう、今申し上げたような、多機能性を持たせるということでは合っていますか。

○清水障害者福祉課長 今、錦町三丁目の施設についてご質問ですけれども、地域交流機能につきましては、DBO事業者の提案による事業ということで、こういった事業をやるかということところは、具体的なものはこれからでございますが、地域の方が、様々な方が交流できるような場ということところで、一部の人に限られたものではなくということところは、考えてございます。

ただ、ほかの特別な機能にということ、そういったものに活用ができるかということになりますと、そこでの実施の内容によって、こういった形になるかということでございます。で、9階の部分は、防災備蓄機能のところを一、二階に移すということで、小さくなってしまふということなんですけれども、そこは、もともと1階、2階の部分で、地域交流機能をやりながら、有事の際に、そういった形に活用するというところで、備蓄品ですね、倉庫、備蓄品を収納する倉庫は設けますが、その部分で、それがかなり圧迫するという想定はしておりません。よろしいでしょうか。

○池田分科会長 よろしいですか。はい。

よろしいですか、ほかに。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、目の1、高齢者福祉費を終わります。

次に、目の2、障害者福祉費についてです。決算参考書の182ページから187ページになります。

障害者福祉費についての、執行機関から説明ありますか。

○清水障害者福祉課長 それでは、目の障害者福祉費についてご説明させていただきます。

事務事業概要が218ページ、主要施策の成果は57ページ、項番34をご参照ください。

決算参考書、事務事業の1、障害者への理解促進と合理的配慮の推進でございます。こちらは、障害のある方に対する地域での理解促進を目的として事業を拡充し、区内全ての障害のある方に対して、千代田区の良かったこと調査を実施いたしましたので、主要の施策の成果に掲載しております。

執行率、事業全体65.9%となっておりますが、主な理由としては、良かったこと調査の業務の入札に伴う執行残でございます。各地域、まちの方々からの親切や店舗等を感じた良かったことを通じて、地域で理解の輪を広げていくために実施した調査でございますが、調査で頂いた回答を記載した概要版を作成し、多くの方に読んで頂くことで、理解の輪を広げていきたいと考えてございます。

区役所関係機関25施設には、既に設置して配付しておりますが、今後、商店街や交通機関、郵便局等に1,000部程度設置していただき、区内へ広く周知啓発してまいります。

続きまして、決算参考書186、187ページをご覧ください。事務事業概要が297ページ、主要施策の成果は59ページ、項番の36をご参照ください。

事務事業8番、ジョブ・サポート・プラザちよだ管理運営でございます。ジョブ・サポート・プラザちよだにつきましては、平成19年度から、指定管理者として社会福祉法人緑の風が運営してまいりましたが、令和4年度から社会福祉法人武蔵野会に変更がございました。その準備や新旧指定管理者間での引継ぎをしっかりとっていただくため、拡充して準備業務を実施いたしましたので、主要施策の成果に掲載しております。

令和3年度は、新旧の指定管理者が並行稼働という形で、事業運営の移行が円滑に図れるよう、着実な引継ぎを行いました。管理運営費は、全体で88.32%でございますが、準備業務支援につきましては、執行率が43.2%となりました。その理由といたしましては、新指定管理者は、他自治体で同様の施設を運営しており、また、残留する職員も一定数いたため、短期間で十分な引継ぎを実施できたことによる人件費の執行残、そして早急な修繕の必要がなかったことによる、修繕費の執行残となっております。

新指定管理者は、今年度が運営初年度となりますので、区との連絡を密に取りながら、また利用者、ご家族様のご意見を伺いながら、課題について対応してまいります。

私からの説明は以上です。

○池田分科会長 ほかに説明はありますか。よろしいですか。（発言する者あり）

はい。説明が終わりました。それでは、委員からの質疑はページごとに受けたいと思います。

まずは、決算参考書の182ページから183ページの質疑を受けます。どうぞ。

○岩佐委員 すみません、先ほどフライングで。（発言する者あり）障害者の、これは理解促進で、先ほどご説明いただきました、良かったこと調査をやりましたと。で、これ、このときのご報告のときにも申し上げたんですけれども、そこで出たものを、どれだけ事業に反映していくかということが、一番この調査の目的だったかと思えます。

で、今回これでの、障害者の福祉のしおりを、見やすいように目次を追記しましたというふうに書いてあったんですけれども。あの障害者のしおり、結構、大きくて持ち歩きに不便な、じゃあ、あれを見るかと言われれば、見る方も、もちろんいらっしゃると思いま



すけれども、今、どちらかというところ、やっぱりホームページでの情報提供のほうが主流だと思っただけです。で、どうしてもこのホームページに関しては、別に障害者に限らず、ほかの事業と同じような記載の仕方、あまり分かりやすいと言えない状況ではないんです。

で、実際この障害のサービスが、どんな行政サービスか分からないというのは、これは良かったこと調査で挙げられたご意見だったと思いますので、ぜひ、その情報提供の在り方というのに関して、紙ベースだけではなく、オンラインのほうも、ちょっと見え方を考え直していただきたいんですけども、そこについては、ご検討とかはいかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 事業の周知方法でございますが、現在、ホームページに記載するほか、あと、しおり等で周知している状況でございます。ただ、ホームページのほう、委員おっしゃるとおり、やはり私も、ちょっと検索がしづらい、少し分かりづらかなというふうに感じているところでございます。

ホームページの内容、少し更新も遅れているような状況もございまして、今年度、職員の中で全体を見直しまして、ちょっとお時間いただきますが、障害者福祉の部分を見やすいように改善をしていきたいと考えております。

○岩佐委員 ありがとうございます。いろんな手続き、障害のある方とあって、まあ難病もそうですけど、たくさん窓口に行かなきゃいけないんですけども、その窓口に行くこと自体が、なかなか負担であったり、働いている人だったりすると、それもなかなか難しいだろうということで、郵送でできるもの、オンラインでできるもの、それがまた事前にホームページだけで、ホームページだけというのはちょっと難しいのかもしれないんですけども、区役所に来なくても手続きがある程度準備ができる、そういった状況に、特に障害、難病に関しては、ぜひ、やっていく必要があると思っただけです。そこが、多分、ちょっと合理的配慮なのかなというので、ぜひ、そのアクセスの手続きのしやすさという面から、見直しをお願いいたします。

以上です。

○清水障害者福祉課長 ご指摘いただきました。そうですね、窓口で、対面で詳細を説明して、手続きしていただくというところが、やはり、一番分かりやすくとは考えておりますが、なかなか窓口に行らざるのも難しい方というのも一定数いらっしゃると思います。そういった中で、こういった形で、郵送なりオンラインなりで、窓口に行らざるなくても手続きができるかという方法も、これから考えていきたいと思っております。

○池田分科会長 はい。

河合委員。

○河合委員 すみませんね。また関連で申し訳ないけども。

○池田分科会長 関連で。

○河合委員 障害者と、障害児、あるじゃないですか。で、障害者の場合は、まだいいんです。で、保健福祉ですから、ちょっと子どものところにもかかってしまうので申し訳ないで、保健福祉の立場から答えられるだけで結構、答弁はね、結構ですけども。

障害児の場合、ホームページに障害児の支援が何かと見るときに、非常に見づらいた。で、障害児に特化したその支援を漏れなく表示してくれないかという要望が結構あります。

それと、具体的に、その判断基準というのかな、非常に曖昧だと。「おおむね」とか「程度」の記載が非常に多いので、その「おおむね」というのは、大体という意味なんで

しょうけども、自分で判断するには非常に難しい部分が多いということも、指摘をされているところでございます。

もう少し具体的に分かりやすく、こういう場合はこうというふうに言っていただくと、自分で、個人でも判断できるのかなというところが多いのではないかなと思っています。

で、一つ、参考としてここに書いてあるのは、知的障害で愛の手帳、ここにはおおむね1、2、3程度とあり、4は、一律対象が、4になると対象外かどうか分からないというんですね。1、2、3程度と書いてあるから、4は対象外なんでしょう。でも、千代田区子育て応援ガイドブックで、愛の手帳では、1から3程度、一部4と、児童というふうに書いてあって、その一部4は何なのかと。これは子どものほうになるんですけども、ちょっとそこは、連携をしながら、ホームページのリニューアルも含めて、少し検討をして、分かりやすく表示をお願いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 子どものサービスについてですけれども、判断基準が分かりにくいというご指摘ございました。その障害の級、区分ですとか程度に、それだけによるものと、あと、それ以外に、例えば医師の診断、意見書等で判断するところもございます。なので、表記といたしましては、「程度」であったり「配慮」、そこは含む含まないというものが出てきているところもございます。ただ、そのこのところをなるべく、分かりやすい表記といいますか、ご案内を心がけて、皆様に分かりやすくということを考えて、表記をしていきたいと思えます。

○河合委員 よろしくお願ひします。

○池田分科会長 よろしいですか、河合委員。

○河合委員 あと、もう一つ。

○池田分科会長 はい。河合委員。

○河合委員 まあ、これでいいのかな。すみません。結構子どもに絡んだところが多いんで、一緒に質問をさせていただきますけども。

千代田区の第6期の障害福祉計画、それから第2期の障害福祉計画策定のアンケート、これを見ると、64.1%の方が、福祉のサービスを受けたいというふうに言っているということなんですけども。障害者、には結構サービスがあるんですよ。ただ、障害児を持っている家庭というかな、障害児ですから、お母さんが障害の子どもを見る時間帯って非常に多いじゃないですか。大変だね。

そうすると、その時間が、かかると。ましてやきょうだいがいたら、そのきょうだいの子たちも面倒を見なきゃいけないというふうになると、これは、なかなか、うーん、お母さんの負担が多いと。で、ヘルパーを頼もうとしても、障害者にはヘルパーがあるんだけど、いわゆる障害児を持っているお母さんに対するヘルパーというのは、非常に探すのが難しいというようなことが言われていて、その辺のところの支援というのも少し視野に、考えてくれないかということなんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 子どもの施策について不十分ということで、お子さんに関することで障害者本人ではないので、そのこのところのサービスが行き届いていないのではないかとご指摘でございますけれども、そのこのところ、障害者福祉課と子ども部ですね、児童・家庭支援センターのほうと、どういったものが必要で、どの程度のことがサービスの必要があるかということも、十分確認をいたしながら、事業の内容について検討してい

きたいと思います。

○河合委員 まあ、そうですね。これから、ちょっとその辺は、働くお母さん方が多くなっている時代ですから、検討してもらいたいと。

で、ひとつ、そのヘルパーさんに対しても、障害者の場合とか、48時間ぐらい、ヘルパーのサービスを受けられますけども、障害児を持っているお母さん方というのは、それは障害児と日常的だから、対象外ということなんで、その辺から、働きながら育児もできるということを考えれば、対象としながらサポートをしてあげることがいいのかなと思うんですけども、その辺はご検討いただけますでしょうか。

○清水障害者福祉課長 そうですね。障害者のご両親、お母様も働く方が多いところですので、やはり就労、そのために仕事をやめなければいけないというようなことがないような、就労にも継続できるような支援が必要かなとは、個人的には考えております。

そうですね。そのところも、やはり子ども部と、どういった支援が必要なのかというところを連携して、考えてまいります。

○池田分科会長 はい。

関連。西岡委員。

○西岡委員 関連で。すみません。ここで入っていいのか、私も実は、同じような内容で悩んでいたんですけど。

ちょっと1点だけ確認したいんですが、今、障害児を抱える方、要は親のレスパイトという意味で、要は乳幼児のほうは、南元町にそういう施設がありますけれども、例えば、障害児を1泊以上、自宅以外の、ヘルパーさんとかそういうことではなくて、自宅以外で泊めていただけるような施設、サポートできるような施設というのは、あるのでしょうか。検討しているのでしょうか。

○清水障害者福祉課長 えみふるにございます、ふぁみりあというショートステイのほうで、18歳未満の方の受入れも、ご対応もしているところでございます。

○西岡委員 それは、年齢は、乳幼児であっても、例えば障害児であっても構わないということですか。その南元町のほうの乳幼児とは、また違うニュアンスで聞いているんですけども。

というのは、例えば、私もちょっと、区民の方から聞いたのが、地方の自分の、葬儀にも行けないと。1泊以上は行かなければいけないときに、なかなかその乳幼児を抱えて障害を持っている場合に、じゃあ、お一人で抱えていらっしゃるときに、区として何かサポートできるのか、自宅以外でのそういう安心できる場所というのがあるのかどうかという意味で、南元町とのすみ分けというか、そこをお聞きしています。

○清水障害者福祉課長 乳幼児といいますと、やはりえみふるのショートステイのほうでは、ある程度一人でご自分のことができるような、で、医療的なケアが必要でない方とか、様々条件はございますので、やはり乳幼児ですと、泊まりでの受入れというのは難しい状況でございます。

○西岡委員 そこは、検討する余地はございませんか。

○清水障害者福祉課長 えみふるでということでございますか。

○西岡委員 あ、なくて。

○清水障害者福祉課長 あ、ではなくて……………

○池田分科会長 今は、えみふるしか、そこの受入れができていないんですけども……

○西岡委員 乳幼児……。 (発言する者あり)

○池田分科会長 ほかに、そういう受入れができる体制が取れるところがあればということですよ。

○清水障害者福祉課長 障害をお持ちのお子さんでということですよ。はい。

ちょっと、今は、 (発言する者あり) そういった受入れはないので。はい。 (発言する者あり) はい。そうですね。今後、需要を確認しながら、検討してまいります。

○池田分科会長 そうですね。 (発言する者あり)

部長にお聞きしたいんですけども、さっきの8050もそうだし、生活支援もそうだし、私も、前にも言ったんですけども、やっぱり来年度、国のほうが、こども家庭庁を設立するところで、やっぱり横串というのが、改めて見直しをして、しっかりと向き合っていたかかないと、河合委員も言ったけれども、子ども部と福祉部がしっかり連携を取って、よりよい、誰も、何だろうな、見落とさないようにしていただきたいというのが願いなんですけれども、そこの辺りは、もう検討はしていると思うんですけども、こういったところで進めていくのか、 (発言する者あり) 少し伺いたいんですけども。

細越保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 大変重要な指摘だと思っております。要するに制度のはざまに陥るということがないように、まさに、それが今回、地域福祉計画にも掲げています、重層的支援の一番の意味なのかと思っています。

で、当然、障害者の部分で言えば、障害者福祉課というのが、やっぱり障害という切り口でいけば、私どものほうが、ある意味では、イニシアチブを取る必要があると思っていますので、それも一つですけども、全体を含めて、保健福祉部が中心というか主体になりながら、関係部と連携を取りながら、いい方向に進めていきたいと考えています。

○長谷川委員 関連。

○池田分科会長 はい。関連で、長谷川委員。

○長谷川委員 私もいろいろ苦労してといたら、自分事なんですけども、子どもを預けるときは大変だったりするんですけど。何かこの部分でいくと、何か私のほうが詳しいのかなという感じがしたんです、当事者として。

で、親としては、預けるときとかというと、日中一時であったとか、えみふるさんのですね。あとは、ちょっとの間であれば、移動支援とかも使えるし、あと知り合いの方にそういう契約というかをすれば、お泊まりもできるし、日中見て——あ、日中でも夜でも大丈夫なら見てもらえる制度もあるし、医療ケアが必要なお子さんであれば療育センターとか、病院の対応もできますよね。そういうのを皆さんに知っていただくことがまず大切で、そこは、やっぱりしおりであったりとか周知していただきたいなと思うんですね。様々、工夫はできるんです。調べて、経験すればなんですけど。ただ、それが、まだ分からなくて、どうしたらいいんだろう、こういうのは、制度はないだろうかというのが、まだ皆さん分かっていないので、そこは区のほうで十分周知していただいて、本当に、日中一時であったり、移動支援だったり、もう時間数を十分に提供できるようなシステムがあれば、柔軟にいろんなことができると思うんですよ。親御さんのケアだったりとか、レスパイトであったりとか、そういうのが大切かなと思って、一言言わせていただきました。周知

とケアをお願いしたいと思います。

○清水障害者福祉課長 長谷川委員、ありがとうございました。勉強不足で申し訳ございません。様々子どもの施策も、千代田区内だけではなく、療育センターですとか、そういったところでの受入れがございますので、そういったところの周知を十分、まずはやっていくというところを取り組みたいと思います。

あと、子ども部と連携して、（発言する者あり）今後、こういった形でやっていくかというところも、検討したいと思います。

○長谷川委員 ありがとうございます。何かここだけ、私、得意分野で、お話しさせていただいた感じがあるんですけども。本当に大事なところですよ。周知と、本当に、いま一度お願いしますが、しっかり周知をしていただきたい。

あと、やっぱり困っているお母さん方がいらっしゃる状況は、本当に目に見えてというか、いろんなところから聞こえてくるので、相談機能をしっかりしていただきたいと思いますので、そこも含めてお願いします。

以上です。

○清水障害者福祉課長 今ご指摘いただきました子どもに関する、障害児に関する様々なサービスですとか対応について、また、周知のところ、それから相談体制ですね、そのところも、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

○長谷川委員 はい。よろしくお願いします。

○池田分科会長 はい。河合委員。

○河合委員 今、長谷川委員が言ったこと、一番大事だと思うんですよ。で、障害者、障害児を持っているお母様方も、どういうサービスがあって、その関連がどうなのかと。で、困ったときにはどうしたらいいとか、その辺の、何ていうかな、見る側が全部理解できるような作り方をしていけないと、ただ、こういうサービスがありますというのだけ並べても、これが果たしてどういうサービスなのか、どこまで利用できるのか、結構分からないらしいです。だから、いわゆる彼女みたいに経験なされた方がその編集の中に入るとかですね。いや、これ、こういうふうにつくったら、もっと分かりやすいですよ。現場に即した作り方を、ぜひ、していただきたいなと。

業者の方だけでつくって、これでいいだろうというのではなくて、やはり、一回こんなもんだけどどうだろうと、分かりやすいというようなことも含めてやっていただくと、非常にいいのかなと思うんですけども、その辺、ぜひお願いをしたいなと思っています。

○清水障害者福祉課長 今、河合委員からもご指摘いただきましたように、ホームページの改善ですとか周知方法ですね、その点のところは、障害者団体ですとか、障害をお持ちの方のご意見も伺いながら、分かりやすいものをつくっていきたいと思います。

また、ホームページで検索される方もいらっしゃいますけれども、やはり、相談機能、ここに相談すれば、全てのことが分かる。ある程度いろんなところを、情報を提供してもらえるというところですね。そのところをしっかりと、こちらも同時に、併せて進めてまいりたいと思います。

○池田分科会長 はい。

西岡委員。

○西岡委員 なかなか終わらなくて、すみません。（発言する者あり）ちょっと関連で。

療育センターを、例えば、じゃあ利用したといったときに、区として補助は出しているんでしょうか。要は病院主体が、どこが主体というよりは、区として中心となって、そのような補助をしてあげないと、と思うんですけど、今、どういう状況なんですか。そこだけ確認できればと思います。（発言する者多数あり）むしろ分科会、（発言する者あり）いや違う……。療育センターはやっていない。子ども部じゃない。（発言する者あり）

○池田分科会長 休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時22分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁のほうからお願いいたします。

障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 大変お時間いただきまして、申し訳ございません。

西岡委員のほうからご質問ございました、障害をお持ちの乳幼児のお子様のレスパイトにつきましては、夜間預かりということでございますが、現在、障害者福祉課のほうの施策では実施しておりません。

お子様のレスパイトについては子ども部の所管になっておりまして、ただ、そちらのほうでも、いっとき預かりのような昼間の預かりはございますが、夜間というものは、現在、ございません。

○池田分科会長 うん。まあ、そこも含めて、今後検討していただきたいというのが、この委員の、メンバーの総意であるかなと（発言する者多数あり）考えていますから。

西岡委員。

○西岡委員 その部分を、ぜひ、乳幼児を抱える、ましてや障害児という部分での保護者向けのレスパイトというのを拡充できませんかという、その部分だけ。もう最後にいたしますので、お願いいたします。

○清水障害者福祉課長 失礼いたしました。その部分の拡充につきましては、どういった形で、どういったものが必要であるかというところを十分研究いたしまして、検討、考えたいと思います。よろしく申し上げます。

○西岡委員 お願いします。ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。よろしく受け止めていただきたいと思います。

このページはよろしいですか。

米田委員。

○米田委員 同じところなんですけど、合理的配慮なんです。で、ここに3年度は、例えば、こういうふうにやったと。筆談器の貸出しとか、そういうふうに行っていると。あ、い、う、え、お、か、までありますと。これはもう、大事なことです。

で、障害者差別解消法で、これ、国や自治体ではこういうのをやらないといけないと。で、民間企業では努力義務だったんですけど、本年度から、恐らく、努力義務じゃなくてやらないといけないという形になっていると思います。で、企業も、大きいところとかは取り組んでいると思うんですけど、いわゆる中小とかはなかなか難しいところがあると思うんです。こういったところに対して、しっかりアプローチしていくのが、僕はもう大事なことだと思っています。

で、こういうことをやらないといけないよとか、こういうことをやることによってこうなるよとか。また、区のほうから、こういう貸す、札とかあるじゃないですか。こういうのをやればいいよというのを、積極的に推進していただきたいと思っているんですけど、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 区では、就労支援センターでは、就労の関係でございますが、企業や事業者向けに、そういった合理的配慮の推進ですね、具体的なところも、講座ですとかそういったところを通して周知はしているところでございますが、今後も積極的に進めていきたいと思っております。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。

○米田委員 はい。

○池田分科会長 ほかにございますか、このページ。

○長谷川委員 182ページの2番の総合支援事業の（1）番、障害福祉サービスに入るかと思うんですけども、事務事業概要の249ページの在宅生活動作補助用具についてです。あ、これでいいのかな。あれっ。あ、ごめんなさい、これじゃないですね。

身体に障害がある方々で、家の中を、手すりをつけたりとかそういうサービスについてです。その助成がありましたよね。で、直すときには、助成で何%だったかつくんですけども、家を建てるときに、もうそのときには、手すりをつけますとその前提でつけてるので、それについては助成がありませんと言われた方がいるというようなお話を聞いているんですけども、それはある程度の補助があってもいいんじゃないかなと思うんですけど、それは、何か区のほうで工夫ができるものなのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 こちらの補装具の給付の事業かと思っておりますが、こちらは、総合支援法の法定の給付の事業になっておりますので、そここのところは……

○長谷川委員 装具じゃなくて、ごめんなさい、（発言する者あり）私が言っちゃった、補装具と言っちゃったけど、例えば階段昇降であったりとか、ほかの、手すりとかというような感じです。（発言する者あり）

○池田分科会長 休憩します。

午後3時27分休憩

午後3時27分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 すみません。お待たせいたしました。

日常生活用具のところ、及び住宅整備改修費の支給というところの、事務事業概要ですと249ページかと思っておりますが、（発言する者あり）はい。こちらは、住宅改修を対象としたものでございまして、やはりこちらのほうも、新築時という補助はしておりません。で、こちらも、総合支援法の法定の事業になっておりますので、やはり、新築時というの補助ができない状況でございます。

○池田分科会長 長谷川委員。

○長谷川委員 新築だと、というお話でしたけれども、やっぱり障害をお持ちであって、そういう設備が必要ということであれば、何らかの工夫はしていただきたいなと思うので、

今後、ご検討いただけたらと思います。

あと、同じ福祉サービスのところで、移動支援、事務事業概要の250ページの（4）移動支援事業なんですけれども……

○池田分科会長 あ、長谷川委員。申し訳ない。（発言する者あり）ここは、次のページの3番に入るんです。

○長谷川委員 あ、次のページになりますか。ごめんなさい。じゃあ、はい。

○池田分科会長 それで、一旦、戻してよろしいでしょうか。

○長谷川委員 はい。終わり——失礼しました。はい。あ、終わります。

○池田分科会長 はい。

182ページのほうはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

それでは、続いて184ページから185ページの質疑を受けます。

○長谷川委員 失礼しました。事務事業概要250ページの（4）移動支援事業です。昨年度、利用者が60——あ、ごめんなさい、支給決定者が99人のところ、利用者は60人しかいなかったんですけれども、これは、ヘルパーさんが足りなくて使えなくて、実際に利用した人が少なかったのか、それとも、申込みはしてあるけども、いざという時のためというふうに考えて申込みをしてあったのか、その把握はいかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 こちらの事業は登録制になっておりまして、登録して必要なときにご利用いただくというところがございます。で、必要な方にはご利用いただいているという状況でございます。

○長谷川委員 移動支援って、どうしても通学にも使えるので、そういう時間帯であったり、帰宅の支援とか、あと、休日のお散歩であったりとか、時間がどうしてもかち合っちゃうような場面が多くて、ヘルパーさんの不足というのが多いと思うんですね。

そこでガイドヘルパーさんの支援というか、何でしょう、講演、講習ですとか、そういうところの支援も含めて、ヘルパーさんを増やすとかというような取組というのは、どうなんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 区内には9事業者ございまして、やはり、もうほとんど固定といえますか、ある程度利用の方、どの事業者でというところが決まっている状況ということは聞いております。

で、やはり、こういった事業者を利用するのではなくて、そういったガイドヘルパーさんですね。そういう方の、そうですね、そういった方を、例えばボランティアでとか、そういったことも考えていく必要はあるのかなと考えております。

○長谷川委員 そうですね。様々な方に、移動支援を手伝っていただければいいのかなと思うんです。それで、一応、講習を受けなくちゃいけないということがあるので、そういうところも含めてかなと思います。

で、先ほど話がありましたけど、保護者の方のレスパイトも含め、移動支援とかを活用していただくことって大切かなと思うので、時間数についても、柔軟に取り扱っていただきたいと思います。これも、上限が決まって、支給、何時間ということになると思うんですけれども、その、例えば、ふだんはそれほど使わないけれども、緊急時に、それより



時間数が必要になったときの柔軟な対応をお願いしたいと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 現在、お子様の利用は、月30時間の上限としてございます。これは、やはり、まあ、割とお近くの、30分、45分程度ですかね。で、平日、往復というところで計算しているものでございますが、やはり、うーん、それを状況に応じて、よくそこのところはお聞きして、こういった事情で必要かというところは、確認したいと、しながら、対応しているところではございますが、やはり、上限を設けているので、なかなか、ちょっとそれ以上というのは、現在のところは難しい状況でございます。

○長谷川委員 緊急時のことなので、そういう場合についてとかもあるので、そこは柔軟に、今後検討していただきたいと思います。

サービスの内容は、ちょっと変わるんですけども、次、同じ中でなんでいいですか。

○池田分科会長 はい。

○岩佐委員 移動支援……………

○長谷川委員 あ、ごめんなさい。はい。

○岩佐委員 移動支援関連。

○池田分科会長 移動支援の関連ね。

○岩佐委員 はい。

○池田分科会長 岩佐委員。

○岩佐委員 すみません。移動支援、関連させてください。

先ほども障害児も、今ご説明で30時間だということだったんですが、この教育委員会の報告にも、例えば通級のほうでも、結局、送迎が課題になっているという指摘がありまして、で、この事務事業概要からも、学校に通うための、通学のためのと言いつつ、特別支援学校なんかは、別に区内にあるわけではないので、その30分から45分では済まないお子さんのほうが多いと思うんですね。なので、ちょっとこの30という上限というのは、ちょっと、その学校によって大幅に変わってくる、遠い学校に通っているお子さんはどうしても1時間かかる方もいらっしゃると思いますので、その上限に関しては、ちょっと見直しが必要なところだと思います。

これ、ちょっと項目は違うんですけど、そうじゃないところを、例えば福祉タクシー券なんかで補うとかして、ちょっと、その保護者の移動、保護者、障害のあるお子さんの移動についての拡充というのは、先ほどの障害児の支援の中の範囲だとは思いますが、移動支援ということでは、ちょっとご検討いただきたいと思うんですけども。ちょっと、そこは、どの、この、まず上限の30というのは、本当に、この学校によっては見直すべきだということだと。それから、ほかのサービスも組み合わせて、移動ができるかというのを、ちょっと、そちらの、総合的にやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 まず、移動支援事業ですけれども、お子様のご利用というところで、こちらの要綱上、ずっとご利用いただく想定ではございませんで、通学に慣れるまでの間というようなところで想定したもの——現在ですね、制度といたしましては、そういったものでございます。

また、タクシー券につきましては、現在、障害者手帳、重度の方になりますけれども、

あと愛の手帳をお持ちの方であれば、お子様でも、タクシー券のご利用は頂ける状況でございます。

○岩佐委員 緊急時ということだったけれども、結果的に日常的にお一人で通えないお子さんというのがいらっしゃるわけで、で、そうすると、それはもう明らかに今の30ということだけでは、不十分でしょうということをお願いしているんですね。なので、ちょっと、今の運用で、多分、現場で柔軟にご対応いただいているとは思いますが、ただ、そうはいつでも、その学校により、あるいはその状況によりというのは、もう少し情報としてもオープンにしていかなないと、やはり、使えないと思っている人は、そこまでしか使わないので、そういったところで、保護者に負担がかかっているし、行動範囲が、さらに狭くなってしまいうということがありますので、ぜひ、そこは、いま一度、来年度に向けてご検討いただきたいと思います。

それは、福祉タクシー券も同じで、福祉タクシー券も、やっぱり手帳があればということはあると思いますが、手帳に、行かない、療育とかを通過している、手帳までにまだ行っていないお子さんで、やはり、保護者の負担というのが大変大きくなっているの、これをどういうふうに、条件をつけていくかというのは、もちろん、どこか一定程度、精査が必要なんだと思いますけれども、そこもやはり、障害のあるお子さんの保護者が、働けるという環境、その視点から、ちょっと見直していけるところなのかなと思いますので、ぜひ、ちょっとご検討もお願いいたします。

○清水障害者福祉課長 今、岩佐委員からご指摘いただきました周知ですね。そういった区の対応についてというところでございますが、やはり、お一人お一人、丁寧に状況をお聞きして、それで対応しているというところでございます。そうですね、障害をお持ちのお子様に関わる様々なサービス、支援というところが、本当に今、課題かと思えます。全体的にどういったことが必要で、どういった支援が必要なのかというところを、総合的に、やはり検討する必要があるかなと思っておりますので、子ども部のほうと連携しながら、考えてまいります。

○池田分科会長 はい。今の質疑の中で、ちょっと、その下の福祉タクシー券支給のほうにも、少し入っちゃってしまっているんですけども、（発言する者あり）その前後でまだ質疑があれば続けます。

○長谷川委員 はい。サービスのところで。

○池田分科会長 はい、長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。事務事業概要の258ページの……

○池田分科会長 決算参考書のほうのページを言ってもらえますか。

○長谷川委員 すみません。決算参考書の184ページの、どこになるのかな。（7）番かな。障害者在宅サービス……

○池田分科会長 4番の（7）。

○長谷川委員 はい。

○池田分科会長 障害者在宅サービス。

○長谷川委員 ごめんなさい。そうですね、サービスについて、はい、お伺いしたいです。事務事業概要258ページです。それで、あ、257、258かな。

ここにいろんなサービスが載っていて、下の米印で、65歳以上の方は、介護保険サー

ビス、高齢者サービスが優先となりますとあります。今後、障害児、障害者が、高齢になったときに、高齢者サービスが優先となると、例えば高齢者サービスだと、1割負担とか負担額があったりとかということと、今まで障害者サービスでは無償だったところ、そういう違いが出てくるのかなというのと、例えば、そのサービスでも、一つだけ。例えば、公衆浴場の入浴券であっても、年間に、高齢者のほうを見ると44枚、障害者のほうだと45枚、まあ1枚しか変わらないですけども、サービスの内容が変わってきます。そういうところは、どういうふうに変更のところでお考えでしょうか。あ、変更のところかどうか、そのサービス、高齢者と障害者のサービスの違いのところの受け止め方は、どういうふうに思っていますか。

○清水障害者福祉課長 そうですね。まず、やはり65歳以上の方は、介護保険サービスのほうが優先となりまして、そこに足りない分を障害のサービスで補うといったところがございますので、制度的に介護保険サービス、高齢者のサービスをまず受けていただくというところがございます。

で、さらに、そこでは不足する部分というのは障害者サービスのほうで、サービスを受けることがご利用いただけるというものでございます。

○長谷川委員 高齢者サービス、介護保険のサービスが優先されるけども、例えば有料になった場合には、そこは障害者サービスのほうで補填ができるということなのか。障害者の方々も年金で生活していて、そんなに収入はない中、支払わなくちゃいけないのか、何かそういうところの補助というか、何かあるでしょうか。

○清水障害者福祉課長 補填といいますか、障害者福祉サービスの、そうですね、高齢者と障害者と両方、サービスがご利用の場合には、そのところで障害者サービスの費用を適用するというような形になってございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。そういうところで、費用はというか、障害者サービスのほうが使えるということで、分かりました。ありがとうございます。

あと、公衆浴場の入浴券、先ほどちょっと言いましたけど、その下の提案型サービスについて、ちょっと伺いたいんですけども。これ、比較的自由度があって、費用の2分の1助成で2万円までというんですけども、これって、結構いろんなところで使えるかなとは思いますが、周知がちゃんとできているのか、使われているのかなというのが、ちょっと、気に——気になったと言っちゃいけない、ちゃんとサービスとして使われているのか、確認したいんですけど、何人ぐらいご利用でしょうか。

○清水障害者福祉課長 こちらですけども、ほかのサービスで補えない部分ですね。障害——まあ、ほかのサービスで補えない部分の、こういったことで障害を軽減できるとか、そういったものに対するサービスですので、もともと、障害者に対するサービスというのを実施した上でのサービスというものでございます。で、実績は、令和3年度は13件となっております。

内容といたし……

○長谷川委員 あ、ごめんなさい。はい。お願いします。

○清水障害者福祉課長 はい。ご利用いただいている具体的な内容といたしましては、口腔ケア用品ですとかストーマケア用品、音声つき血圧計ですとかそういったものが、令和3年度の実績でございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。13件って、何か少ないなというイメージがありましたけども、これも周知をお願いしたいと思います。

それで、障害児のほうで、療育の支援、何だっけ、経費の支援があるんですけども、障害児の知的の場合、ずっと日々訓練なんですね。で、療育も続けていかれる方が多いと思うんですけども、そういう費用についても、自立を高めるということで、ここで使えるんですが、子どもの場合は、2分の1で2万円までだったかな、上限が決まって、毎月、助成が受けられるんですけども、これは、これで使える、この提案型サービスで、そういう療育についても使えると伺っていますけれども、年間2万円までしかないんですけども、その拡充とかというのはいかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 年間の助成額は、費用の半額の助成でございますが、年度の助成額の限度額は3万円となって……

○長谷川委員 あ、ごめんなさい、3万円。

○清水障害者福祉課長 はい。

○長谷川委員 そこは、拡充はいがですか。

○池田分科会長 長谷川委員。

○長谷川委員 ごめんなさい。はい。

すみません。療育とかで使っていると、かなり金額が、使うことになるんですけども、子どものほうの療育の助成と同様に、使えるように拡充をすることというのは、今後検討はできるのでしょうか。

○清水障害者福祉課長 現在のところ、ほかのサービスを補完する目的ということで実施している事業でございますので、今のところ検討、増額の検討の予定はない状況でございます。

○長谷川委員 ニーズが少ないのかもしれないですけども、拡充をしていただけたらと思います。ご検討、今後、障害者のお声を聞いて、拡充していただければと思いますのでお願いします。

○清水障害者福祉課長 そうですね。今後、区のほうでも、どの程度この事業を、予算額ですね、額のところで、どの程度の助成額が必要かというところ、増額の必要があるかというところも踏まえて、検討していきたいと思います。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。

ほかはどうですか。

○河合委員 福祉タクシー、やって、いいんだよね。

○池田分科会長 どうぞ。

○河合委員 はい。福祉タクシーについてお尋ねをしたいんですけども。障害者の一部にタクシー券を配っている事業ですけども、結論から申しますと、障害児を持つ保護者にも支給をしたらどうかという提案でございます。

未就学児は、今、ママチャリに乗って、自宅から目的地まで子どもを連れていくのが多いんですけども、当然、雨が降ると、これはできないので、タクシーに乗せて移動する実情もあります。でも、まあ、いつも雨の日ではないですからね、晴れの日も多いから、そこはいいとしても、今度は、子どもが小学生になったときに、ママチャリには乗っけら

んないですね、道路交通法の事情から。そうすると、1日のスキーム、予定を早めに書いて、電車で行って送るとか、お父様、お母様、仕事をしている中で、なかなか、その時間との整合性というかな、取り方が難しい。で、全部とは言わなくても、ある程度の日数分の福祉タクシーが支給されると、非常に助かるという声もあるんですけども、これ、子ども部との連携になると思いますけども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○清水障害者福祉課長 タクシー券の支給の事業につきましては、障害児をお持ちの保護者の方というご意見でございますけれども、障害をお持ちのお子様ご本人に、タクシー券の支給対象となっております。一定の制限はございますが、そのタクシー券をご利用いただいているところで考えてございます。

○河合委員 本人にね。はい。分かりました。

○飯島委員 じゃあ、関連で。

○池田分科会長 関連。飯島委員。

○飯島委員 福祉タクシー券なんですけど、お子さんではなくて高齢者の方が、やっぱり手帳を持っていないと、下肢、足が具合悪いとか、そういう方が大勢いらっしゃる。で、タクシー利用という方も多くて、風ぐるまが、なかなか使いづらいところにお住まいの方は、タクシーになってしまう。そういう意味では、区長が特別認めた方にはという、そこに高齢者の方で足が不自由だとか、そういう方についても認めてもらえないかという声が結構寄せられているんですね。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○清水障害者福祉課長 こちらにつきましては、やはり障害者を対象としたものでございまして、高齢者の方を対象にということでは、高齢者の事業ということになるかと思っておりますけれども、こちらの障害者のタクシー券の支給は、あくまでも障害をお持ちの方、それに同等の方という対象としたものでございますので、全般的に高齢者の方を対象にということは、考えてございません。

○飯島委員 手帳は持っていないけれども同等の方、そこに入るのではないかということなんです。もしそこに入れることができなければ、高齢者の施策の中でもいいですけども、どちらでも区民の方は使えばいいわけだから、そういうことについて、ぜひ、考えていただきたいというふうに思うんですね。手帳を持ってなくても、やっぱり障害の分野で扱っていることもあるわけですから、それこそ、次にちょっと質問したいんですが、難聴に関しては、障害の分野で扱っているわけですね。ですから、そこら辺は柔軟性を持たせることはできると思うんです。

で、第8期の介護保険のニーズ調査、その結果の中でも、やっぱり84歳以上でタクシーを利用される方は6割を超えるというような、そういう報告もあるわけですね。そういう意味では、行く先が病院であるかもしれないし、また、かがやきプラザであるかもしれないし、いろんなところ、あると思うんですけども、そういった意味では、ぜひ、検討するに値すると思うんですね。それは部長のほうで、高齢者のところで扱うか、障害者のところで扱うかは、どちらにせよ高齢者の方の下肢、特に足の具合が悪い、手帳は持ってなくても歩行が困難という方の福祉タクシー券、高齢者福祉タクシー券というのかな、そんなようなものをぜひ、ご検討いただきたい。これは部長のほうに答弁を求めたいと思います。

○清水障害者福祉課長 すみません、その前に。障害者福祉課長です。

○池田分科会長 障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 申し訳ございません。先ほどの説明で、障害をお持ちの条件の対象の同等の方というふうに申し上げたんですけれども、きっちり障害の程度ですね、のほうを規定してございます。で、その他、区長が特に必要があると認めた方というのは、その程度の方というよりも、何か特別な事情がある方ということになりますので、ちょっと先ほどの説明を訂正させていただきます。すみません。

○池田分科会長 はい。（発言する者あり）

はい。という、そこでいいですね。

○飯島委員 えっ。ちょっと。いや……

○池田分科会長 障害者の、あくまで福祉タクシー券で、高齢者には、なかなか、限度もありますから、認められないというか、まだまだそのところは合致しないという見解なんではないのかなと思いますけれども。

○飯島委員 そう。中ではね。ただ、あ……

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 障害の分野だから、高齢者で歩行が困難でも、それは障害の分野では扱えませんという、そういうことですよ。具体的に言うとね。だけれども、障害の分野でも、手帳を持っていなくても、例えば難聴の方、加齢性難聴の方も含めて、障害の分野で事業があるわけですから、別に福祉の障害の分野で扱ってもいいし、区民はどこで扱おうが利用できればいいわけですから、高齢者施策の中で扱ってもいいし、だから、それは福祉というくりの中で、ぜひ、部としてお考えいただきたいということで、部長に答弁を求めたわけです。（発言する者あり）

○細越保健福祉部長 これまでも、恐らく、こういったいろんな場面で、同じような要望というか、ご質疑いただいているかと思えます。で、ただいま担当課長申し上げましたが、今の仕組みにおいては、障害をお持ちの方というふうなくくりでやらせてもらっております。

ただ、一方で、飯島委員おっしゃるような方もいらっしゃるというのは、我々も承知をしております。ただ、まあ、もちろん、そういったサービスが広がれば、それはもちろんよりよくなると思うんですけれども、限られた財源の中で、どこに重点を置くかという部分は、やはり慎重に研究しなければいけないかなと思っておりますので、そういった、今日、ご意見を頂いたということは、我々のほうでも受け止めさせていただきます。

○池田分科会長 はい。

ほかにございますか。

○岩佐委員 3の（2）の日常生活用具支給、241ページです。日常生活の用具、これ支給709件となっていて、709件というのは何か特定の消耗品が709件なんでしょうか。この金額からすると、709で割ると1個1万円ぐらいなのかなとなると、そういうわけでもなさそうなので、ちょっと内訳を教えてくださいませんか。

○清水障害者福祉課長 日常生活用具の709件につきましては、ストーマの件数が679件、で、ストーマ以外ですね、電気式たんの吸引機ですとか、透析液加湿器、視覚障害用拡大読書器等が30件ございます。

○岩佐委員 すみません。事務事業概要に載っていましたね。

多分、ほとんどこのストーマ用具は消耗品で、あとはそうじゃないと思うんですけども、このそうじゃない消耗品じゃないものに関しては個数の制限とかというのはあるんでしょうか。簡潔に言いますと、大体一人一つあれば十分だと、生活には十分だと思うんですけども、就労していくとなると、これが就労する場所とかでもう一個あったほうが就労支援になるのかなというような器具があると思うんですね。先ほどの点字の読むものとか、そういったことも全部持ち歩くと結構大変なものが、職場に一つだけあると、職場と自宅と両方あるということが可能だと思うんですけど、それは個数に関しては制限があるのかなと思って、ちょっとお伺いしたいんですけども。

○清水障害者福祉課長 すみません。ちょっと確認を。

○池田分科会長 休憩します。

午後3時58分休憩

午後3時58分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 お待たせしてすみませんでした。

一つの品目について一つということになってございます。複数を支給するというのではなく一つということになってございます。附属用品はそこの中で一緒にセットでございしますが、同じものを複数というのはございません。

○池田分科会長 岩佐委員。

○岩佐委員 ありがとうございます。本当に状況にもよるんですけども、こういった器具一つ一つは物すごい高いものでして、多分個人で買うというのはかなり難しい。それはしょうがないことだと思うんですけども、ぜひもし就労支援という視点から必要な観点であれば、一部補助ということでも何か支援の仕方はあるかと思しますので、ぜひ、ちょっと今後そういった当事者の話をちょっと、働いている当事者の方のニーズというのをもう少し研究していただければと思います。

以上です。

○清水障害者福祉課長 こちらにつきましても総合支援法の給付の対象になってございまして、この日常生活用具としての支給というのは難しいところでございます。就労の中でこういった支援が必要かということにつきましては、また今後様々研究してまいりたいと思います。

○池田分科会長 はい。

ほかはございますか。

○飯島委員 4の（12）難聴者補聴器購入費助成、よろしいですか。

○池田分科会長 はい。

○飯島委員 一般質問でも取り上げました。それで、事務事業概要は267ページです。268ページのほうに助成人数39人と書いてあって、参考書のほうは41名で似たり寄ったりなんですけど、これは決算額で割ると一人当たりがやっぱり5万円ぐらい、上限額ぎりぎりまで助成を受けているという計算になるんですけど、このお買いになった方、購入をされた方は、以前、音響機器である集音器でもオーケーよという話は聞いた記憶があるんですけども、それを購入した方というのはいらっしゃるんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 以前、令和2年度に集音器もこの補聴器の助成の事業の対象になるというふうにご説明をしていたところでございますが、そちらも訂正させていただきます。補聴器はその人の聞こえに合わせて調整できる機能がございまして、効果や安全性、信頼性が一定程度担保されたものでございます。障害者手帳をお持ちの方を対象とした補聴器同様、現在の事業の対象は補聴器のみでございまして、医療機器ではない集音器については対象となってございませんので、実績等もございません。補聴器のみが対象ですかというお問い合わせはございますが、具体的に集音器を対象にしてほしいとか、集音器が対象にならないのかといったようなお声は担当のほうからも聞いてございません。

○池田分科会長 ありません。

○飯島委員 いわゆる集音器だと5万円以内で買える通販なんかの広告をよく見ます。で、医療機器としての補聴器になると非常に高額というような声があるんですね。それで、この事務事業概要にはアンケート調査を行ったというふうに記載されていますが、これは私ども委員会にも、特に頂いていないですよ。

○池田分科会長 アンケート調査。

○飯島委員 事務事業概要268ページの上のほうがこの項目なんですけど……

○池田分科会長 令和3年度、過去5年……

○飯島委員 過去5年間の決定者を対象に、令和3年度にアンケート調査を行ったと記載されています。これはどういった内容だったんでしょうか。

○池田分科会長 障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 令和4年の3月3日の予算特別委員会のほうで、アンケート調査の結果の概要をご説明させていただいているところでございます。

平成28年から令和2年まで助成の対象となった72名の方に、メンテナンスですとか、買われるときに調整を行いましたとか、そういったことをお尋ねしたアンケートでございます。で、認定補聴器技術者の調整をした上で購入されたという方が、回答が42件中37件、調整をして購入されているというところと、あとはアフターケア、クリーニング、メンテナンス、定期的実施されているという方が34名いらっしゃいました。で、補聴器購入して日常生活で変わられたことはありますかというところで、会話が楽しめるですとか、大声を出さなくなったとか、聞き返すことが減ったというようなアンケート結果でございました。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 うまく使っている方は非常にやっぱりコミュニケーションがうまくいくようになったとか、そういうことが実際にあるんだろうなというふうに思います。で、その中ではあれですか、助成額については何かご意見というのは出なかったんですか。

○清水障害者福祉課長 すみません。各自由意見のところでは助成金額が少ないというご意見はお一人いらっしゃいました。5万円でもとてもありがたいですが、もう少し出していただけたらと思いますというご意見もお一人いらっしゃいました。そのほかは特に助成の額を増やしてほしいというようなご意見はございませんでした。

○飯島委員 医療機器で20万円からするということで、初めからちょっと5万円だけの補助だったらちょっと買えないわということで利用されなかった方も多くいらっしゃるんじゃないのかなというふうに思うんですね。で、これはアフターケアとセットでやらない



と、眼鏡のように買ってきてかけたらオーケーというものじゃないから、そのところは本当に周知が必要でね、こういうことが後々も必要なんですよという、そういう周知をしながらこの助成制度を広めていくということにしないと駄目だと思うんですね。

そういった意味でも、例えば、最近では港区がかなり大幅な助成額ということで、これはきちんとした補聴器の専門医がいらっしゃるところで認定を受けて、それで買うお店も認定補聴器技能者の方が在籍をしているところでちゃんと買ってくださいます。そういった内容で、きちっとその後が使えるように、そういうことを考えた上での助成制度ということのようです。で、やっぱり後のことをきちっと考えないと、アンケートの中では買ったけれどもちょっと使い勝手がよくなくてと、そんな方はいらっしゃるんですか。

○清水障害者福祉課長 もともと補聴器につきましては、まず購入して装着してすぐによく聞こえるというのではなくて、一定程度の期間をかけて調整してご自分に合わせた形に調整していただいておりますので、買ってやはり間もない方、購入して間もない方はなかなかうまくそのところが調整ができないという方も、そういう方も一定数いらっしゃいますが、ほとんどの方が定期的なメンテナンスを受けながらお使いの状況であるというのは、このアンケートの結果からも確認できたところでございます。

○飯島委員 でも、お買いになった方はかなりうまく使いこなしているということだと思います。で、うまく使いこなせない方も中にはいらっしゃるって、結局雑音がすごく入っちゃうとかね、そういう声を聞いて、補聴器というのはそういうんだったらあまり自分がわざわざ高いお金を出して買うつもりもないという方もいらっしゃるかもしれないけども、そういうことがコミュニケーションを遮断するというような、介護につながっていくというようなことが起こってはまずいので、やはり正しい補聴器の使い方という、それをもっと周知、アピールしていくということが必要だろうと思います。で、そういうことをしていくと同時に、やっぱり助成金額の問題なんですけれども、これ、東京都で高齢社会対策区市町村包括補助というのがあって、これが港区なんかはこれを利用されているようなんですが、2分の1東京都から補助が出ると。そういうものを視野に入れて、これはもう障害の分野じゃなくなってくるんですけども、高齢者施策としてということでこれは該当すると思うんですけども、そういった方向で金額をもうちょっとアップして、より利用しやすいものにしていくということをぜひ検討をしていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 現在の制度では障害者手帳をお持ちの方の補装具で受けられているのと同じような、手帳の対象にならない方に対して対象を拡大する考え方で補助しているものでございます。助成額といたしましては、飯島委員おっしゃるとおり、23区中港区は高額となっております。あと現物給付の区もでございます。千代田区以外は2万円から3万5,000円程度の補助になっておりまして、千代田区の5万円というのも決して少ない補助額ではないというところでございます。このように障害をお持ちの方の不便さ解消をしてコミュニケーションの支援という補装具と同等の目的でお使いいただくことを目的とはしておりますが、この障害者の施策で補聴器の助成をすることで高齢者の介護予防にも寄与するものと考えてございます。で、高齢者対象の事業とする場合でも、補助額の検討だけではなく、そういう場合にはどういったものを対象とするのかとか、そういっ

たところの検討も必要になってくるかとは思いますが、障害者福祉課で行っているこの事業でも介護予防に資するものと、寄与するものと考えてございます。

○飯島委員 いや、もっと多くの方に補聴器を使っていただく。それも早めに使うほうがいいんだということで、WHOなんかも言っているわけですね。そういう意味では、悪くなってから使うよりもは早期に使うということで普及をしていくということが必要じゃないかというふうに考えて申し上げているわけです。で、障害者のところで扱うから補装具と同等にみたいなことをおっしゃるんだけど、18歳未満の方の補聴器というのは中等度でも上限は12万3,300円あるわけですよ。で、だから何も5万円にこだわることはなくて、それを高齢者の施策にすれば金額はもうちょっと上げることができるし、そこに東京都の補助というのを使うということも、ほかの区のように、それを使っていけば可能だと思うんですね。そこを何か駄目だというような理由というのはあるのか。ちょっとこれはまた部長に聞いたほうがいいかしら。部長に伺ったほうがいいでしょうか。障害者のところにくくるんじゃないで、障害者のところにくくるから補装具と同等に5万円という金額は動かせないみたいにおっしゃるからね、そうじゃなくて、高齢者の施策として、しかも東京都の、何だっけ、高齢社会対策区市町村包括補助、これを使って助成額をもっと上げるということは検討に値するんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○細越保健福祉部長 さきの一般質問でもご質問いただきまして、その場で私も答弁させていただきました。確かに港区と比べると金額的には少し低いのかもかもしれませんが、ほかの自治体と比べたときに、これ今までも長い経緯もあって……

○飯島委員 そうですね。

○細越保健福祉部長 拡充をしたということがございまして、決して千代田区の今の助成額が低いという認識は持っておりません。

これも――あと、もう一点、今現在の仕組みというのは、障害者はもちろんですけど高齢者にも限らず、幅広くこういった難聴支援をするということでございますので、むしろ高齢者だけに絞るということじゃなくて、今の制度自体が広範な範囲に目配りをしている仕組みかなというふうに我々自負しております。

それで、これもさきの再質問いただいたときにお答えいたしましたが、今やっぱり我々大事なものは、もちろん助成額高いほうのほうがいいのかもしれませんが、その前に、やはりしっかりと高齢者の方も含めて、ご自身のそういった難聴、これはそのままにしておくと、やっぱり今、飯島委員がおっしゃられたように、コミュニケーションが不足して認知症につながるというおそれがある。これはもう我々も重々周知していますので、やはりしっかりと医療機関にまずは高齢者の方も含めてつないで、しっかり自覚してもらってやる。これをまず我々としては先にやるべきかなというふうに思っています、そこにまずは注力させていただければなというのが今の区の考え方でございます。

○池田分科会長 まとめてくださいね。部長答弁をもらったんで。

○飯島委員 いや、何も、どっちが先とかというんじゃないで、同時並行してやっていくということが区民にとっては非常にありがたいことなんですね。で、年齢が幅広く利用できるという点、確かにあります。ただ、現状としては、今まで18歳以上65以下で利用された方というのは、この助成制度をお使いになった方というのは何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○清水障害者福祉課長 令和3年度と2年度につきましては、65歳未満のご利用というのは実績としてはございません。

○飯島委員 やっぱり利用される方が加齢性難聴ということで高齢者の方が利用されているということだと思うんですね。ですから、65歳以下の方が使える制度は残しておいても構わないと思いますよ。ただ、それ以上の方は高齢者の施策として考えていくという、そういうふうに変えていくということもありじゃないんですかね。東京都の補助の制度というのを何か使ってはまずい何か理由があるんですか。今、一般施策としてやっていると思うんですけども、補助制度というのをを使うという方法はどのように考えられないのか。何か使えない理由があるんだったらそれを教えてください。（発言する者あり）2分の1だからね。（「どちらかであれば使いやすいかという……」と呼ぶ者あり）

○清水障害者福祉課長 高齢者施策に対する補助金についてということでございますけれども……

○飯島委員 そうそうそう。

○清水障害者福祉課長 そこにつきましては、様々な高齢の施策について補助を頂いているところでございます。ちょっとそここのところは、この使えない理由というのは、現在、障害者施策で実施しているというところでございます。

○飯島委員 それは分かっているの。そんなことは分かっているの。

○池田分科会長 保健福祉部長。

○細越保健福祉部長 飯島委員ご指摘のように、決して使えない理由はないということではございません。先ほど来申し上げていますように、今、区としてまずやるべきことは、そういった医療機関にしっかりとつなげるというようなところをまずやっていこうということでございますので、その先に、例えば飯島委員がおっしゃられた助成額を含めた増額というのはあるのかもしれませんが、ちょっと港区も今年度初めて大幅に上げたというのもお聞きしていますので、そういった状況も含めて、少し全体の状況を我々のほうも少し調査というか、把握させていただければというふうに思っております。

○池田分科会長 はい。よろしいですね。

○飯島委員 よくないんだけどね。

○池田分科会長 はい。この程度でしておいていただきたいと思います。

このページ、ほかございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは次のページに移ります。186ページから187ページ、このところの質疑を受けます。

○長谷川委員 186ページの6番、障害者よろず総合相談です。今までずっと活動について、講演会であったりアウトリーチのことであったり色々お願いをしてきたところなんですけれども、事務事業概要の921ページを見ると、令和元年度の頃に、令和2年度はちょっとコロナ禍で落ち込んでいますけれども、少し人数が戻ってきたところではあるんですけれども、やはり……

○池田分科会長 長谷川委員、長谷川委員、ごめんなさい。何ページになりますか。（「291ページ」と呼ぶ者あり）

○長谷川委員 291。あ、291。（発言する者あり）

○池田分科会長 291ね。

○長谷川委員 ごめんなさい。間違っちゃった。ごめんなさい。291ページ。

○池田分科会長 はい。いいですよ。どうぞ、続けてください。

○長谷川委員 すみません。ごめんなさい。（発言する者あり）すみません。失礼しました。

291ページの令和元年度から3年度までのところ確認すると、令和2年度はコロナ禍で自粛で落ち込んでいますけども、少しずつ戻ってきた状況なのかなと思うんですが、やっぱりせっかくなつくっていただいた相談機能であって、まだ少ない利用者さんのところは気になるところです。昨年度、講演会の回数は書いてないんです。どんな内容でやられたのか、周知の方法とか、工夫していただけたのか、ちょっと教えていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 区民公開講座についてのご質問ですが、実績としては全部で8回開催しております。内容といたしましては「「親なきあと」のお金のこと 講座&相談会」という内容で6回実施しているところと、「エスムラルダさんと考える『自分の性』」というもののタイトル、あと「社労士に聞く～発達障害のある方が自分で選択するために知っておくこと～」というのが1回でございます。参加者は全部で57名というところで、こちらの周知につきましては、現在、SNS等も使いまして、あとチラシ等で周知しているところでございます。

○長谷川委員 併せてそういう講演会以外に居場所機能としての使い方があると思うんですけども、まだなかなかコロナ禍でなのかな分らないんですけど、利用者が増えてこない場面があり、あとアウトリーチのことですね、アウトリーチのことがあまり書かれていないんですけども、実際に手続の支援に同行したとか、ひきこもりの方々への相談でご自宅に伺ったとか、何かそういう外に出る支援というのがどの程度あったのかというのは把握していらっしゃいますか。

○清水障害者福祉課長 居場所のご利用でございますが、令和2年度よりは3年度、529件ということで少し増えてはございますが、令和元年度と比べますと半分程度というところでございまして、やはりコロナ禍の影響ということが理由かと考えられます。

また、アウトリーチですね、どういった支援をしているかというところを具体的に幾つか申し上げますと、ある程度区役所の各課、保健所等からのつながり依頼でというところが多いところでございますが、消費生活センターと連携してクーリングオフに立ち会う。で、さらに障害年金の取得の手続をして受給につながったですとか、保健所からの依頼でグループホーム探し、グループホームの見学の同行、入居手続、その後も計画相談支援を継続しているというところ。あと居場所からにつきましても、居場所の利用から就労の相談がありまして、就労支援センターと情報共有して就労支援センターの相談につながったようなものですとか、あとは区民が他の自治体で就労している方の照会ということで、台東区の就労支援室からの照会で現在も継続的な支援が続いているですとか、国の機関から障害者枠での雇用の職員の紹介があって来所の相談につながったと。そういったアウトリーチを含めてほかの機関との連携の状況でございます。

○長谷川委員 ありがとうございます。

やっぱり相談に行ったら就労につながったとか、実際に手続の支援で同行していただいたと

か、グループホームとか年金とか、そういうのにつながったという、そういう支援がすごく必要だったのかなと思うんですね。引き続きこういう支援がここで受けられるということを知ると同時に、やっぱり本当にうまく活用していただきたいと思うわけで、たくさんの方に利用していただけるような方策を考えていただきたいと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○清水障害者福祉課長 長谷川委員ご指摘のとおり、こちらの事業所につきましては、まだまだ周知のほう、ここで具体的に何をやっているのか、ここでどうしているのかというところがまだ周知の面が不十分だと思います。で、障害をお持ちの方、それ以外の方も対象に相談に応じているところではございますが、相談してくるのを待っているのではなくて、自ら発信できない方も多くいらっしゃることを念頭に、こちらからお困り事ですとか、ご不安に思われていることなどを、いろんな機関と連携して、権利擁護の観点も踏まえて寄り添いながら支援していくことが必要だと考えております。今後、資格を持った職員も多く配置しておりますので、そういった資格的にはスキルはあるものと考えておりますので、そこのところを周りの機関とまずは顔をつないで、地域に出ていろいろな機会を捉えて、モフカでよろず相談でやっていることを十分説明して、で、さらに先ほどご説明したような、どういったことをやっている、どういったことができるというところを、評価があってこそ信頼のできる場所だということをも十分ご理解いただけるような取組を進めていきたいと思っております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。

ちょっと休憩いたします。

午後4時28分休憩

午後4時31分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

今のところで関連ありますか。

岩佐委員。

○岩佐委員 よろず相談に関連します。今、長谷川委員からもご指摘がありまして、昨年やっぱり事業の内容、特にイベントの内容ですとか、あと相談支援そのものも相談の拠点になっているのかどうかということを随分指摘させていただきました。で、発信とかを見ていると、やはりあまり改善が見られていないのかなというところがちょっと印象としてあります。また、先ほどお伺いしたイベントの内容もそんなに大きく変わってはいないと思うんですが、さっき、例えばひきこもりの講習会も年2回しかできなかったと。そういったところをもう少し区のニーズをモフカさんにお伝えして、どうしてもここが主体でやると似たようなものになる。多分得意なところは年金なんだろうと。ただ年金は講座ベースでやるのではなくて相談ベースでやるものですので、結果的に1件つながったというのは大変喜ばしいですが、やはりそこは講座に向いている題材という、そして区がやってほしい題材というのはたくさんあると思うんですね。そういったことをもう少し連携してやっていただきたいと思うのが1点と。

それから、また所長が替わったと伺っています。いい人がくればいいということではあります、やはり1年に1回ぐらい人が替わって名刺交換しているということは、そこか

ら関係をつくるということですから、どんなにいい人が毎回毎年来ていただいたとしても、そこはやはり3歩進んだらやっぱり3歩戻っているような状況になると思うんですね。ぜひその、しっかりと長く働いていただけるのか、ちょっとやっぱり環境に関しては確認をしていただきたいんですけども、その2点いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 ありがとうございます。

講座につきましては、内容につきまして、もう少し区としても精査いたしまして、必要な内容についての講座に取り組んでいただくように、もう今年度からそのところの確認をさせていただきます。

それから、人の変更ですね。今、平均で2年弱ですかね、30年から5年たちますが、勤務年数が1.8年が平均ぐらいになっております。こういったところでそういう人の入れ替わり、どういう理由なのかということも十分確認をしながら、継続してせっかくながった利用者の方が担当が替わるということは非常に大きな痛手になるところもございますので、こういった理由で人が替わっているのかということも区のほうでも確認をしながら、長く勤務継続できるようなところを区のほうでも考えてまいります。

○岩佐委員 はい。ありがとうございます。

そして、相談内容をちょっと拝見しますと、成年後見とか権利擁護とか家計とかと、様々多岐にわたってはいるんですけども、やっぱり結局例えば成年後見であれば、弁護士がいるのは例えばもう成年後見センターになるわけですから、つなぐだけになりかねない。で、むしろこちらが得意とするのは不安解消とか情緒安定ですとか、そういったちょっと不安な方と寄り添うということがもし得意なのであれば、やはり専門的なことはやはり区もたくさんあちこちで専門的なサービスを用意していますから、そこにつないだ後のフォロー、だから逆を言えば、成年後見センターからちょっとお気持ちに不安な人は所定の手続が終われば後はモフカにするという形で、もうちょっと分けていかないと、結局一番最初にいろんなよろず相談をしたとしても、それは単なるやっぱり電話交換でしかなくなってしまふ。やっぱり成年後見センターに行ってくださいねとか、じゃあこれは保健所に行ってくださいねというだけでは、これ、相談にカウントしているかもしれませんが、それは相談とは言わないですね。逆にそちらのほかの機関で相談されたもので相談が終わったものでも、アフターフォローとして、特に何か大丈夫ですかと、そういうのもまたアウトリーチでやっていただく。アウトリーチの件数も令和2年度よりは随分増えてはいますけれども、とはいえ平均にすると月に2回、やっぱりアウトリーチをもっと頑張ってくださいねということで始めていただいた事業だと思しますので、これはやはりもう少し増やす、増やすというのも、ただ増やせというだけでは、多分この事業者さんがいきなり戸別訪問をやみくもにやるわけにはいかないはずですので、そこを他の専門的な成年後見あるいは保健所といったところからモフカに振り戻すという形で、機関との連携を詳細に目的を決めて、一般的な連携をしてくださいというと、多分じゃあ連携しますと行ってまた名刺交換から始めて、で、イベントと一緒に参加しましたで終わりがちなんですよ。でもそうじゃなくて、ケア会議みたいな当事者会議みたいなものにモフカが毎回参加するわけでもないわけですね。そうすると、やはり終わった後に、はい、この手続が終わりましたねとって後のフォローということをあえて指示をしてお願いをするというような連携の仕方をしていかないと、ここが本当に基幹相談の拠点になりにくいと思うので、

そこの仕掛けというのをもうちょっと区がやっていたかないと、まだ相談機能としてはきついんじゃないかなと思うので、いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 成年後見制度につきましては、現在も社会福祉協議会と連携して進めております。ここのところで事務事業概要上、この権利擁護ですとか虐待防止とかという、その取組内容があまり説明が詳細がないところでございますが、やはりそのところ、啓発ですとか、そういったところは十分モフカのほうでもできるかと思えますけれども、役割分担、どちらでそういったことをやっていくというところをもう少し明確にして、それでよろず相談のほうでのつないだ後のフォローですとかアウトリーチ、必要なところをどういった形の連携で社会福祉協議会の成年後見センターとやっていくのかというところをもう少しはっきりとさせて、必要なところを充実させていくように区のほうでも考えてまいります。

○岩佐委員 お願いします。

○飯島委員 関連で。

○池田分科会長 関連。飯島委員。

○飯島委員 区内のいろんな機関につなぐということがそこで終わっては駄目よという話がありました。私も本当にそのとおりだと思うんですね。で、その場合に、当事者の方、相談者の方と同行して、例えば、区のほかのところ、区の職員も対応に困ることがあると思うんですね。やっぱりそういうときに区の担当者の方も相談にも乗るといって、そういった専門職、いろんな国家試験のあれを持っていたりする方がモフカの中にも多いわけですから、そういう方の知恵を区の職員の方も借りるといって関係性ですかね、そこら辺のところを十分にやっていただきたいなというふうに思うんですね。それはうまくいっているのでしょうか。担当者は職員が替わるから、区の側も替わったり、モフカのほうでも替わるという中では、なかなか関係性が今のところ築けないということがあるんですね。そこは築けるような、そういうような、モフカの中の方もそういうことも仕事の一つといつかね、そういう位置づけというのはあるのでしょうか。

○佐藤福祉総務課長 今の相談員の地域での連携のことでございますので、地域福祉計画に関わる部分ですので私から答弁させていただきます。

実際にコーディネーターの地域資源の結びつきの部分でも、相談の部分でも、モフカの担当者も含めてネットワークづくりは進めております。担当者同士は顔を合わせている状況でございますが、相談員同士の連携のちょっと弱いところといたしまして、なかなか区の計画、方針ですとか、他の分野の制度を理解するということではちょっとやはりまだ足りていないというところでございます。地域福祉計画の中で示している包括的な支援体制のその構築の今作業を進めておりますので、その中ではそういった育成の部分も含めまして取組を進めているところでございますので、ご理解賜ればと思います。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。（発言する者あり）

○飯島委員 ああ、モフカね。（発言する者あり）

○池田分科会長 はい。次をどうぞ。

長谷川委員。

○長谷川委員 186ページの9番、精神障害者就労継続支援施設の運営補助についてのところです。精神のB型の施設ができて利用されている方が増えているのかどうなのかの

ところもお伺いしたいんですけれども、できた当初のところは、B型施設というと工賃が低くてなかなか利用者さんの、何でしょうね、年金の足しになるかということなかなか難しいところがあったんですけれども、ここの施設では工賃が普通よりも多いような事業にしたいというようなお話もありましたので、現在の、現在のというか、昨年度かな、利用者数と平均工賃がどのくらいなのか教えていただけますでしょうか。

○清水障害者福祉課長 利用者数ですけれども、登録の人数ですね、平均といいますか、大体5名から7名程度、4月時点で5名で3月末で7名という状況でございます。当初20名定員で区民の利用を多くしてほしいということで補助をしておりますが、やはりなかなか増えない状況でございます。

すみません。工賃につきましては、ちょっと確認をさせていただきます。申し訳ございません。

○池田分科会長 休憩します。

午後4時42分休憩

午後4時42分再開

○池田分科会長 分科会再開いたします。

答弁をお願いいたします。

障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 すみません、お待たせして。

平均工賃でございますが、1万4,700円程度、月の月額ですね、1万4,700円、これ令和2年度の工賃でございます。まだ3年度が出ておりませんで、1万4,777円というところでございます。

○池田分科会長 長谷川委員。

○長谷川委員 こちらの事業所さんは、先日何か表彰も受けたりとか、様々工夫をさせていただいているところですけども、なかなか精神の方々のB型の就労というのは定着が難しいのかもしれないんですけども、5名から7名というところで、ちょっと人数が少なくなっちゃっている感じがしました。そのなかなか家から出られない方々の就労につなげるような工夫をしていただきたいと思います。

あと、1万4,700円工賃平均がというお話でしたけれども、今、ジョブ・サポートのほうでもB型の就労でもう少し工賃があったのかなという印象です。何かもう少し工夫というのかな、当初3万円ぐらいもらえるような施設になりたいというようなお話があったので、もうちょっとできるのかなと思っていました。何か工夫のところをその事業所さんからのお話があったでしょうか。

○清水障害者福祉課長 こちらの事業者さんからは、定員につきましても20名ですぐ区民で埋まるでしょうというお話が最初あったようですが、やはりなかなか工賃につきましても、利用者数につきましてもなかなか難しいところがございます。で、広報での工夫、賞を取ったり、広報での工夫ですとか、あと保健所からの、いろんな機関から、就労支援センターからもですけども、つなぐような工夫というのはしていきたいと思っております。なかなか個人情報の問題もあり、事業者さんだけではなかなか難しいという声も聞いておりますが、そうですね、工賃につきましても、いろいろ事業では工夫はしているようでございますが、そのところももう少し当初の目標に向けてどういった課題があるのか



というところも確認してまいりたいと思います。

○長谷川委員 最後です。

工夫をしていただきたいと思います。やっぱりこういう施設なかなか定着が難しいと思うので、そういう支援とともに、もう少し区が関わったりとか、あと近隣の事業所さんとの提携というんですかね、そういうところに、コーヒーのお店だったりするのでいろいろ入ったりとかいう工夫もできるのかなと思うので、区のほうからも何かいろいろアドバイスいろいろしていただきながら、地域で連携を取っていける、地域に根差した事業所になるような工夫をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○清水障害者福祉課長 事業者の支援でございますが、区のほうでも、現在、補助という形で支援しているところ、あとは広報への掲載ですとか、できるところはしているところでございますが、今後はこういった形で支援できるのかということを検討してまいりたいと思います。地域の中で、こちら結構好評——好評といいますか評判もよく、運営事業を展開されているところですので、地域の中で障害のある方も就労につながるような、そういった事業運営を続けていただきたいと思っておりますので、区のほうもできるところ、支援をできればと思っております。

○長谷川委員 はい。よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。事業者につきましては、利用者さんが長く続けられるように区のほうではやっぱり努めていかないといけないと思うんですよね。やっぱり精神障害の方だったり障害を持った子というのが、普通に長続きして就労できるかといったらそうではないので、しっかりと区のほうもサポートしながら、事業者にはもう少し詰めるところは詰めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。どうでしょうか。

○清水障害者福祉課長 そうですね、まず、こういった福祉就労の場として、千代田区としてはB型の就労継続の場というのがあまりないという状況でもございますし、そこでの利用者が利用しやすい環境ですとか、利用につながるようなそういった事業を実施していけるような、区のほうからもそういったところは要望してまいりたいと思います。

○池田分科会長 休憩いたします。

午後4時49分休憩

午後5時00分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

質疑のほうから受けます。ほかによろしいでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 186ページの15番、（仮称）神田錦町三丁目福祉施設整備の推進のところです。

先日、委員会の中でもご説明いただきましたけれども、もう事業所さんが決まって順調に進んでいてというようなお話ですが、利用を予定している、希望している方々の保護者さんからはいろいろ心配のお声を伺っています。その中でも、やっぱり障害者年金だけで生活していけるのか、家賃を払って生活していけるのか。あと、様々なところで、また障害者施設での虐待が報道されると、そういう虐待対策についてとか、あとセキュリティ面での心配をされている保護者さんがいます。昨年度の事業所を決定からそういう話ができるか、お伺いできたらと思います。いかがでしょうか。

○清水障害者福祉課長 現在、運営予定者と協議しているところが、機能の部分ですとか、中のどの程度の設計につながるようなところですね、そういったところを協議しております。虐待が起こらないようにというのはもちろんのところでございますが、セキュリティに関しましても、設計の中でやはりセキュリティがしっかり取れるような形というのが設計の中で重要な部分だと考えておりますので、そのところしっかりそういった設計ができるようなところで進めたいと思っております。

あと、家賃につきましては、障害者年金で賄えるようなところであるところですが、やはりついの住みかとして障害がある方が安心して暮らしていけるグループホームにということでございますので、今現在えみふるですとかみさきホーム、そちらのグループホームはそういった形になっておりますので、そのところ、その家賃等も比較しながら、まだ家賃につきましてはまだ先の検討になりますが、安心して入居していただけるような家賃設定を考えていきたいと考えております。

○長谷川委員 これからたくさん協議して決めていくことがあるかと思っておりますけども、利用者さんの立場に立って丁寧に進めていただきたいと思っております。で、家賃設定についてですけれども、やはり障害年金は金額が変わっていないですけれども、このところ物価も上がっています。そういうことも含めて、まだ8年でしたっけ、できる予定が。その頃どういう物価であったりとか生活できる状況が分かりませんが、年金の範囲で生活して余暇活動もできるような家賃設定にしていきたいと思っておりますので、えみふるのグループホーム、みさきのグループホームも含めて家賃設定について考えていただきたいと思っております。家賃設定というか、助成になるんでしょうかね、そこも含めてご検討をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○清水障害者福祉課長 この家賃につきましては、区のほうからも現在も助成している状況でございます。開設が令和8年ということで、その頃、長谷川委員もおっしゃるとおり、障害者年金がどのぐらいになるかということもございまして、そういった家賃の設定にして、そこを区でどの程度補助するかということにつきましては、えみふるとみさきホームも合わせて、その辺のところを考えてまいりたいと思っております。

○長谷川委員 お願いします。ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。このページ、よろしいですか。

飯島委員。

○飯島委員 8のジョブ・サポート・プラザちよだについて伺います。

これ、令和3年のオンブズパーソンの活動報告の中で、障害者就労支援センターの対応というのが、何か苦情申立てになっておりますね。それで就労支援の話が一向に進まないということで、不信感を持って今年の2月からセンターを利用できていなくなったと。で、調査の結果としても、やはり担当者の資質及び力量や利用者との相性などが大きく影響するということで、申立人がまたセンターの支援を再開することを願っているのが、事業所としてちゃんと対応してもらえるように、それを期待するというようなオンブズパーソンからの結論、見解でした。ここでは支援のために人を結局複数で対応するとか、そういったことは取らずに、1対1でうまくいかなくてもそのまま続けていくというようなことで、相性がもちろんあると思うんですが、そのところで相性悪ければ替えていくとか、そういう措置というのは取らなかったんでしょうか。

○清水障害者福祉課長 今、飯島委員おっしゃったのが、10番の就労支援センター事業のところのジョブ・サポート・プラザではなくて、多分オンブズパーソンの件ですと障害者就労支援センターの件ではないかと思うんですけども。

○飯島委員 これはジョブ・サポートではない。

○池田分科会長 項目が違うのかな。

○清水障害者福祉課長 はい。障害者の就労……

○飯島委員 支援センター。

○清水障害者福祉課長 委託している就労支援センターの事業になっております。

○池田分科会長 休憩します。

午後5時07分休憩

午後5時08分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

障害者福祉課長。

○清水障害者福祉課長 10番の就労支援センターのオンブズパーソンへの申立ての件でございますが、こちらやはり申立てということで対応させていただいてはおりますが、現在は2名体制で対応しているところでございます。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 この申立ての方は、相性が悪い方になっちゃったと。で、そのもう一人の方、複数体制なわけだから、その違う方ともやっぱりうまくいかなかったということなんですか。

○清水障害者福祉課長 なかなか、そうですね、ご本人様のご希望に添う形というのが難しいところでございまして、それで2名で対応しているところでございますが、人が替わってもなかなか、ちょっと難しい状況でございます。

○飯島委員 で、これ、令和3年の活動報告ということでオンブズパーソンからこのような見解が示されているんですが、現在はうまくいっているんでしょうか。改善されてうまくいったのかどうか。

○清水障害者福祉課長 ご本人のご意向に沿う形はなかなか難しいと思いますが、支援は継続している状況でございます。

○飯島委員 えっ。改善は難しい。

○池田分科会長 継続をしているということですね。

飯島委員。

○飯島委員 来れているという状況ですか。この申立てをした方は来れている、今来ているということね。

○清水障害者福祉課長 はい、そうです。はい。

○飯島委員 じゃあそれは改善されたということでよろしいんですね。

○清水障害者福祉課長 はい。現在は2名体制で継続して支援を行っている状況でございます。

○飯島委員 はい。じゃあ、いいです。

○長谷川委員 関連で。

○池田分科会長 関連で、長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。就労支援センターの昨年度の就労者実績、実数、実人数が16名でしたけれども、令和元年からもあまり変わってはいませんが、就労率が低い理由とか、登録者数はもう170人超えの人数の中、十数名というのはそれはどのくらいの支援をしてというかな、何回ぐらい支援をしてここにつながったのか、早い人と遅い人といるのかもしれないんですけども、支援体制がどういうふうになっているか。例えば週1回関わるとか、何かそういうやり方について教えていただけますでしょうか。

○清水障害者福祉課長 現在5人の職員が対応しております。で、16名というのは新規の就労の人数でございます。平成30年は22人、令和元年度21人ということで、やはりコロナの影響によりまして、少なくなっているところでございます。ただ、支援内容といたしましては、就労支援といたしましては3,336人ということで、1日平均12.8人の就労に関してはそういった支援を行っております。また、生活支援、職域開拓ということで、新しい職場ですね、事業所につないでいるということも実績としてはございます。すみません。どのくらいの頻度で対応しているかというのは、その利用者様によって、まめにメール等でやり取りしている方、毎日連絡を取り合っている方もいますし、週1回、月1回と、その方によって違ってございます。

○長谷川委員 そうですね。その方によって対応が違うかと思えますけれども、179人の方が昨年度登録されていたということは、やっぱり5人の職員さんで対応が足りていたのかどうかということも、何か状況が、何というのかな、支援の不足があったのかなということもちょっと心配になりますので、今後、必要な方に必要な支援が行くような回数を相談をして、就労につなげる方法をまたさらに考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○清水障害者福祉課長 支援の状況でございますが、やはり必要な方に必要な支援ができていくかということも状況を確認しながら、どういった体制でやっていただくのがいいのかということも区のほうでも考えていきたいと思えます。

○長谷川委員 よろしくをお願いします。ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。

ほかに、このページ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、次のページに行きます。188ページから189ページの、あ、失礼いたしました。それでは、ここで、目の2、障害者福祉費を終わります。以上で、項の2、高齢者・障害者費についての調査を終了いたします。

次に、項の3、生活保護費の調査に入ります。事業数が少ないため目ごとに説明を受け、質疑は項でまとめて行います。決算参考書の188ページから189ページです。目の1、生活保護総務費について、執行機関から説明はありますか。

○大松生活支援課長 私どものほうから説明はございません。

○池田分科会長 はい。続いて目の2、扶助費について、執行機関から説明はありますか。

○大松生活支援課長 説明はございません。

○池田分科会長 はい。生活支援課長、ないですね。

生活保護費の項全体で委員からの質疑を受けます。

長谷川委員。

○長谷川委員 扶助費のほうになるのかと思います。扶助費の1、保護費、188ページです。今、扶養照会についてどの程度昨年度行われたのか、実績をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大松生活支援課長 今頂いたご質問で、別途、扶養照会の割合について、以前、課のほうでちょっと聞いたことがありまして、それで大体10件に2割の割合で生活扶助の照会のほうをかけているということでした。ですから、この場合、割合ですと、令和3年度ですと大体567件のうちの110件ぐらいになるかと存じます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。

今、そうですね、扶養照会については扶養義務者については文書による照会を行うなど、最小限の調査を行うことというようなことで、扶養照会は必ずしもしなくていいというか、しなくてもいいという状況だと思うんですけども、先日ちょっと生活保護の相談のところで私が関わったところによると、やはり文書による照会なんでしょうかね。本当に厳しい状況で頼れる親族がない状況なのに、それでもご高齢のきょうだいとかに連絡を文書で行うということがあったようです。その件数も含めてこの扶養照会になるのかどうか、文書による扶養照会もその件数に入っていることなのか、それは文書は扶養照会に入らないのか、どちらでしょうか。

○大松生活支援課長 今頂きましたご質問で、文書による照会も、扶養照会には入ります。

○長谷川委員 入っていますか。

○大松生活支援課長 はい。

○長谷川委員 じゃあ、そのほかの方々は文書による照会も入っているこの数であれば、ほとんどの方は扶養照会を行わなくて手続に入っているという認識でよろしいですか。

○大松生活支援課長 そういう認識で結構でございます。

○長谷川委員 はい。ありがとうございます。（発言する者あり）

○池田分科会長 休憩します。

午後5時19分休憩

午後5時19分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

もう一度答弁からお願いいたします。

生活支援課長。

○大松生活支援課長 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

この令和3年度の被保護世帯数567人は、すみません、もちろん扶養する人がそもそもいない場合がございますので、さっきの110件という数のほうは、私が今ちょっと計算上出した数字でございますので、訂正させていただきます。この567件のうちのどのぐらいが扶養照会をしていないかというのは、すみません、ちょっと把握しておりません。で、先ほど申しましたように、扶養がいる方の中で大体10のうち2件ぐらいをしているという話でございましたので、そういうふうに訂正させていただきます。失礼いたしました。

○飯島委員 ちょっと関連で、いい。

○池田分科会長 飯島委員、関連で。

○飯島委員 今の扶養照会をしたうちで扶養に結びついたというのは何件あるんですか。

○大松生活支援課長 扶養照会をして扶養に結びついたという、ちょっと数字のほう、統計のほうはちょっと取ってございませんので、ちょっと申し上げられませんが、件数のほうはちょっとお答えできません。

○飯島委員 以前はつながらなかったということで結びついた例はなかったというふうに伺っているんですね、以前聞いたときには。だからその後どうなのかなと思って伺ったんですけども、把握されていないということなんだけど、生活保護ではなくて、その方、親族から扶養されるということになって、生活保護を受けなくなったという数ですよ。そこが把握されていない。

○池田分科会長 休憩します。

午後5時21分休憩

午後5時25分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁からお願いします。

生活支援課長

○大松生活支援課長 失礼いたしました。

扶養照会をかけて生活保護につながった件数はございません。

○池田分科会長 はい。よろしいですね。

○長谷川委員 関連じゃなくて。

○池田分科会長 長谷川委員。

○長谷川委員 扶養照会のさっきの続きになるんですけども、扶養照会も形式的な文書のものなのでということで送りますというようなお話が事例でちょっとあったんですけども、どうしても駄目な、駄目なというか、親族のほうでなかなか援助ができないというのが分かっている場合でも、書類的に形式的にそういうのが必要というのは、そこまでやらなくちゃいけないのかなという思いがあるんですけども、やっぱりそれは皆さん紙で確認を取らなきゃいけないものなんでしょうか。

○大松生活支援課長 今のご質問に関しまして、まず生活保護法の4条で、基本的に扶養義務の扶養というのは法律のいわゆる保護に優先して行われるものとするというのが確かにあるんですが、一方で、厚生労働省の局長通知で、やむを得ない場合、そういう人がいない場合は必ずしもそうではないという局長通知がありますので、そこのところは私どもの所管も重々認識しておりますので、必ず出さないといけないものというふうには認識しておりません。

○長谷川委員 最後に。やはり扶養照会がネックになって生活保護の申請ができないという方々もいらっしゃるかと思います。そういうところも含めて、柔軟に窓口で丁寧な対応をしていただきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

○飯島委員 関連で、関連で、関連で。今の。

○池田分科会長 今の。

○飯島委員 そうそうそう。

○池田分科会長 飯島委員。

○飯島委員 NPOだと思うんですけども、これ、扶養照会に関する申出書というひな形をつくっていて、で、結局は私には仕送りしてくれる可能性が高い親族はいませんとい

う、そういうようなことを出せば、それは厚労省としても認めるというか、問答集の中で認めるということになっているということが書かれているんですね。それでこれを千代田でも使ったらどうかというふうに思っているんです。で、これ書面としてあるんですけども、これが厚労省からの課長通知、その中でもやっぱりDVに遭った方なんかはそういう扶養照会しない。元配偶者に扶養照会しないというのがあるじゃないですか。それと同じように扱えるというのが問答集にも書いてあるそうなんです。ですから、ぜひこの扶養照会に関する申出書、私には以下の扶養義務者がいますが扶養照会はしないでくださいという申出書、これをぜひ活用することも検討されたいと思います。これ、提案です。

○大松生活支援課長 今のご提案も含めまして、私も生活保護が憲法25条に基づく、生存権に基づく権利だということは重々認識しておりますので、現場のほうで柔軟な対応はもちろんですけど、今の文書のほうも含めまして、それを含めましてちょっと今後ちょっと運用のほうで研究させていただきたいと思います。

○池田分科会長 ほか、よろしいですか。

○飯島委員 生活保護に関して。

○池田分科会長 休憩します。

午後5時30分休憩

午後5時31分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁の修正がありますか。

生活支援課長。

○大松生活支援課長 失礼いたしました。答弁の修正をさせていただきます。

先ほど扶養照会をしてつながった例がないというふうにお答えしましたが、扶養照会をしてつながらなかった……

○飯島委員 それでいいんだよ。

○大松生活支援課長 えっ。つながった例。あ、失礼しました。扶養照会をして生活保護につながった例はございません、というふうに修正させていただきます。

失礼いたしました。

○池田分科会長 はい。

ほかの質疑を受けます。

○飯島委員 生活保護の申請にいらっしゃる方の中で、携帯電話を今まで使っていたんだけど、それがもうお金を払えなくて滞納になってしまって、結局不良債権みたいになって、もうリストに載っちゃって、携帯電話を買うことができないという方がいらっしゃるんですね。そういった場合に、そういう方を対象に電話を安い金額で、基本料金は払ってもらっただけだけど、貸すという事業者がいらっしゃるんですけども、千代田区の場合に生活保護の申請者の中でそういった例というのは今までありましたか。携帯電話を手に入れることができないという。

○大松生活支援課長 今頂いたご質問で、例えばクレジットカードのブラックリストなどにおいて携帯電話を止められた人が、そういった携帯電話を生活困窮者へ携帯電話等サービスを提供している事業者などの利用ができないかというご質問でございますけど、まず生活保護、あと生活困窮者相談の窓口で、確かにクレジットカードを止められてブラック

リストに載っている旨の相談を受けたということは、件数が何件とまでは統計も取っててもございませんけど、そういった例はございます。ただ、そのことによって携帯電話サービスを、ケータイが使えないのでこれが何とかできないかという相談というのは今のところ受けたという把握はしておりません。

○飯島委員 私が知っている方の中にはそういう方がいらして、お友達の名義を借りて、それで申請しようかな、なんて言っている方がいらしたんですね。その方は、多分こんなことを相談しても駄目だろうと思って多分おっしゃらなかったのかなというふうには思うんですけども、やはり全国的にもそういう方が多いようで、これは厚労省の生活困窮者自立支援室から事務連絡ということで、福祉事務所とか担当のところに行っていると思うんですけども、就職活動もケータイがないと今できない時代で、自立のためにも携帯電話を持つことは必要だというようなことで、そういう事業者があるのでお知らせしますというような事務連絡が1月に来ていると思うんですね。このことは承知されているでしょうか。

○大松生活支援課長 はい。今のご指摘があった事務連絡につきまして、令和4年1月1日付の事務連絡につきましては所管のほうでは把握しておりまして、例えば、今のお話で、そういったご相談、ケータイが止められて困っているんだけど、そういったケータイのサービスというのはいないかみたいなのがあれば、この事務連絡によって、そういうサービスを提供している事業者リストといったのもありますので、紹介できる体制というのがあります。ただ、相談が困窮者の現場ではなかったもので、今のところちょっとそういったお応えというのは例はございませんというふうにこちらのほうは把握しております。ですから、今後そういったことのケータイを止められた方への携帯電話サービスの事業者リストにつきましてのちょっと周知に関しましては、ちょっと今後、またどういったやり方がいいか、どういったタイミングで周知するのがいいか、ちょっと研究をさせていただきたいと存じます。

○飯島委員 そうですね。多分申請されている方、あるいは生活保護を利用されている方というのは、連絡先というかね、書いてあると思うんですね。で、それで電話をして、もうこの電話は止められていますみたいなことがあれば、その方は多分こういうケースだと思うんですね。だからいろいろ連絡する場面あると思うんですけども、そのときにも気をつけていて、もしそういうアナウンスがあった場合には、その方には周知をするということも含めてぜひお願いしたいというふうに思います。

○大松生活支援課長 はい。今のご指摘のとおり、先ほど申しましたように、こういった課題の周知のやり方を含めて、ちょっと今後、研究、検討をさせていただきたいと存じます。

○飯島委員 はい。いいです。

○池田分科会長 はい。よろしいですね。

ほか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 以上で項の3、生活保護費についての調査を終了いたします。

本日調査を予定していた保健福祉部所管の一般会計歳出のうち、保健所所管以外の部分を終了いたしました。調査漏れはありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で本日の調査を終了いたします。

10月3日も午前10時30分から、一般会計の歳出のうち保健所所管部分、ほか一般会計の歳入、国民健康保険事業会計の歳入歳出、介護保険特別会計の歳入歳出、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出を行います。

本日はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

午後5時38分閉会